栗原亮一著

# 軍備論

明治二十五年二月印行

栗原亮一著

# 軍備論

全

明治二十五年二月印行

## 自序

軍事は野暴なり文人は軍事を論せす武人は政事に與からす余は一個の文人のみ何か故に强て自ら軍事を論す是れ軍人か政事を談するか如き門違ひの事に非らされはなり三軍を叱咤して萬里の長城を破るか如きは彼等の自ら任する所ならん一國を經綸して百年の大計を定むるは我等自ら之を任せん酒を飲まは當さに百川を吸ふの量あるべし兵を用ひは當さに五洲を罨するの策あるべし

我國は東洋の一孤島なりと雖も亞細亞の盟主と爲りて覇を謀り魯鷲圖南の翼を挫き英獅東噬の勢を制するは終に難きに非らさるべし進んて之を取らん耶將た退て之を守らん耶斯の如きの事は孰れも野暴の至りなり軍備を撤し戰爭を廢し山水明媚なる我か敷島を以て世界の遊園と爲し彼れ大に軍事を講すれは我は盛んに美術を修め敵艦の攻め來るや砲臺を以て之に當らず龍宮の如き瓊樓瑤閣の美を以てし軍隊を以て之に當らす乙姫の如き紅裙隊の群を以てし敵前に迫れは則ち彈丸硝藥を以て之を禦かす絃歌踏舞是れ膳羞とし其來るを招き敵軍を香園粉陣の中に陷らしめ之を惱殺し殲くすべし彼に堅艦猛將

ありと雖も用ゆるに處なし是れ我國防の第一策なり琵琶湖の水は滑かにして凝脂を洗ひ芙蓉峯の雪は清くして孱顔を畫き月瀬の梅芳野の櫻風光宛然造化美術の粹を鍾めり若し之に加ふるに人工美術の觀を凝らせる巴黎の文物を以てせは天下第一の美術國なり我日本は美術を以て國是と爲さは何そ軍備の用あらん唯た世界各國は野暴なるを以て我國も亦た野暴の仲間入りを免るゝを得ず

余か一朝誤て豪傑政事家の仲間入りを爲すや角張りて我國の政事を談せさるを得ず軍略は與り知る所に非らす然れとも軍備は政事の一大要務たれは豈に之を忽かせにするを得んや曩きに第一期帝國議會の開くるに際し余は我黨同志の友と我國陸海軍備の事を取り調へ其稿積んて卷を成せり乃ち之を世に公けにし廣く同志の友を得て更に益々講究する所あらんと欲す自ら笑ふ余も亦た甚た野暴なる哉

議會解散の後ち我選擧區に歸るの前日倉卒の閒筆を呵し東京千朶木の僑居落木荒涼の窓底に之を記す

明治廿五年一月　皆無庵主人

# 軍備論目次

軍備論目次終

# 軍備論

栗原亮一著

## 第壹章　總論

世界各國其獨立を保ち權利を全ふせんと欲せば自ら備るの軍備無かる可からず一國の中に於ては政府ありて各人を保護するも各國の間に在ては政府なく無政無法なり彼の萬國公法なる者ありと雖も其法を司るの萬國政府ある者なし公法には制裁の力なく其恃む所は唯た國際上の情義ある而已其情誼一たび破るれば兵力に訴ふるの外なし萬國公法の下に立て其國の獨立を保ち權利を全ふせんとするは實に難しとす是れ各國其軍備を必要とする所以なり或は曰く自由主義は平和を旨とする者なり軍備を講するは自由主義の取らざる所なりと何

ろ誤れるの甚しきや若し世界に一大政府ありて各國を保護すること一國の政府が各人を保護するが如くあれば兵力に頼て自ら衛るの必要なしと雖も斯る弱肉强食の世に處しては兵力に頼るに非らずんば何を以て其國の獨立權利を保全し其民の自由康福を安固ならしむるを得ん哉歐米各國皆な軍備の完からざるは莫し我國は東洋に孤立して海外强國の衝に當れり豈に軍備完からずして能く安全なるを得べけん哉夫れ兵は刀の如く以て人を殺すべく以て自ら衛るべく唯だ其用法如何んに在る而已我國軍備の必要なるは固より論を待たざれども其方針如何んに至ては大に國是を誤り主義に戻るの患あり我黨自由主義を執る者が軍備を講し以て其方針を定むるは即ち自由主義を發揚する所以なり軍備を充實して外能く侮を防ぐは即ち我國の平和を維持する所以なり凡そ各人相交るの間に於て爭を起すは侮を生ずる

が故なり敵を以て相交るに於ては爭を起すを幾んど希れなり各國相交るの間に於ても亦た然りとす弱は侮の由て起る所なり强弱の勢相異なるは爭の由て生ずる所なり故に各國其軍備を充實し以て强弱の勢を均くするは即ち國際の平和を維持する所以也歐洲列國が頻に軍備を講じ戰端を啓くの勢を示し而して容易に戰を交ゆるに至らず却て能く平和を維持するは兵力の權衡其宜きを得ればなり我國が亞細亞洲の東隅に獨立の勢を持するには海外各國に對して兵備の權衡其宜きを得ざる可らず是れ我輩が我國の軍備を論ずるの已む可らざる所以なり

陸海軍の編制及常備兵額を定むるは我國の憲法上に於て　天皇の大權に屬し議會の干渉を許さゞる所なりと雖も財政の事を議するは衆議院の本領なり軍備と財政と相待て行はれ必要の軍備は國財を費し

て之を成さゞるを得ず然れども財政の許さゞる所は軍備も之を成すを得ず故に軍費を議するは衆議院の權内に在るなり而して此軍費を議するに於ては軍備の方針一定せざれば其多少、緩急を議定するに由なきなり若し之を議するに於て一定の方針なく其急なる者も多きは之を減じ其緩なる者も少きは之を減せず杜撰に平均を以て各款項の中に就き妄に之を減ずるが如きあらば國家の大計を誤るの恐あり故に先づ我國軍備の方針を一定せざる可らず帝國議會開院式に於て叡聖文武なる　天皇陛下は陸海ノ軍備ハ内外ノ平和ヲ保全スル爲ニ歳ヲ積ミテ完實ヲ期セザル可ラズとの勅語を賜はりたり我輩臣民も亦た夙に玆に憂慮して措ざる所なれば謹んで聖意を體認する者なり特に輔弼翼賛の責に任する内閣諸公と審議協賛の職に在る議員諸士とは聖意に奉答する所無かる可らず然りと雖も專ら軍備を擴張して民

力を疲弊せしむるが如きは決して許さゞる所あり軍備は民生を保護するの要具なり立憲政躰の國に於て軍備は内に在て憲法護衛の干城と爲り外に對して獨立自衛の利器と爲らざる可らず我國の軍備は即ち我國を護り我民を衛るが爲めにして專制家の爪牙と爲り以て志士を殺し良民を虐ぐるの凶器に非らざるを知らば我國の人民たる者にして誰れか軍備を忌み軍費を厭ふ者あらん哉我民をして我國の我物たるを知らしめば誰れか我國を愛護せざらん苟くも我國を愛護するの念を生ぜば誰れか軍備の整頓を願はざらん我民をして斯念を生ぜしむるは即ち代議政躰の妙用なり今や專制の舊躰を一變して立憲の新政を布かんとするの時に際し我民と共に謀りて我國の軍備を勉めば期して成すべき而已民力を休養するは今日の急務なるを以て政費を節減するの說頻りなりと雖も國家必要の軍備を欠き強て之れを節

減すべしと謂ふ者ハ有らざるべし唯だ虚飾を飾り冗費を省き以て軍備急要の費に充つべきのみ軍制ハ議會の喙を容るゝを許ざる所なれども軍費ハ議會の協賛を要する所なれバ之を議定するに於て先づ我國軍備の方針を一定するを要す故に我國の軍備を論ずるに於てハ軍備の四大原則、及其の應用、各國之陸海軍比較、陸海軍之關繫、及任務、我國陸海軍の沿革、編制、及經費等に就き逐一之れを論ずるの必要を感ずるなり

## 第二章　四大原則

人間萬事原則あらざるは莫し故に軍備にも亦た原則あり此原則に據て以て其利害得失を論ずるに非ずんば以て一定の論を立るを得ざるなり我國の軍備は如何んして可ならん乎之を論定するには普通の原則に據て之を判斷すへき而已凡ろ軍備には四大原則あり茲に先つ之

を汎論し而して后ち之を我國の軍備に應用し實際に就て詳論すへし

第一原則　兵は人を以て成る者なれば人多きの國には多くの兵を備ふるを得べく又人の多く居る處は生命財産に就て保護すべきの要め多ければ從て多くの兵を要するの理なり單に面積を以て軍備の一大原則と爲すに足らず無人の鄕、空漠の地は敵兵之を攻め侵さず從て之を守るの要少し其國に大軍を備へんと欲するも之に充つべきの人口少ければ如何んともする能はず歐洲六大國の中に在て露西亞が八十九萬二千餘の常備兵を有するを得るは人口一億萬餘の多きを有すればなり佛蘭西、獨逸の兩國は境を接して相敵し軍備の擴張を競爭するも常備軍は兩國共に四十六七萬餘に出でず是れ兩國の人口は露西亞に比して半數弱若くは三分一强なるを以てなり又た兵は單に其地の山川草木を守るに非ずして其人の生命財産を護る者なれば地廣きの

處よりも人多きの處に必要なり我國の北海道、露國の細伯利亞等の如き人口稀れなるの地ハ敵兵の主として目的とする處ニ非らず其人口最も多くして財貨の輻輳する大都府に在るなり故に其國の面積廣しと雖も其守るべきの人口少けれバ多くの兵を要せず面積を以て本位と爲し其國ニ備ふべき兵數を定めんとするが如きは軍備の原則を知らざる者なり是れ人口を以て軍備の第一原則と爲す所以なり

第二原則　其國の人口多ければ多くの兵を備ふるを得べしと雖ども軍備は多くの費用を要すれば其國貧にして國庫の歳入少けれバ多くの兵を養ふ能はず若し强て之を爲さば民を疲らし國を危くするニ至るべし且つ今の戰爭ハ古ニ異なりて器械の戰爭なれば其勝敗ハ其利器を用ゆると否らざるとに由て豫め之を卜すべし國庫富まざれバ以て之を利用するを得ざるなり所謂富國强兵は相俟つて離れざる者な

り野蠻時代に在ては貧國强兵の事もあるべしと雖も文明時代の軍備は莫大の費を要するを以て國富まざれば兵强きを得さるなり然れども其國の勢に由て富國を待て而して後ち强兵を謀るを得ず軍備の急要なる時は政府の歳入を增加して之に充つる事あり即獨逸の如きは軍備に供するが爲に非常に歳入を增加せり故に其國の軍備は其國の富に相當せざるも歳入に相當せざるには非らず我國の軍備は獨逸に比較し凡十分の一なるを以て我國の軍費を小額なりと謂ふ者あれども我國の歳入も亦た獨逸に比して殆んど十分の一に居れば其歳入に相當する者なり而して軍備は其國に於て勢の必要より生ずべき者なれば其國富の度に相當せざる事あり是れ歳入を以て軍備の第二原則と爲す所以なり

第三原則　其國の軍備を成すには入口と歳入とのみを以て本位と爲

すを得ず世界各國其地理を異にし或は陸國あり或は海國あり獨逸、墺地利の如き陸國は最も陸軍を以て必要と爲し海軍の需用少く彼の英國の如き海軍の必要多き海國に比較して海軍の費は數層倍少しとす之に反し英國の地理は四面に海を環らし海防の必要を感じ又航海の事業盛んなれば軍備は海軍を主とせざるを得ず其他佛國の如きは海岸を控へ伊太利の如きは半島に位するを以て同じく海軍の必要を見るあり或は其國の位置と地勢との二に分ちて之れを論じ地勢とは茲に掲げたる陸國或は海國即ち絶島半島群島の謂にして位置とは即ち其國の寒帶若くは温帶に位するか將た熱帶に位するうの謂なり氷山凍海の寒國には敵兵入り難く瘴煙酷暑の熱國には敵軍侵し難く而して温風和氣の暖國には敵兵進み易しとを又た地形遠隔萬里の波濤を以て相隔つれば敵國外患は甚だ稀れなりと雖も今や陸軍は鐵道を以

て相接し海軍は航路を以て相通ずれば海國は海軍の備最も嚴なるを要す此等は其國の軍備を爲すに深く考ふべきの事なり所謂ゆる地勢と位置とは其別あれども茲に之を合せ稱して地理と名けり各國の地理は一様ならず軍備も亦た之に依て相異ならざるを得ず是れ地理を以つて兵備の第三原則と爲す所以なり

第四原則　其國の人口歳入は如何なるも其國の地理と相同きも其國の政略相異なれば其軍備も亦た從て相異ならざるを得ず而して其國の政畧は我に存する者あり他に由る者あり我に存する者とは即ち自國の勢に由て之れを定め或は獨立自衞を主とするものあり或は進攻侵略を事とするものあり然れども亦他國の勢に由ては其の政畧を異にせざるを得ず隣國の中にして急かに軍備を擴張し自國と兵力の權衡を失ふが如き事あらば其獨立自衞を全ふするが爲めに自國も亦

た軍備を擴張せざるを得す隣邦之形勢と其國之國是とを以て各々軍備の一原則と爲そ者あれとも其國の政畧ハ其國の國是若くは隣邦の形勢に由て之を定むる者なれバ之を合せ稱して政略と謂ふを得べし其國の軍備ハ政略ニ由て定むべき者とすれバ則ち其目的無かる可らず何ぞ其目的を定めす暗夜に鐵砲を撃つが如く漫然たる軍備に財を費すの愚ある可ん哉獨逸の佛國ニ於けるか如き英國の露國に於けるが如き等ハ皆な相對するの目的あるなり歐洲列國か軍備の競爭を爲し之に莫大の費を投するハ政略上已むを得さるなり其國の政畧ハ單に獨立自衛ニ在ること瑞西、白耳義の如くなれハ多くの常備軍を要せすと雖も其國の政畧ハ進攻侵畧を事とすること露國英國の如くなれバ多くの常備軍を要すべし其國の政畧に由り或ハ外交に干渉し他國と相結んで事を謀る者あり或ハ外交に干渉せす自國の備に賴り自ら守

る者あり兵數の衆寡備軍の緩急は之に由て各々相異なる所あり是れ政畧を以て備軍の第四原則と爲す所以なり

以上四大原則は之を實地に應用するに於て相互に矛盾する者あり參酌其宜きを得さる可らず例之人口の上に於ては多くの兵を備へ得べきも歳入の上に於て然するを得ず又た地理の上に於ては海軍を以て必要と爲すも同じく歳入の上に於て海軍を擴張し難し若し政略の上に於て多くの常備軍を要するも亦た是れ歳入の上に於て然るを得さる者あり歳入少きも兵を備ふるの多き獨逸の如くなるは其政略に於て必要とすればなり歳入多きも兵を備ふるの少なき米國の如くなるは其政畧に於て必要と爲さゞれはなり此等四大原則の中に就て其國の政畧は最も其國の軍備に於て重要の關繫を有する者と知るべし

## 第三章　我國の軍備

前記の四大原則に據て我國の軍備如何んを論定するハ今日當務の急たるを知るなり

第一原則たる人口の點より論すれハ我國ハ清國、露國、米國に及はすと雖も獨逸、英國、佛國、伊國、墺國の如き歐洲五大國と伯仲の間に在り故に唯た此點より論それハ此等の大國と相均しき兵數を備ふるを得へし歐洲各國の兵數を算するに人口千に對する現役兵員、佛國ハ十二人獨逸、及ひ伊國ハ九人露國ハ八人にして平均九人の割合なれとも我國ハ一人に過きす露國の如きハ現役兵員として八十九萬餘の大軍を備へ而して獨逸、佛國の如きハ各々四十六七萬餘の大兵を養へり是れ政畧上よ出る者にして我國の如きハ人口、此等諸大國と匹敵するも斯く多くの兵を養ふの必要を見ざるなり

第二原則たる歳入の點より論すれハ我國ハ歐洲の諸大國よ比して數

層倍も少く殆んと土耳其、白耳義等と匹敵するに足るのみなれバ此等の諸大國と相均しき兵數を養ひ難し我國にて最近三年間の平均一ヶ年の軍費ハ二千三百廿六萬圓にして之を歐洲諸大國に比すれハ五分一乃至二十二分一の小額なり其比較ハ即ち左に記するが如し

| | | |
|---|---|---|
| 日本 | 二千三百廿六萬圓 | |
| 佛蘭西 | 五億二千百十四萬圓餘 | 我國の二十二倍 |
| 露細亞 | 三億三千六百廿四萬圓餘 | 我國の十四倍半 |
| 英吉利 | 二億六千二百四十一萬圓餘 | 我國の十一倍 |
| 獨逸 | 二億五千百十萬圓餘 | 我國の十倍 |
| 墺地利 | 一億三千九百七十萬圓餘 | 我國の六倍 |
| 伊太利 | 一億二千九百五十八萬圓餘 | 我國の五倍半 |

右の如く歐洲各國の軍費ハ莫大にして我國の軍費ハ小額なりと雖も

之を歳入に比較すきハ其最も多く軍事に費す國ハ歳入百分の三十六七にして其最も少く軍事に費す國にても百分の二十三四に下らず之を平均それハ百分の二十九强を以て通例と爲すなり而して我國の如きハ百分の二十九なり大約歳入の三分一を以て軍費に供するの割合とすれば我國の軍費も亦た歳入に比較して相當する者なれバ決して此を以て少しと謂ふを得ざるなり

第三原則たる地理の點より論ずれバ我國ハ四面環海の嶋國なれバ平時幷に戰時に於て海軍の備を要すべきハ固より論を俟たず且つ其位置たるや温帶に在り氣候暖和、山水明媚にして眞に是れ樂土佳境なればハ敵兵屯するに安く世界各國の垂涎する所なり彼ハ海より來る我も海より之を防がざれバ沿岸都會の砲擊を恣にして之を陷れ或ハ要衝の島嶼を占領して内海の通航を封鎖すべし勢玆に至らバ一國の氣脈

相絶へ人心の疑懼底止する所を知らず是を戰時に於て海軍を必要とする所以なり而して平時に在ては内海に侵し入る外國船の漁獵を禁制し若くは海外の通商殖民を保護するは海軍の力に頼らざるを得ず然るに海軍を備ふるには莫大の經費を要し且つ我國は其第一原料たる鐵材に乏しく而して通商殖民の事業は未だ盛んならざれば英國の如くなるを得ず或は曰く英國は島國なれば海軍を以て國を建てり日本も亦同く島國なれば海軍を備ふること英國の如くならざる可らずと我輩は斯る簡單なる思想を以て之を論ずるに非ず或は曰く日本は貧國なり海軍は莫大の費を要すれば陸軍を以て國を守るべしと我輩は斯る保守的の論を以て滿足する者に非らず我國是は我地理に則らざるを得ず而して我地理の上に於ては航海通商を以て我國是と為さゞるを得ず我輩が地理の點より論じ海軍を以て必要と為すは深く國

是論に基く所の者あるなり請ふ審かに後篇を待て之を論せん
第四原則たる政略の點より論ずれバ我國の軍備ハ果して如何んすへき乎其政略茲に一定せざれバ以て軍備の方針を定むるを得ず各國軍備の主要ハ内乱鎮定の爲めに在らず外交政略の爲めに在るなり故に我國の軍備如何んハ我國の外交政略如何んに由て定まる者と知るべし若し我國の外交政略は亞細亞洲の盟主と爲り以て東洋問題を裁决し兵力を以て國際に交渉するに在れバ清國ハ勿論露英と匹敵するの大軍を養ひ備へざる可らず然れども斯の如きの政略ハ我國に適當せざる者なり或ハ盟主と爲らざるも東洋問題の起るに際してハ我國の利害盛衰に關する限りハ之に與り以て通商航海の權利を主張せんと欲せば相當なる海陸軍の備を爲さざるを得ず斯の如きハ即ち我國の政略として實に已むを得ざる者なるべし或ハ單に一國の自立を目的

とし東洋問題の起るに際しても之を視る對岸の火災の如く敵兵の直ちに我國境に迫るの事なければ毫も之に關繫せざる無頓着の政略を執るなれば何ぞ必ずしも多くの費を投じて陸海軍の備を爲すを要せん我國軍事上の政略は獨立自衛に在るべきは固より論を俟たざれども攻むるの力なくんば以て守る能はざるは千古の格言なり我國の政略は獨立自衛に在りとすれば以て之に應ずるの海陸軍を備へざるを得ざるなり

## 第四章　各國陸海軍の比較

世界各國陸海軍の備は皆な前論の四大原則に據て成る者なり之を比較對照するに於て人口の割合に兵數の多きは佛國を以て最と爲し其次は獨逸、伊太利にして墺地利、露細亞、之に次ぎ米國は最も少く而して日本は歐洲諸大國に比すれば甚だ少き者なり歲入の割合に軍費の多

きハ獨逸、墺太利、なり此兩國ハ歳出入の經理ニ於て他國と相異なりたる一種の特例なれバ一般に各國と對照し難し獨逸の如きは軍費の最も多き國ニ相違なけれども獨逸の歳出ハ帝國議會、外務省、内務省、陸海軍省、司法省の經費、鐵道、國庫、公債、恩給基金、等帝國一般に關する政費のミにして獨逸各邦に關する政費ハ各自の支辨に屬するきハ各邦の政費を除きて陸海軍費を算するニより多額と爲るなり又墺地利の歳出ハ外務省、陸海軍省、大藏省、會計檢査院の經費のミにして其他ハ匈牙利と敗政を異ニせるを以て其軍費ハ他國に比して頗る多きも其他の政費と合算するときバ特に多き者にも非らず其他歳入の割合ニ軍費の多きハ露細亞、と英國となり露細亞ハ侵略併呑を以て政略と爲し常に大軍を備へ英國ハ屬地を鎭撫するが爲めに海軍の備を要し且つ海軍費の多きハ世界第一なれバ此兩國にして軍費の多きハ當然なり我國の如き

# 各國陸海軍備一覽表

| 國名 | 面積（方里） | 人口 | 歲入（千円） | 陸海軍總費（円） | 陸軍費（円） | 海軍費（円） | 歲入百ニ對スル陸軍費 | 歲入百ニ對スル海軍費 | 陸軍費百ニ對スル海軍費 | 陸軍 | 馬匹 平時 | 馬匹 戰時 | 海軍 | 陸軍人員 常備（人） | 陸軍人員 戰時 | 海軍人員 常備 | 海軍人員 | 人口千ニ對スル陸軍現役員（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 二四、七九四 | 三九、〇〇〇、〇〇〇 | 八四、七四六 | 二四、五五〇、六三三 | 一三、七六八、五八二 | 一〇、七八二、〇五一 | 一六・二 | 一二・七 | 八二・七 | 歩兵 廿八聯隊<br>騎兵 七大隊<br>砲兵 七聯隊<br>工兵 七大隊<br>輜重兵 七大隊<br>憲兵 六隊<br>要塞砲兵 四聯隊<br>屯田兵 四大隊<br>警備隊 二隊 | 六、六〇〇 | — | 總數六十一隻ノ內四百噸以上ノ軍艦<br>巡航甲鐵艦 一<br>巡航艦 一七<br>快走艦 一<br>砲艦 八<br>通報艦 二<br>合計二十九隻ノ噸數ハ 五六、六二六噸 | 五五、〇九〇 | 二一〇、〇〇〇 | 一二、〇九八 | | 一・四四 |
| 英吉利 | 二〇、三九九 | 三五、二四一、八二八 | 六六〇、三六七 | 二一七、三二八、九一四 | 一三〇、〇七一、二二一 | 八七、二五七、六九三 | 一九・六 | 一三・一 | 六七・〇 | 騎兵：衛兵 三聯隊、戰隊 二十八聯隊<br>工兵：五十中隊<br>砲兵：騎砲兵 二大隊、野砲兵 四大隊、師團砲兵 十二大隊<br>歩兵：衛兵 三聯隊、野戰兵 六十八聯隊、補充警備等、民兵志願兵大隊<br>其他：殖民地軍團、民兵志願兵、軍團衛兵等 | 六四、〇七八 | — | 總數七百三十三隻ノ內四百噸以上ノ軍艦<br>甲鐵戰艦 五五<br>巡航甲鐵艦 一二<br>海防甲鐵艦 一〇<br>甲鐵砲艦 二<br>巡航艦 一〇九<br>通報艦 二<br>砲艦 八三<br>衝角水雷艦 一<br>水雷本艦 二<br>水雷艦 二七<br>合計三〇三隻ノ噸數ハ 一、〇四一、〇三九噸 | 二二〇、〇〇〇 | 八一〇、〇〇〇 | 八六、八九八 | | 五・二〇 |
| 佛蘭西 | 三四、七七九 | 三八、一三八、五四五 | 七五一、一三五 | 二〇一、一八二、七四五 | 一四三、六八九、六〇九 | 五七、四九三、一三六 | 一九・〇 | 七・六 | 四〇・八 | 歩兵 百四十四聯隊<br>騎兵 百七十二中隊<br>砲兵 十八聯隊<br>工兵 十八大隊<br>輜重兵 十八中隊<br>其他 憲兵等 | 一二三、〇〇〇 | — | 總數四百三十隻現在及製造中ノ四百噸以上ノ軍艦及三百二十噸以上ノ水雷艦ハ左ノ如シ<br>甲鐵戰艦 三八<br>巡航甲鐵艦 四<br>海防甲鐵艦 二〇<br>甲鐵砲艦 八<br>浮砲臺艦 二<br>巡航艦 四三<br>砲艦 三九<br>通報艦 一三<br>水雷艇本艦 一<br>巡航水雷艦 一一<br>水雷艦 八<br>合計一八七隻ノ噸數ハ 六〇五、一五七噸 | 四七一、八一一 | 三、五八一、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 | | 一二・三七 |
| 獨逸 | 三五、〇五一 | 四六、八四四、九二六 | 二三七、二七六 | 一三七、三八四、六五四 | 一二三、五六五、五〇八 | 一三、八一九、一四六 | 五一・〇 | 五・六 | 一一・八 | 歩兵 百六十六聯隊<br>ヤーゲル兵 廿一大隊<br>補充兵 二百七十七大隊<br>騎兵 九十三聯隊<br>野砲兵 三十七聯隊<br>城塞砲兵 十四聯隊<br>其他 三大隊<br>工兵 十九大隊<br>鐵道兵 一聯隊及一大隊<br>輜重兵 十八大隊及一中隊<br>其他 特務騎兵、特務野砲兵、特務城塞砲兵、特務工兵、特務輜重兵、隊外士官等 | 八四、〇九一 | — | 總數百七十一隻ノ內四百噸以上ノ者ハ<br>甲鐵戰艦 一四<br>巡航甲鐵艦 一一<br>海防砲艦 一一<br>巡航艦 一一<br>快走艦 一一<br>通報艦 一〇<br>砲艦 九<br>衝角水雷艦 二<br>其他製造中ノ者甲鐵艦六非甲鐵艦一<br>三<br>合計八七隻ノ噸數ハ 二六四、二二七噸 | 四六八、四〇九 | 五、六七〇、〇〇〇 | 一五、五〇〇 | | 九・九九 |
| 伊太利 | 一九、二一二 | 三〇、二六〇、〇六五 | 三七八、一三七 | 八四、五三四、八一三 | 六三、五〇〇、一八八 | 二一、〇三四、六二五 | 一七・〇 | 五・六 | 三三・一 | 歩兵 百八聯隊<br>アルピン山兵 七聯隊<br>騎兵 二十四聯隊<br>砲兵 十二聯隊<br>工兵 四聯隊<br>其他民兵<br>歩兵 四十八聯隊<br>砲兵 十三大隊<br>工兵 七大隊<br>等 | 三二、九三五 | — | 總數二百三十八隻ノ內四百噸以上ノ軍艦及ヒ三百十七噸以上ノ水雷艦ハ<br>甲鐵戰艦 二三<br>巡航艦 一一<br>快走艦 五<br>通報艦 八<br>砲艦 九<br>巡航水雷艦 一二<br>水雷艦 二<br>合計六五隻ノ噸數 三五七、九八九噸 | 二八〇、〇〇〇 | 二、五九五、六三七 | 一五、〇〇〇 | | 九・四三 |
| 墺地利 | 四〇、三四八 | 三七、八八二、七一二 | 六九、五七九 | 六五、八三六、二九四 | 五九、九三三、二五四 | 五、九〇三、〇四〇 | 八六・三 | 八・五 | 九・二 | 歩兵 百二聯隊<br>チロール輕狩兵 一聯隊<br>輕騎兵 三十二大隊<br>[illegible]騎兵 四十一聯隊<br>野砲兵 十四聯隊<br>輜重兵、要塞砲兵 十二大隊<br>憲兵、工砲兵、工兵 二大隊<br>修路兵 一聯隊<br>鐵道電信兵 一聯隊<br>其他 後備、國民軍等 | 五〇、三六三 | 二一七、〇〇〇 | 總數百十五隻ノ內四百噸以上ノ軍艦<br>甲鐵戰艦 一二<br>川用甲鐵艦 二<br>巡航艦 九<br>快走艦 四<br>砲艦 六<br>巡航水雷艦 八<br>水雷艦 四<br>合計四五隻ノ噸數ハ 一一一、九〇八噸 | 三〇二、〇〇〇 | 九〇五、六一八 | 一一、三〇九 | | 八・〇一 |
| 露西亞 | 一、四四〇、九五二 | 一〇八、八四三、一九二 | 六七一、三七一 | 二四七、六三六、三七〇 | 二〇八、二三〇、六二〇 | 三九、四〇五、七五〇 | 三〇・〇 | 五・八 | 一八・八 | 歩兵 百十九聯隊<br>騎兵 五十六隊<br>野砲兵 五十一隊<br>出擊砲兵 五中隊<br>騎砲兵 卅中隊<br>要塞砲兵 四中隊<br>工兵鐵兵 十七大隊<br>豫備歩兵 十六大隊<br>砲兵 五大隊<br>其他補充兵<br>地方兵<br>教導兵<br>補助兵<br>コサック兵<br>變則兵等 | 一一一、九八二 | 二〇四、三九〇 | 總數三百五十八隻ノ內四百噸以上ノ軍艦及三百八十四噸以上ノ鐵砲艦三百七噸以上ノ水雷艦<br>甲鐵戰艦 一〇<br>巡航甲鐵艦 一〇<br>海防甲鐵艦 二三<br>甲鐵砲艦 二<br>巡航艦 八<br>快走艦 一一<br>砲艦 二七<br>通報艦 二<br>巡航水雷艦 三<br>水雷艦 二<br>合計九八隻ノ噸數 二九七、一三五噸 | 八九二、〇〇〇 | 一、六八〇、〇〇〇 | 二六、〇〇〇 | | 八・五八 |
| 清國 | 七五〇、四三六 | 四〇二、七三四、九七七 | 九九、二二二 | 三六、三七九、一二三 | 二一、三七九、一二三 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 二一・五 | 一六・〇 | 七一・四 | 八旗兵 三〇七、八五六人<br>緑旗兵 九四八、四三八<br>勇兵 九六、七五〇<br>練軍 一二、〇〇〇<br>藩部各旗及西藏兵 一〇四、二〇六 | 二二四、一〇〇 | — | 總數百二十隻ノ內四百噸以上ノ軍艦<br>甲鐵艦 二<br>巡航甲鐵艦 二<br>巡航艦及通報艦 一八<br>砲艦 二三<br>合計四十五隻ノ噸數 六八、六〇七噸<br>其外ニ二二隻アリ | 常備戰時ノ別ナシ | 一、四六九、二五〇 | 未詳 | | |
| 北米合衆國 | 五九七、二八八 | 五〇、四四五、三三六 | 三七七、〇〇〇 | 六五、〇〇〇、〇〇〇 | 四四、〇〇〇、〇〇〇 | 二一、〇〇〇、〇〇〇 | 一一・一 | 五・一 | 四七・一 | 歩兵 二十五聯隊<br>騎兵 十聯隊<br>砲兵 五聯隊<br>工兵 一大隊<br>其他電信隊等 | 七、九七〇 | — | 總數九十四隻ノ內四百噸以上ノ軍艦<br>甲鐵艦 一<br>巡航甲鐵艦 一<br>海岸用甲鐵艦 二一<br>衝角水雷艦 二<br>巡航艦 一九<br>快走艦 一〇<br>通報艦 一<br>砲艦 一〇<br>合計六五隻ノ噸數ハ 一七〇、三九〇噸 | 二七、一七四 | 七、九二〇、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | | ・五四 |

は軍費少しと雖も亦た歳入の少きを以て之に比較すれば歐州各國にも讓らざるの割合なり即ち歐洲各國の陸海軍費は平均歳入の二割六分強にして我國は二割七分強なり是れ其歳入は極めて少きも軍備は歐洲各國と幾くか其權衡を維持するの必要あればなり我國は最も海軍の備を要するを以て海軍費は經常及特別を合せ各國に比例して其割合多けれども之を我國是たるの必要の上より視れば割合に最も少き者なり即ち第一表に示す所の者は明治廿三年度の計算なり表中に示す所の英國軍備費は通例の豫算額のみ英國の議院に於ては一昨年以來海軍擴張費として五ヶ年間に二千百五十万磅(凡我一億三千五百四十五萬圓)を支出し軍艦七十隻を製造するの議を決せり其中政府に於て製造すへき三十八隻の經費は毎年議院に於て其支出額を議定し私立會社へ委托すへき三十二隻の經費即ち一千万磅(我六千三百万圓)

ハ別途の支出として毎年議院の協賛を要せざる者とす此經費ハ豫算外なるを以て表中ふ載せす又た佛國ハ陸軍臨時費として一億五千四百七万三千法(凡我三千八百五十一萬八千二百五十圓)を支出するの議を決しさるに由り表中の多額と爲れり露細亞ふ於てハ兵器改良費と稱する臨時費を支出する事となり此經費ハ陸海軍孰れに属そるや分明ならざるども表中に於てハ之を假りに陸軍費の中よ定めたり北米合衆國ハ其歳入よ比して軍費最も少けれども近頃英佛兩國よ於ても海軍の擴張を計畫し之と兵力の權衡を得べきの必要あるよ由り昨年以來十四年間を期し軍艦九十二隻を製造するの議に决し其經費ハ三億三千八百九十四万弗と定めたり故に表中よ掲ぐる所の額よりも大ふ增加する事とハ爲りたり

最も大なる潜勢力を有し終ふ世界各國の間よ權衡を乱さんとする重

(二十二丁二十三丁ノ間)

前算書ニハ水面雑種数等ハ記載セタレドモ其数ヲ示サズ

きを持する者ハ清國なり是き世界の怪物たるを以て各國と同一の規律を以て其比較を爲し難けれども假りに其見ハれたる所に係て統計を立て比較するに於て人口の多きハ世界第一なり其經常歳入ハ七千百九十萬兩餘と見積るも此額ハ主として北京の中央政府に入り來る者にして地租、貢米、鹽税、外國貿易海關税、內地關税、阿片税、營業税等より成り立ち其他十八省に於ける各自の歳入は中央の國庫に入らざるも夥しき者あり故に清國が其人口と歳入とを擧て軍備を成すに於てハ驚くべき强國と爲るべし歳入に對して陸海軍費ハ歐洲各國に比較して多き方なれども其歳入を生ずべき財源ハ綽々餘裕あるを以て其多きにハ苦まず陸軍の兵數ハ百萬餘と號するも清國の兵制は一種奇躰なる者なれバ此を以て露國百餘萬の兵と同視すべき者に非らず近時大に兵制を改め洋式を採用し銃砲を精鋭にし李鴻章麾下の兵にハ勇

兵中淮軍と稱する者あり淸國の精兵と稱すべきは殆んど此兵のみ古制の兵ふれハ八旗兵なる者あり淸朝の起る時よ滿洲より來り軍籍よ列し世襲の兵にして恰も德川氏の旗本八萬騎に於けるが如き者なり其旗よハ正黃、鑲黃、正白、鑲白、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍の八色を用ゆ其一旗下よハ滿洲兵あり蒙古兵あり漢兵あり合せて二十四旗とし總數四十萬七千八百餘人あり其中よも禁旅兵あり駐防兵あり我國封建時代よハ士族四十萬八餘ありと云へり淸國の八旗兵ハ舊士族の如き類にして太平の久しき軍事よ習ハず武藝は弓を射、石を捧ける等よて殆んど物の役にハ立たず北京が英佛同盟國の陷る所となりたるハ此弱兵が忽ち守を失ふたるよ由るなり其他よ綠旗兵なる者あり漢人を以て成り九十五萬八千餘人の多きあれども多くハ用ゐるよ足らず練軍ハ綠旗兵中の健兒を拔擢し訓練を加へたる者よして之を各省よ備へり勇兵ハ

# 各國海軍人員比較表

| 國名 | 將官 | 佐尉官 | 機關官 | 技術官 | 軍醫官 | 主計官 | 准士官下士官 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 一二 | 六〇三 | 一〇二 | 六二 | 一四二 | 一四五 | 八、八二一 | 九、八八六 |
| 英吉利 | 六九 | 一、八五九 | 六九二 | — | 三八七 | 四五三 | 四七、六〇四 | 五一、一〇〇 |
| 佛蘭西 | 四七 | 一、七四四 | 一五一 | 一五九 | 六三二 | 主計官 四九二<br>監督官 三二 | 四二、九一五 | 四六、一七二 |
| 伊太利 | 二四 | 佐尉官 五三八<br>海兵團士官 八〇 | 一八〇 | 六五 | 一四七 | 二八九 | 一六、三五三 | 一七、六七四 |
| 獨逸 | 一四 | 佐尉官 五九四<br>兵器科士官 水雷科士官 五〇 | 五四 | 六一 | 八八 | 五八 | 一一、三六二 | 一二、二八一 |
| 露西亞 | 七五 | 佐尉官 一、三九二<br>砲術官 一〇一<br>航海官 二八三 | 四二〇 | 造船技術官 一一一<br>建築技術官 五九 | 二七四 | 本省及鎮守府附事務官 二二五 | 二五、四七四 | 二八、四一四 |
| 墺地利 | 一〇 | 五一六 | 八九 | 造船造兵造機官 九七<br>其他 二六 | 五九 | 一五八 | 七、三四〇 | 八、二九五 |

本表ノ中ニ候補生ハ算入スレトモ法教師、教官、海軍陸兵、及ヒ獨逸ノ職工團、佛國ノ會計官吏等ハ之ヲ算入セス

# 海軍人員及軍艦噸數比例表

| 國名 | 軍艦噸數 | 海軍人員總數 | 軍人一人ニ對スル噸數比例 | 海軍佐尉官 | 佐尉官一人ニ對スル噸數比例 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 五〇、九四一 | 九、八八六 | 五・一五 | 六〇三 | 八四・四七 |
| 英國 | 九八七、三三四 | 五一、一〇〇 | 一九・三二 | 一、八九五 | 五二一・〇二 |
| 佛國 | 五〇〇、七一八 | 四六、一七二 | 一〇・八四 | 一、七四四 | 二八七・一〇 |
| 伊國 | 二九二、四二四 | 一七、六七四 | 一六・五四 | 五三六 | 五四五・五六 |
| 獨國 | 二九九、二三五 | 一二、二八一 | 二二・四一 | 五九四 | 五〇三・七六 |
| 露國 | 二四〇、四六八 | 二八、四一四 | 八・四六 | 一、三九二<br>一、七七六 | 一七二・七五<br>一三五・三九 |
| 墺國 | 一〇六、六五二 | 八、二九五 | 一二・八五 | 五一六 | 二〇六・六八 |

本表ノ軍艦噸數ハ第四表ノ數額ヨリモ一般ニ少ク積リアルハ其調査ノ本位ヲ異ニスル所アルニ由ルナリ軍艦噸數ノ割合ニ海軍人員ノ多キハ日本ヲ以テ第一ト爲ノナリ然レドモ日本ニハ軍艦ノ數少クシテ士官ノ數多ク他日軍艦ヲ增加スルノ時ニ至リ士官ヲ養成シテ熟練セシムルカ爲メナラバ非難スヘキ事ニ非ラス

國中より壯勇なる者を募り八旗綠旗の欠を補ふに始まり現に各省に於て之を募れり綠旗及び練軍の數は凡そ二萬人あり藩部旗兵、西藏兵は内外蒙古、西藏等の兵にして凡そ十萬人ありと云ふ斯の如く清國の兵數は多しと雖も陸軍は最も不完全なりとす海軍は佛國との一戰に敗を取りしより大に自ら警め著しき進歩を爲し表中に示すか如き艦隊を編制し戰鬪に堪ゆべき軍艦は六萬八千噸餘に達し益々海軍を擴張するの政策を立てり我國の軍艦は五萬六千噸餘にして目下著しき差なしと雖も清國の富を以てすれば忽ちにして多くの海軍を備ふるを得べし

噫讀者諸君は第一表を一覽し諸大國の兵勢を察せば強弱の勢は一目瞭然ならん我國の政略に於て我黨の主義に於て軍備を擴張し以て兵力を競爭し國を危くし民を疲らすが如きは固より取らざる所なれど

も兵力の權衡宜しきを得るに非らずんば以て我國の獨立を保ち主權を全ふする能はざるを如何ん茲に多言を用ひず此比較表に就て深く考ふる所あれ

## 第五章　陸海軍の關繫

日本は海國たるを以て海軍の備を爲すの必要あるは勿論なれども陸軍の備は固より必要なり陸海軍孰れを主とするやに至ては一の問題と爲り或は曰く日本の如き海國の軍備は海軍を以て主と爲すへしと或は曰く攻勢守勢共に陸軍を以て終局の勝敗を決する者なれば陸軍を以て主と爲すへしと兩派固く執て相下らさるの勢あり若し軍人或は政黨の間に在て兩派相分れ相爭ふが如きの事あらば是れ實に國家を誤るの虞あり之を愼まざる可らす陸海軍孰れを主とするやの問題は曩に帝國議會の質議と爲り當局大臣の答辯に據れは陸海軍は車の

兩輪の如く鳥の雙翼の如く相俟て離る可らず時としては陸戰を主とする事あり時としては海戰を主とする事あり孰れを主とするとも豫め定め難し云々と夫れ一時の戰畧上に於ては其主とする所一定せず然れども一國の軍備上に於ては自ら是れ一定の者なきを得ず乃ち陸軍を以て本躰と爲し海軍を以て羽翼と爲すは各國一般の定則なり例之本城の一國に於けるが如く本營の一軍に於けるが如し斯の如く其相異なる陸海軍を以て車の兩輪と爲し鳥の雙翼と爲すと比喩の當りたる者なる歟陸軍を主とし海軍を從とするは當らざるべしと雖も陸軍と海軍とは各自分擔の任務上に於て判然相異なる所あり敵軍の攻め來るや之を邀へ擊つは海軍の力なれども敵軍の上陸し迫るに及んで之を擊ち以て勝敗を決するは陸軍の力なり而して敵國に攻め入るや或は陸軍を護送して敵地に上陸を得せしめ以て之を掩護し或は敵艦

を撃ち攘ひ要港を封鎖し城を攻めすして敵兵を挫くか如きは海軍の力なれとも敵地に侵入し戰勝て城下の盟を爲さしむるは陸軍の力なり然れとも海外遠征の師を出すに於て海軍は其國を代表し其國の本城と爲り時に陸軍を放て羽翼と爲し其働を逞ふする事あれは其時の如何んに由り海軍が本躰の働を爲す事あり又た敵國の攻め來りて之を撃ち却くるや海戰に於て終局の働きを爲すは海軍の力なりとす故に其本躰と稱し羽翼と稱するも其働に於ては時に由て異なる所あり相待て其用を爲す者なり然るに陸軍論者は曰く陸軍は國防の主幹なり宜く陸軍を以て國を守るへし日本は海國なれとも其他の状に於ては大に英國と相異なれり何そ必らすしも英國に倣ふを要せんと海軍論者は曰く日本は海國にして沿岸の周圍は英國よりも廣し宜く海軍を以て國防の主幹と爲すへしと是れ兩派の極端なり我國是たる通商

航海の業を盛んにするに於ては海軍の擴張は必要なれとも其經費莫大にして且つ熟練よ時日を費すの長きを以て之を急施するを得す陸軍は經費少く且つ熟練に時日を費すこと短くして整頓し易けれは國力に相應したる軍備を爲すへし陸軍は其本躰よして且つ之を備ふるの經費少けれは其易きを先にすへきは勿論なれとも陸軍の備全く成り而して後に海軍に及ほすへしと謂ふは迂濶の論なり何んとなれは海軍を擴張するよは時日の長きを要すれは其着手に至ては之を今日よ於てせさる可らす而して陸軍と雖も亦た海岸砲臺に至ては巨萬の經費を要すれは其要衝を擇ひ緩急を計り之を今日に着手せさる可らす

前論軍備の原則に據り人口の増殖は軍備の必要を促かすの一原素なれは海外は貿易益々開け或は遠洋商船の往來愈よ繁く或は外國殖民

の事業愈よ盛んなるに至ては海軍の擴張に於て我國も亦た他日東洋の英國たるを期す可らざるに非らす然れ共今日は英國東洋艦隊等の如き一方面に敵するに足るへき小目的に據らさるを得す大目的を立て以て各方面に敵するに足るへき海軍の備を全ふするは之を一時に期す可らず斯く言へは論者必らす言はん英國東洋艦隊の如きも戰時に至らは艦隊の數を增すこと必然なり或は數國連合の艦隊に當らさるを得ざるの時もあらん斯る小目的に據て以て我國の防禦を全ふし得へき者に非らすと夫れ海軍の擴張は固より望む所なれとも國力の許るさゝる間は不完全なる海軍を以て敵に當るも亦た實に已むを得ざる所なり斯る海軍を以て之と戰ふに於ては之に應するの術なきを得す敵弱ければ則ち之を海上に邀へ擊ち敵强けれは則ち我艦隊を軍港に潜めて其羽翼を歛め國土を以て城廓と爲し其守を嚴にし氣に由

て敵を制するの策を講し或ハ弱を示して敵を誘ひ或ハ虚勢を張て敵を脅かし所謂ゆる其鋭氣を避けて其惰氣を撃ち時に羽翼を放ち敵艦を要撃して其軍氣を沮み或ハ運送船を奪掠して其歸路を絶つか如きの事あるへし例之楠氏が兵を用ゆるに於けるや敵軍の鋭氣を避けて河内に潜み或は千早城に孤守して敵の大軍を支へ時ありて羽翼を放ち以て敵兵を西海に追ひ落し攻勢守勢交々加ハり奇正の變窮り無し是れ古今東西兵家の通法にして道理に於てハ相異なる所なかるへし夫れ海軍の神出鬼沒して沿海を守る無く唯た陸軍のみを以て國を守らんとせハ其戰之地と其戰之日ハ之を知るを得可らず是れ即ち人に致され人に備ふる者にして所謂ゆる備へさる所無けれハ薄からさる所なし加之敵國の軍艦ハ内海に横行して跋扈侵掠至らさる處なく運搬の路一たひ絶ゆるに抵てハ百貨の供給茲に塞かり處としてハ糧食

乏しきを告け年豐かなるも飢餓ょ泣くの聲を聞き其慘狀に想ひ見るへきなり是れ我國を防き守るに於て陸海軍の備を並ひ要する所以なり而して此兩者に相俟て宜く一致の運動を爲すへし隱今や學術愈よ開け軍備愈よ進み兵學も亦專門の學術と爲れり我輩兵事に習はさる者にして敢て此言を世に公けにするは自ら羞る所なきに非らされとも我日本帝國人民の分として軍備を論するは愛國の至誠實に已むを得ざる者あるなり

## 第六章　陸海軍之任務

凡そ陸海軍の任務たるや其國政際の機關と爲り以て國權を維持擴張するに在り是即ち其國各個人民の自由權利を保護する所以なり其國の軍備は內亂を鎭定するの用を爲すも其主用は外患を防禦するに在り而して陸海軍の任務は一致して相戾らざるを要す熟々我國の情を

察するに陸海軍備の方針は一致を得さるの勢あり是れ其各自ら任務とする所の者亦た一定せさるに由るならん歟其方針にして一致せされは國防の安全を亂り且國家の經濟を誤るの虞あり軍略の事は軍人の責に任すへきも軍費の事は人民の權に在り是れ我等人民か茲に喙を容れさるを得さる所以なり夫れ陸軍人たる者か陸軍擴張論を唱へ海軍人たる者か海軍擴張論を唱ふるは人情の然らしむる所なれとも軍人か自ら其軍の擴張を唱ふるは本分に非らさるなり政事家は宜く其政略の爲めに論を立つへし而して其政略は我國是の然らしむる所たるへし政略茲に定まりて軍備も亦た茲に定まるなり陸海の軍備を並ひ要するの國に在ては陸海軍の任務各々其宜きを得て一致の運動を要す然らすんは軍備其用を爲さす陸海軍の任務は孰れの國に於ても大抵一般普通の者なり我國は海國たるを以て先つ茲に海軍任務之

要畧を擧ぐれハ平和之時に於てハ常に海上の安寧を保全する事、國民の通商貿易を保護し以て商權を維持する事、國權を海外に擴張する事殖民政畧を幇助する事、我國民の海外に在る者を保護する事、海外に出でゝ各國の動靜を偵察し水路地理を探究する事、內國沿海に於て外國船の密漁を禁遏する事等あり局外中立の時に於てハ我國の近海に於て敵國軍艦の交戰を禁制する事、交戰國內に在る我國民の生命財產を保護する事、中立國民の特權を保全する事等なり戰爭之時に在て防戰に於てハ沿岸の要衝を警備し敵國の艦隊を海上に邀へ擊ち我內地を覬ふ能ハざらしむる事、常に海上を巡航し敵艦の爲めに要港を封鎖せられ要地を占領せられざるの防禦を爲す事、我內海の航路通商を保護する事、敵國の海軍を境外に追ひ攘ふ事、攻戰に於てハ敵國の砲臺を擊ち破り我陸海軍の本據と爲るべき要地を占領する事、敵國の造船所、武

# 各國貿易殖民海軍比較表

（三十四丁三十五丁ノ間）

| 國名 | 輸出入價額（千円） | 殖民地面積（方里） | 殖民地人口 | 艦數（隻） | 噸數 | 事由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 英國 | 三、七〇一、二一三 | 一、五一〇、五四七 | 二七八、七六四、四七五 | 三〇三 | 一、〇四一、〇三九 | 水雷艇除之 |
| 佛國 | 三、三六七、六〇〇 | 二〇一、七七八 | 三〇、二三八、一〇八 | 一八七 | 六〇五、一五七 | 三百二十噸以上ノ水雷艇加之 |
| 伊太利 | 四一三、三〇七 | — | — | 六九 | 三五七、九八九 | 三百十七噸以上ノ水雷艇加之 |
| 露西亞 | 六九五、〇一八 | — | — | 九八 | 二九七、一三五 | 三百八十四噸以上ノ甲鉄砲艦三百七噸以上ノ水雷艇加之 |
| 獨逸 | 二、四八九、三一二 | — | — | 六九 | 一八七、〇五七 | 四百噸以上ノ軍艦十一隻、三百廿噸以上ノ水雷艇八隻ハ現今着手中也噸數七七、二七〇 |
| 西班牙 | 二九五、八三八 | 七三、二二六 | 八、一三〇、三一〇 | 六六 | 一七八、八一四 | 千噸以上ノ水雷艇一隻加之 |
| 合衆國 | 一、五八四、五九二 | — | — | 六五 | 一七〇、三九〇 | 水雷艇除之 |
| 墺地利 | 六四〇、一〇二 | — | — | 四五 | 一一一、九〇八 | 千噸以上ノ水雷艇一隻加之 |
| 土耳其 | 一四一、九一四 | — | — | 五五 | 一一一、〇二九 | 三百噸以上ノ艦船加之 |
| 和蘭 | 九五四、七六〇 | 一二八、三八一 | 二九、九八六、四三五 | 五五 | 八四、三一三 | 四百噸未満ノ甲鉄砲艦加之 |
| 清國 | 三〇四、〇五八 | — | — | 四七 | 六八、六〇七 | 其他二隻噸數不詳除之、水雷艇除之 |
| 日本 | 一三六、一六一 | — | — | 二九 | 五六、六二六 | 水雷艇除之、此内筑波、日進、鳳翔三艦ハ明治廿五年ニ至テ老朽ニ屬ス |
| 伯西爾 | 二六〇、四七五 | — | — | 二六 | 五三、七一二 | 三百四十噸以上艦船加之 |

各國海軍ノ必要ハ戰時ニ於ケル而已ナラス平時ニ於テモ亦タ海外ノ通商殖民ヲ保護スルニ在リ故ニ海軍ノ盛ンナル國ハ概シテ通商殖民ノ盛ンナル國ト知ルベシ因テ茲ニ之ヲ表示ス

器庫、を破壊し都會を侵略する事、敵國の港灣を封鎖する事、我陸軍を護送して敵地に上陸せしめ之を掩護する事、本國との海運通航を安全ならしむる事、陸軍の船舶を奪掠し中立各國の船舶を檢査する事、海軍の通運貿易を障害する事等是れなり

右に對する陸軍任務之要略を擧ぐれば海軍と大に相異なる所あり平和之時に於て陸軍の任務い出師を計畫し團隊を編制する事、道路、橋梁鐵道、電信等の交通法を立る事、國防及び作戰を計畫し陣中の要務を規定する事、外國の陸軍地理を審査する事、國地を測量し及び城寨を建築する事、戰史地誌を編纂する事、兵學を講究し武器を整頓する事、此等い陸軍の任務と謂はんよりも寧ろ參謀本部の任務と謂ふべき而已此等は平和之時の任務なれども平時の任務は即ち戰時任務の豫備とも謂ふべき者あり陸上の安寧を保全し國內の人民を保護し國權を維持す

る等平時の任務に於ては海陸兩軍の別あり陸軍は海軍と相同じきが如くなれども其實相異にして陸軍は純然たる平時の任務甚だ少き者なり陸軍には憲兵なる者あり軍事警察と稱し其職權は單に兵隊軍人に及ぶのみならず社會人民にも及ぼすを以て陸軍にも純然たる平時の任務あるが如くなれども斯の如きは陸軍固有の任務には非らざるあり局外中立の時に於て陸軍の任務は我國境内に於て他國の交戰を禁制し或は我國境内に交戰國軍隊の通行を禁止し其他我内國人の生命財產を保護し中立國民の特權を保護するに於ては海軍と相異ならざるも我國の如き海國は局外中立を維持するに於て陸軍の任務は寧ろ少く沿岸砲臺及島嶼砲臺の警備等に在るのみ而して此等の事は海軍と相待て其用を爲す者なれば海軍の任務寧ろ多しとす戰爭之時に於て陸軍の任務は防戰に於て要衝を守衛し軍隊の營地を經始し敵兵

（三十六丁三十七丁ノ間）

# 各國商船軍艦噸數比較表

| 國別 | 年次 | 滊船隻數 | 滊船噸數 | 帆船隻數 | 帆船噸數 | 滊帆合計隻數 | 滊帆合計噸數 | 軍艦噸數 | 軍艦一噸ニ對スル商船噸數 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日本 | 明治廿年 | 四八六 | 七二、三二二 | 七九八 | 六〇、九七五 | 一、二八四 | 一三三、二九七 | 五〇、九四一 | 三 |
| 英國 | 一八八八 | 六、八七一 | 四、三四九、六五八 | 一五、〇二五 | 三、二一四、五〇九 | 二一、八九六 | 七、四六四、一六七 | 九八七、三三四 | 八 |
| 佛國 | 一八八九 | 一、〇一五 | 五〇九、八〇一 | 一四、二六三 | 四五一、二七二 | 一五、二七八 | 六六一、〇七三 | 五〇〇、七一八 | 二 |
| 伊太利 | 一八八九 | 二六六 | 一七五、一〇〇 | 六、五四四 | 六七七、九三三 | 六、八一〇 | 八五三、〇三三 | 二九二、四二四 | 三 |
| 獨逸 | 一八八八 | 七五〇 | 五〇二、五七九 | 二、八八五 | 七三一、三一五 | 三、六三五 | 一、二三三、八九四 | 二九九、二三五 | 四 |
| 露國 | 一八八七 | 二二七 | 一四九、四六一 | 二、一六〇 | 四六九、一〇〇 | 二、三八七 | 六一四、五六一 | 二四〇、四六八 | 三 |
| 墺地利 | 一八八九 | 一五三 | 九二、二九六 | 九、五八三 | 二一三、一一〇 | 九、七三六 | 三〇五、四〇六 | 一〇六、六五二 | 三 |

右ノ表ニ據レハ英國ハ軍艦一噸ニ付キ商船八噸ヲ保護スレ𪜈日本ノ軍艦ハ一噸ニ付商船三噸ヲ保護スル割合ニシテ其他各國ノ如ク其當ヲ得ルニ似タレ𪜈日本ハ商船モ軍艦モ並ビ增サヾルヲ得サル者ナリ

をして一歩も陸上に登らしめす鐵道線路を防護して內地運搬れ便を失はしめす攻。戰。に於てハ敵地に上陸して要地を占領し、敵國の要塞を攻取し、都城を圍擊し、武庫を侵畧し、糧道を遮斷し、進擊の勢は終よ以て城下の盟を爲さしむるに在るあり陸軍の渡航は海軍の力に依り即ち其羽翼を籍て飛揚するも上陸の後は陸軍自ら動きて其任務を盡すを得べし攻戰に於て陸軍をして背水の陣に陷らざらしむるは海軍の力なり而して防戰よ於て海軍をして其力を逞ふするを得せしむるは陸軍與りて力ありとす即ち砲臺軍艦水雷の三者は相待て軍備の全きを得る者なりとせば此一點に於ても陸海軍ハ相互に一致して以て各自の任務を全せざる可らず

斯の如く陸海軍は各相待て其任務を全ふする者あれは其一致の點に於ては成るべく相合するを要す是れ軍。備。上。に益ある而已あらす經濟

上。に於ても亦然り例之彈藥銃砲同一種類なる者に於ては陸海軍相合して一の製造所と爲すが如き等是れなり陸海軍の一致せざるは軍備上の欠典なるを知り明治十九年の頃陸海軍省合併の事を謀りたるも終に成らず明治二十年軍務官を廢し兵部省を置くや陸海軍兩部を一に合したるも明治五年兵部省を廢し陸海軍省を分ち置きたるれ軍務漸く發達し陸海の軍務を一省に総轄するの不便を感じたきばなり明治十五年參謀本部中ょ海防局を置きたるも陸海の軍備は之か爲めに一致するを得ざりき今之か一致を謀るょ於て或は陸海軍省を合併をべしと謂ふ者あり或は國防會議を起をべしと謂ふ者あり陸海軍務い相異なるを以て獨逸の如き海軍の經費は陸軍十分の一にも足らざる國ょ於ても之を分てり而して墺斯地も陸軍國にして海軍費は十分の一にも足らざるを以て一の軍務省ある而已共他小國ょ於ては陸海軍

# 各國陸海軍務配置表

（三十八丁三十九丁ノ間）

| 國名 | 歳出總額 | 陸海軍費比較 | 管轄官省ノ設置 |
|---|---|---|---|
| 丁抹 | 二〇,〇六〇,八一四圓 | 陸 二,三六九,三一六圓<br>海 三,七[illegible]八,七九六圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 塞爾比亞 | 四五,九九五,六四三フランク | 海軍費目ナシ<br>一,六〇二,四八三,二七六フランク | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 希臘 | 九六,四一〇,三三七ドラクマ | 四,二四一,四八六ドラクマ<br>一七,一三一,〇〇〇ドラクマ | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 瑞西 | 六一,五〇六,〇〇〇法 | 海軍費目無シ<br>二二,一九一,五二六法 | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 羅馬尼 | 一八一,〇六六,三二四レイ | 海軍費ハ極メテ少シ<br>三三,八四一,七七一レイ | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 白耳義 | 三一三,一三七,九四八法 | 海軍費目無シ<br>四五,九六八,一〇〇法 | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 和蘭 | 五三,四二二,九五四圓 | 五,七一六,二二二圓<br>八,二六七,四七五圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 葡萄牙 | 四三,七二四,七七三圓 | 二,一五二,三四七圓<br>五,一五九,二六八圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 西班牙 | 八四八,六五七,九八五ペセター | 二六,六八三,六二七ペセター<br>一五四,七二〇,二六二ペセター | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 土耳其 | 二一,四〇〇,〇〇〇 | 六〇〇,〇〇〇兩<br>六,三〇〇,〇〇〇兩 | 陸海兩省ヲ設置ス |

# 各國陸海軍務配置表

| 國名 | 歳出總額 | 軍費比較 | | 官省ノ設置 |
|---|---|---|---|---|
| | | 陸 | 海 | |
| 英國 | 八九、九九六、七五二磅 | 一八、一六七、一九六磅 | 一二、三二五、三五七磅 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 佛國 | 三、七五五、〇三四、六五九法 | 五五六、七一七、一七〇法 | 一九二、六六一、一〇四法 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 伊國 | 一、九二七、六六九、七一四リラ | 二四七、四七九、三六八リラ | 九四、三六六、四九四リラ | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 獨逸 | 九四九、一〇三、九八七マルク | 三六六、九〇五、一七四マルク | 三四、五一二、七八一マルク | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 露國 | 六七一、三七一、三五八円 | 一五六、九三〇、三七一圓 | 二九、六九五、八一八圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 墺國 | 六九五、七八六、六六三円 | 五〇、〇八三、一六九圓 | 四、五九〇、四七四圓 | 陸海合併ノ軍務省ヲ設置ス |
| 清國 | 九九、二二二、〇〇〇兩 | 二一、三七九、一二三兩 | 一五、〇〇〇、〇〇〇兩 | 近時海軍擴張ニ付キ兵部ノ外ニ海部ノ新設セリ |
| 合衆國 | 三二〇、五八三、〇〇〇弗 | 四四、〇〇〇、〇〇〇弗 | 二一、〇〇〇、〇〇〇弗 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 日本 | 七七、〇一二、二五二円 | 一三、六七二、七二〇圓 | 七、四三〇、四三二圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 土耳其 | 二一、四〇〇、〇〇〇兩 | 六、三〇〇、〇〇〇兩 | 六〇〇、〇〇〇兩 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 西班牙 | 八四八、六五七、九八五ペセター | 一五四、七二〇、二六二ペセター | 二六、六八三、六二七ペセター | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 葡萄牙 | 四三、七二四、七七三円 | 五、一五九、二六八圓 | 二、一五二、三四七圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 和蘭 | 五三、四二二、九五四円 | 八、二六七、四七五圓 | 五、七一六、二二二圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 白耳義 | 三一三、一三七、九四八法 | 四五、九六八、一〇〇法 | 海軍費目無シ | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 羅馬尼 | 一八一、〇六六、三二四レイ | 三二、八一七、七一一レイ | 海軍費ハ極メテ少シ | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 瑞西 | 六一、五〇六、〇〇〇法 | 二二、一九一、五二六法 | 海軍費目無シ | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 希臘 | 九六、四一〇、三三七ドラクマ | 一七、一三一、〇〇〇ドラクマ | 四、二四一、四八六ドラクマ | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 塞爾比亞 | 四五、九九五、六四三デナー | 一六、二二一、二七六ダナー | 海軍費目ナシ | 陸軍省ノミヲ設置ス |
| 丁抹 | 二〇、〇六〇、八一四円 | 三、七二八、七九六圓 | 二、三六九、三一六圓 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 白西兒 | 三四九、二六一、〇〇〇法 | 三六、四四五、〇〇〇法 | 二八、一四二、〇〇〇法 | 陸海兩省ヲ設置ス |
| 墨其西哥 | 三八、五三七、二三九弗 | 陸海軍費 一三、四八二、一五二弗 | | 軍務省ノミヲ設置ス |

本表ニ據レハ大抵陸海ノ兩省ヲ分設セサルハ莫シ但シ墺國ノ海軍費ハ陸軍費ニ比シテ十分一ニモ足ラサレハ陸海ノ軍務ヲ合併シタル一省ヲ設置シ獨逸ハ凡ソ十分一ナレトモ別ニ海軍省ヲ設置セリ陸軍省又ハ軍務省ノ一省ノミヲ置クノ國ハ海軍ノ備ヲ要セズ專ラ陸軍ヲ以テ立ツノ國若クハ別ニ海軍省ヲ置ク程ノ備ヲ要セサルノ國ナリ其他小國ニ至リテモ陸海軍ノ備ヲ並ヒ要スルノ國ハ兩省ヲ設置セリ日本ノ如キ海軍ヲ以テ立ツベキノ國ナレハ到底陸海兩省ヲ合併シテ一省ト爲ス能ハサルベシ

務を兼ねたる一局を設くる者ありと雖も我國の如きは陸軍の備は勿論特に我國是に於て最も海軍の備を要するを以て之を分たざるを得ず之を分つと雖も陸海軍備を一致せしむるは他は其道なきに非らず而して國防會議は軍備の方針を一定するに必要なれども我國の國是一定せず政略一決せずんは國防會議を開くも陸海軍人にして各自ら其腦髓を異にせば恰も兩頭の蛇の如く首尾相應せざるの奇觀を呈するを免れざらん陸海軍の腦髓とする所の者は唯だ一ある而已曰く其國の國是政略是れなり此腦髓に據て進動せば陸海軍の任務は一致して兩ら全かるべし

## 第七章　我國陸軍之沿革

我國封建の士族は一種の陸軍なれども全く其制を異にし維新革命兵馬倥偬の際、兵制未だ全からず明治四年薩長土三藩より御親兵を徵せ

ふれ廢藩置縣の擧あるに及んで各藩の兵を徵し改めて四鎭臺を設けたり是れ即ち我陸軍制の由て起る所なり明治五年全國徵兵の法を設け士の常職を解き四民同等の制を與せり其告諭の文中に曰く「世襲坐食ノ士ハ其祿ヲ減シ刀劔ヲ脱スルヲ許ルシ四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニスル道ニシテ兵農ヲ合一ニスル基ナリ云々」と斯の如き我國の兵制に一大變革を成すに至りたるは先覺の士深く時勢に感ずる所あり我東洋の一孤島たる國を以て世界万國と對峙するには即ち斯民と倶に斯國を守らざる可らず斯民にして斯國を守らしめんと欲せば農工商三民をして從來の士と同じく護國の義務を負ひ且つ參政の權を得せしめざる可らずと是れ四民同等の制を興し全國徵兵の法を設けたる所以なり當時全國徵兵の法を行ふに於て山縣有朋君の考案なりと云ふを聞くに舊幕時代には士

族凡そ四十萬人あり以て護國の任に當りたれば其常職を解き新に兵を徴するに之に代ふるが爲め四十萬の兵を備へざる可らずとて豫め其規模を定め六軍團と爲し別に近衛兵を置きて輦下の護衛と爲し併せて之に後備軍を置く時は一朝事あるに際し常備後備の二軍を擧げ四十萬の兵は立ろに之を得べしとの事なり明治六年四鎭臺を改めて六鎭臺と爲したるは其目的茲に在りしも軍費給するを得ざりしなり我輩之を考ふるに封建各藩の士族が四十萬人ありたるを以て之を目安と爲し四十萬人の兵を備ふべしとは當時如何なる原則に由て割り出されたる者なる歟之を解するを得ず萬國と對峙する云々とは當時政事家の套語たれば斯四十萬の兵數は其目的たる國を豫定して割り出したる者なる歟我國の隣境には露國の如き大兵を備ふる者あり以て之と相對するの考なる乎又た清國の如き大兵を備へ得べき者あ

り以て之と相對するの算なる乎此等の兩國ハ若し我國と相戰ふも四十万の兵を送る能ハず若し我國にして侵畧を事とするに非ざれバ四十萬の兵ハ其用なし封建時代我國四十萬の武士ハ戰時の必要ありて備へたるに非らず泰平世襲の久き斯の如く士族の繁殖したる而已歐洲の大國ハ兵數多しと雖も絶海萬里を隔てたる我國に送るを得べき兵數ハ凡そ三萬に過ぎずと云ふ三六國が同盟するも我に十萬の兵を加ふるを得ずとは今日我國兵家の通算なり故に四十萬の目安ハ杜撰に成りたる者と謂ハざるを得ず明治六年の冬朝鮮處分論の起るや薩土舊藩將校の重もなる者ハ一時に職を去りたるに由り陸軍には非常の困難を感じたるも制度漸く備はり佛國の式に據り其事務を六局に分ち第六局を以て參謀部と爲し後ち之を廢して參謀局を置けり明治七年佐賀の亂あり尋て臺灣征討の役起れり此時我陸軍の兵ハ僅に

三旅團に過ぎず明治八年の末朝鮮との交渉事件あり翌九年に及んでは長州前原氏の亂及び熊本神風連の擧あり斯の如く陸軍は不整頓の間に於て實地の經驗を重ねたれば其技倆に於ては稍々進歩したるも軍隊の整頓に遑あらざりき明治十年西南の亂は實地演習費として陸軍の爲めに三千餘萬圓の大金を消耗し非常に高き價を拂ふて少許の益を得たり即ち實戰に於て深く參謀事務の不完全なるを感じ經。理。と軍。令。との別を正し經。理。を以て陸軍省の專務と爲し軍。令。を以て大元帥の英斷に歸せしむべしとの議起り翌十一年の末、參謀本部の設立を見るに至れり明治十二年陸軍大學校を設け大に參謀學を修めしむるの端を開きたるは參謀本部設立の趣意に基きしなり明治十三四年は政黨の運動最も盛にして陸軍の事務は閑散の時なり明治十五年朝鮮漢城の變起り延て清國との葛藤を生じたるに由り政府は愈よ軍備擴張

の急務たるを察し軍費を增加したり東京灣防禦の爲めに砲臺建築を始めたるも此時あり軍費給せざるが爲めに最初計畫の六軍團を備ふるを得す其半數を目的とし六師團を備ふるに決し其事成りたるも國庫欠乏の爲めに頗る困難を感したり然れとも明治十八年の勅令に成りたる六師團の編成は其歩を進めり明治十九年に至ては軍務整理の爲めに監督部を置き以て經理事務を改良し監軍部を置き以て軍人の敎育を統一し其他軍醫學校、軍吏學校、乘馬學校、射的學校、經理學校、等諸種の學校を設立し軍人各科專門の術を修めしめ又た被服、糧食、金櫃等の委員を置き軍隊中に自治の制度を施し職工隊を置きて自ら裁縫の事を爲さしむる等陸軍部内の整理に於ては多年力を盡したるの効あるか如し我國の陸軍に於て最初六軍團の計畫は終に成らすして六師團と爲りたるも近衞兵を始め豫備後備の軍を擧て盡く之を用ひは凡

○五番ハ缺員ナリ
○現在ノ實員ハ衆ヨリ多寡アリ
（注意）○本表人員ハ軍隊ノ編制上規定シタル定員ニシテ士官以上及下士兵卒ヲ包含ス故ニ

屯田兵
- 工兵一隊 定員二百二十九名（現役兼預備役二隊）
- 砲兵一隊 定員二百三十三名（現役兼預備役二隊）
- 騎兵一隊 定員三百三名（現役兼預備役二隊）
- 歩兵四大隊 定員五千二百二十八名（一大隊 定員千三百七名 現役四中隊 預備役二中隊 預備役一中隊 定員二百三名）

憲兵隊六隊 定員千八十四名（大阪 定員二百三十四名 東京 定員二百六十六名 廣島 定員百三十八名 宮城 定員百三十八名 熊本 定員百三十八名 愛知 定員百七十名）

警備隊（對馬警備歩兵二隊）定員二百六十一名

要塞砲兵一聯隊三大隊 定員千六百八十六名（一大隊四中隊 定員五百四十五名 一中隊 定員百三十四名）

陸軍樂一隊 定員五十二名

輜重兵一大隊二中隊 定員六百十二名（一中隊 定員二百九十名）（六師團總員五萬四千九百三十八人 一師團總員九千百五十五人）

工兵一大隊三中隊 定員四百八名（一中隊 定員百二十六名）

陸軍編制一覽表
天皇陛下
軍事參議官
陸軍省
大臣官房
人事課
副官部
軍務局
會計局
醫務局
參事官
法官部
參謀本部
副官部
第一局
第二局
編纂課
監軍部
參謀部
副官部
將校學校監
騎兵監
野戰砲兵監
要塞砲兵監
工兵監
輜重兵監
近衛司令部
本部
支部
參謀部
副官部
軍吏
軍醫部
獸醫部
近衛監督部
師團司令部
參謀部
副官部
軍吏
法官部
軍醫部
獸醫部
師團監督部
屯田兵司令部
參謀部
副官部
軍吏
法官部
軍醫部
屯田兵監督部
要塞砲兵聯隊
警備歩兵砲兵隊
陸軍文庫
陸軍大學校
陸地測量部
戸山學校
教導團
陸軍乘馬學校
砲兵射的學校
砲兵會議
砲工學校
工兵會議
士官學校
幼年學校
教導中隊
生徒隊
步兵生徒隊
騎兵生徒隊
砲兵生徒隊
工兵生徒隊
輜重兵生徒隊
軍樂生徒隊
軍樂隊
教導大隊
教導隊病院
憲兵司令部
憲兵隊
砲兵第一方面
砲兵第二方面
東京砲兵工廠
大坂砲兵工廠
工兵第一方面
工兵第二方面
臨時砲臺建築部
支署
衛生會議
軍醫學校
中央司計部
被服廠
被服工長學舍
經理學校
各軍馬育成所
蹄鐵學舍
軍馬治療所
步兵旅團司令部
經營部
司計部
軍法會議
衛戍病院
監獄
步兵聯隊
騎兵大隊
砲兵聯隊
工兵大隊
輜重兵大隊
輜重廠
軍樂隊
大隊區司令部
警備隊區司令部
屯田步兵大隊
屯田騎兵隊
屯田砲兵隊
屯田工兵隊
小銃製造所
銃包製造所
砲具製造所
火具製造所
砲架製造所
彈丸製造所
火砲製造所
砲兵工長學舍
生徒隊

# 平時軍隊定員表

## 近衛

- 歩兵二旅團 四聯隊(二旅團ニ分ツ) 定員六千六百卅名(一聯隊二大隊 定員千六百五十五名 一大隊四中隊 定員八百八名 一中隊 定員百九十八名)
- 騎兵一大隊 三中隊 定員五百十二名(一中隊 定員百五十九名)
- 砲兵一聯隊 二大隊 定員四百九十三名(一大隊二中隊 定員二百廿八名 一中隊 定員百十一名)
- 工兵一大隊 二中隊 定員二百八十名(一中隊 定員百廿六名)
- 輜重兵一大隊 二中隊 定員四百七十名(一中隊 定員二百二十名)
- 近衛軍樂一隊 定員五十二名

(近衛ハ騎兵輜重兵ヲ除クノ外ハ皆ナ其隊數ヲ減シ即チ歩兵砲兵ハ二大隊ヲ以テ一聯隊トシ工兵ハ二中隊ヲ以テ一大隊トスレハ師團ヨリモ兵數少シトス)

## 師團

- 歩兵二旅團 四聯隊(二旅團ニ分ツ) 定員六千八百九十八名(一聯隊三大隊 定員千七百廿一名 一大隊四中隊 定員五百六十名 一中隊 定員百卅六名)
- 騎兵一大隊 三中隊 定員五百十二名(一中隊 定員百五十九名)
- 野戰砲兵一聯隊 三大隊(野砲二大隊 山砲一大隊) 定員七百廿五名(一大隊二中隊 定員二百廿八名 一中隊 定員百十一名)(一中隊ハ平時大砲四門ヲ備フ故ニ一聯隊ハ六中隊ニシテ大砲二十四門ヲ備フルノ制ナリ)
- 工兵一大隊 三中隊 定員四百八名(一中隊 定員百二十六名)
- 輜重兵一大隊 二中隊 定員六百十二名(一中隊 定員二百九十名)(一師團總員九千百五十五人 六師團總員五萬四千九百三十人)
- 師團軍樂一隊 定員五十二名

## 要塞砲兵一聯隊

三大隊 定員千六百八十六名(一大隊四中隊 定員五百四十五名 一中隊 定員百三十四名)

## 警備隊

歩砲兵二隊 定員二百六十一名

## 憲兵隊

六隊 定員千八十四名(東京定員二百六十六名 宮城定員百三十八名 愛知定員百七十名 大坂定員二百三十四名 廣島定員百三十八名 熊本定員百三十八名)

## 屯田兵

- 歩兵四大隊 定員五千二百二十八名(一大隊 現役四中隊豫備役二中隊 定員千三百七名 現役一中隊定員二百廿一名 豫備役一中隊定員二百三名)
- 騎兵隊 現役豫備役二隊 定員三百三名
- 砲兵隊 現役豫備役二隊 定員二百三十三名
- 工兵隊 現役豫備役二隊 定員二百二十九名

(注意)○本表人員ハ軍隊ノ編制上規定シタル定員ニシテ士官以上及下士兵卒ヲ包含ス故ニ現在ノ實員トハ素ヨリ差異アリ
○近衛ハ總員ナリ
○師團ハ一師團分ニ係ル若シ六師團ノ總員ヲ知ラント欲セハ之ヲ六ツ合スヘシ但軍樂隊ハ當分大坂ノ第四師團ニ限ル
○要塞砲兵ハ現制ニ依リ全國ニ四聯隊トス第一聯隊ハ未完其他三聯隊ハ未置ナリ
○警備隊ハ對馬ニ在ル者ヲ揭ク其他ハ未タ完備セズ
○憲兵隊ハ全國ニ現在ノ總員トス
○屯田兵ハ總員ナリ

| | ○平時 | ○戰時 |
|---|---|---|
| 各師團兵數合計 | 六万二千三百十七人 | 二十二万四千三百十八人(此内豫備後備ノ中ニ欠員ヲ生スレハ二十萬人ト見做スヘシ現役、豫備、後備合セテ十二年間、編制後十二年ノ後ハ兵事教育ヲ受ケタル二十萬餘人ハ國民軍ノ部ニ入リ新入ノ兵數(現役、豫備、後備)二十萬餘人ヲ合シ四十萬餘人トナル) |
| 其他下士官數 | 八千九白五十九人 | 一万八千七十三人 |
| 將校數 | 三千五百七十二人 | 五千四百三十八人 |
| (將校相當官軍醫會計軍吏) | 八百二十六人 | 千九百五十九人 |

右ハ近衛兵、憲兵ヲ含ミ屯田兵ヲ除ク

# 日本陸軍常備師團表

| 所在 | 歩兵 | 所在 | 騎兵 | 野戰砲兵 | 工兵 | 輜重兵 |
|---|---|---|---|---|---|---|

# 日本陸軍常備師團表

| 師團 | 所在 | 歩兵 旅團 | 歩兵 聯隊 | 所在 | 騎兵 | 野戰砲兵 | 工兵 | 輜重兵 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 近衛 | 東京 | 第一旅團 | 第一聯隊 | 東京 | 騎兵大隊 未完 | 砲兵聯隊 | 工兵大隊 未完 | 輜重兵大隊 未置 |
| | | | 第二聯隊 | | | | | |
| | | 第二旅團 | 第三聯隊 | | | | | |
| | | | 第四聯隊 | | | | | |
| 第一師團 | 東京 | 第一旅團 | 第一聯隊 | 東京 | 第一大隊 | 第一聯隊 | 第一大隊 | 第一大隊 |
| | | | 第十五聯隊 | 高崎 | | | | |
| | | 第二旅團 | 第二聯隊 | 佐倉 | | | | |
| | | | 第三聯隊 | 東京 | | | | |
| 第二師團 | 仙臺 | 第三旅團 | 第四聯隊 | 仙臺 | 第二大隊 未置 | 第二聯隊 | 第二大隊 | 第二大隊 |
| | | | 第十六聯隊 | 新發田 | | | | |
| | | 第四旅團 | 第五聯隊 | 青森 | | | | |
| | | | 第十七聯隊 | 仙臺 | | | | |
| 第三師團 | 名古屋 | 第五旅團 | 第六聯隊 | 名古屋 | 第三大隊 未置 | 第三聯隊 | 第三大隊 | 第三大隊 |
| | | | 第十八聯隊 | 豐橋 | | | | |
| | | 第六旅團 | 第七聯隊 | 金澤 | | | | |
| | | | 第十九聯隊 | 名古屋 | | | | |
| 第四師團 | 大坂 | 第七旅團 | 第八聯隊 | 大坂 | 第四大隊 未完 | 第四聯隊 | 第四大隊 | 第四大隊 |
| | | | 第九聯隊 | 大津 | | | | |
| | | 第八旅團 | 第十聯隊 | 姫路 | | | | |
| | | | 第二十聯隊 | 大坂 | | | | |
| 第五師團 | 廣島 | 第九旅團 | 第十一聯隊 | 廣島 | 第五大隊 未置 | 第五聯隊 | 第五大隊 | 第五大隊 |
| | | | 第廿一聯隊 | 廣島 | | | | |
| | | 第十旅團 | 第廿二聯隊 | 松山 | | | | |
| | | | 第十二聯隊 | 丸龜 | | | | |
| 第六師團 | 熊本 | 第十一旅團 | 第十三聯隊 | 熊本 | 第六大隊 未完 | 第六聯隊 | 第六大隊 | 第六大隊 |
| | | | 第廿三聯隊 | 熊本 | | | | |
| | | 第十二旅團 | 第十四聯隊 | 小倉 | | | | |
| | | | 第廿四聯隊 | 福岡 | | | | |
| 計 | | 十四旅團 | 廿八聯隊（八十大隊） | | 七大隊（廿一中隊） | 七聯隊（二十大隊 四十中隊） | 七大隊（二十中隊） | 七大隊 |

備考

歩兵聯隊ハ一地ニ屯在スヘキ者ナレモ第五聯隊ノミハ其一大隊ヲ箱館ニ分遣セリ又タ騎兵砲兵、工兵、輜重兵、ハ師團司令部所在ノ地ニ屯在スルヲ以テ別ニ其屯在地ヲ示サス但シ工兵第四大隊ハ大阪ニ在ラスシテ伏見ニ在リ

近衛ヲ除クノ外各師團ノ工兵及ヒ輜重兵ハ明治二十三年中ニ全備セリ

（四十四丁ト四十五丁ノ間ニ有）

# 屯田兵配備表

司令部　札幌

| 隊號 | 本部所在 | 兵村 |
| --- | --- | --- |
| 第一大隊 | 札幌（石狩） | 琴似。山鼻。新琴似。篠路 |
| 第二大隊 | 室蘭（膽振） | 輪西 |
| 第三大隊 | 江別（石狩） | 江別。篠津 |
| 第四大隊 | 根室（根室） | 和田。太田（釧路國厚岸郡） |
| 第五大隊 | 空知（石狩） | 瀧川 |

備考

屯田兵ハ二中隊乃至六中隊ヲ以テ一大隊トシ一中隊ハ二百乃至二百四十戸ヨリ成ル

平時ハ獨立大隊ニ編シ戰時ハ野戰隊ニ編成ス

# 要塞砲兵配備表

| 管區 | 防禦管區 | 聯隊番號 | 衛戍地 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第一師管 | 東京灣 | 第一聯隊（未完） | 横須賀 |
| 第四師管 | 紀淡海峽 | 第二聯隊（未置） | 由良 |
| 第五師管 | 未定 | 第三聯隊（未置） | 未定 |
| 第六師管 | 下之關海峽 | 第四聯隊（未置） | 赤間關 |

備考

要塞砲兵一聯隊ハ三大隊ニシテ一大隊ハ四中隊トス故ニ一聯隊ノ總數ハ十二中隊ナリ

（四十四丁四十五丁ノ間）

二十萬の兵を得へき軍備の成りたるは我陸軍沿革の要略なり

## 第八章　我國陸軍之編制及經費

陸軍の備を論するに於ては軍隊のみならず砲臺、銃器、被服、輜重、馬匹、鐵道、道路、橋梁等の事に至る迄逐一之を論せざるを得ざれども茲には之を略し唯其編制を論せんとす其編制法に於ては各國異同あれども概ね全國徵兵の法を用ひ兵を分て平時戰時の二種と爲し成るべく平時現役の兵を少くして戰時服役の兵を多くするは軍備上經濟の宜きを得たる者なり我國の陸軍に於ても亦た此法を用ひ現役兵、豫備軍、後備軍、國民軍の備あり故に我國兵役の年限は之を通算して廿四年の長きに亘ると雖も現役は三年間なり歐洲諸大國に於ても大抵三年を以て定限と爲せり瑞西の如き人口の割合に多くの兵を備ふる國に在ては年限を短縮せり或は我國に於ても兵役の年限を短縮すべしとの說を

唱ふる者あれども然する時は熟練を欠き精鋭の兵を備ふる能はずとの説を唱ふる者あり獨逸の國會に於ても曾て兵役年限を二年に短縮すべしとの議を提する者ありしが否決せられたり斯は委員の説明に據て其理を解するを得べし我輩は之に就き別に説あれども茲に之を略す我國政略の方針は攻勢を執らずして守勢を執るとせば遠征の師を出すこと稀なりと雖も政略上の守勢は時として戰略上の攻勢を執らざるを得ざる事あり即ち我國辱を雪ぐが爲めに外國に向て問罪の師を出すが如き是なり其他我國の獨立を守るに於ては彼より我に向て未だ兵を加へざるも我自ら立て兵を用ゆるの必要なしとせず是所謂ゆる攻者守也用兵の主義に於ては毫も相異なる所なし斯る場合に於ては未熟なる衆くの兵を用ゆるよりも精練なる寡き兵を用ゆるを利とす多くの輜重を齎らし多くの軍費を投し多くの屍骸を曝らして

# 陸軍經理一覽表

## 聯隊長
聯隊ノ會計經理ヲ總理ス

## 金櫃委員
各大隊ニ之ヲ置キ現金ノ計算出納及金錢給與ノ事ヲ掌ル但聯隊ノ金櫃事務ハ或ル大隊ヲシテ之ヲ兼任セシム

- 首坐　大隊長
- 列員　大尉一人　軍吏

## 糧食委員
各大隊ニ之ヲ置キ糧食ニ係ル經理ヲ掌ル但乘馬隊ニ在テハ馬糧ノ事ヲ兼掌セシム

- 首坐　大尉
- 列員　中少尉一人　軍吏

## 聯隊被服委員
被服新品ノ調辨并ニ製作ニ係ル經理ヲ掌リ且補充隊被服貯藏ノ事ヲ掌ル

- 首坐　少佐
- 列員　大中少尉二三人　軍吏

## 大隊被服委員
被服ノ新陳交換支給及戰時増員ノ被服貯藏ノ事ヲ掌リ且消耗品及備附雜具ノ事ヲ兼掌セシム

- 首坐　大尉
- 列員　中少尉一人　軍吏

## 中隊長
中隊ノ會計事務ヲ掌リ且被服保全修理ノ事ヲ專任ス又消耗品及備附雜具ノ事ヲ分任ス

## 軍事上需用

- **武器彈藥**　砲兵工廠ニ於テ製造セルモノヲ砲兵方面ニ買入レ之ヲ軍隊ニ配付ス其修理モ又砲兵方面ノ擔任トス
- **馬匹**　軍馬育成所ニ於テ新馬ヲ買入レ調馴ノ後之ヲ軍隊ニ配付ス
- **工兵器具**　工兵方面ニ於テ調辨シ之ヲ軍隊ニ配付ス其修理ハ軍隊ヲシテ之ヲ辨理セシム
- **輜重器具**　輜重廠ニ於テ調辨シ之ヲ軍隊ニ配付ス其修理モ又該廠ニテ擔任ス
- **裝具**（背囊・飯盒・水筒）　定額ノ金員ヲ軍隊ニ交付シ而シテ監督部ニ於テ指名セル商人ニ就キ軍隊ニ於テ購買セシメ其經理ヲ委任ス

## 經濟上需用

- **金錢給與**（俸給・手當金・宅料・馬飼料）　現入員ニ照シ之ヲ給ス
- **糧食**
  - 精米　監督部ニテ條約購買シ現入員定額ニ應シ之ヲ軍隊ニ納メシム
  - 賄料　現入員ニ應スル定額ノ金員ヲ給ス
  - 馬糧　監督部ニテ條約購買シ現馬數定額ニ應シ之ヲ軍隊ニ納メシム
  - 糧食ノ經理ハ軍隊ニ委任ス
- **被服**
  - 絨地質　製絨所ニテ製造セルモノヲ被服廠ニ買入レ現品ヲ以テ軍隊ニ配付ス
  - 輸入品（金巾類）　定額ニ基キ被服廠ニ於テ調辨シ現品ヲ以テ軍隊ニ配付ス
  - 靴及小倉地等　定額ノ金員ヲ軍隊ニ交付シ而シテ監督部ヨリ指名セル商人ニ就キ購買セシム
  - 其他ノ諸品　定額ノ金員ヲ給シ軍隊ニ於テ調辨ス
  - 裁縫　定額ノ金員ヲ給シ軍隊ニ於テ之ヲ擔任ス
  - 修理　定額ノ金員ヲ給シ中隊職工ヲシテ修理セシム
  - 被服ノ經理ハ軍隊ニ委任ス
- **建築營繕**　陸軍經營部ニ於テ之ヲ擔任ス
- **消耗品**（煖室・爐薪・炭共）　月々定額ノ金員ヲ給シ其經理ヲ軍隊ニ委任ス
- **備附雜具**（營中・隊中・庖厨・廐）　永續料トシテ月々定額ノ金員ヲ給シ其經理ヲ軍隊ニ委任ス
- **藥劑**（器械・藥品・治療用品等）　衛戍病院ヨリ現品ヲ以テ軍隊ニ送付ス
- **馬匹費**（剔毛・蹄鐵等）　定額ノ金員ヲ給シ其經理ヲ軍隊ニ委任ス

戰を為すは兵家の取らざる所ならん故に遠征の軍を備ふるには精鋭なる若干の常備軍無かる可らず而して防禦の軍を備ふるには成るべく多くの兵を備へ全國擧て兵と為る國民軍の制を用ゆるは軍備の法其宜きを得たる者ならん我國陸軍の制は即ち斯法を用ひたる者にして我輩も亦た大に之に對して異議を挾む者に非らず當局者が多年の勤勞經驗に據て陸軍の備は將さに成らんとす我輩は今より大に之を擴張するの必要を感せず唯だ之を整頓するの必要を感ずる而已今日我國の陸軍は師團編制にして平時軍隊の定員は即ち左の如し

近衛

| | | |
|---|---|---|
| 歩兵二旅團 | （四聯隊） | 定員六千六百三十人 |
| 騎兵一大隊 | （三中隊） | 定員五百十二人 |
| 砲兵一聯隊 | （三大隊） | 定員四百九十三人 |
| 工兵一大隊 | （二中隊） | 定員二百八十人 |

輜重一大隊　（二中隊）　定員四百七十八
近衛軍樂一隊　　定員五十二人
右は近衛の總員なれども軍隊の編制上規定したる者にして現在の定員とは多少相異なる所ありと知るべし

師團

歩兵二旅團　（四聯隊）　定員六千八百九十八人
騎兵一大隊　（三中隊）　定員五百十二人
野戰砲兵一聯隊（三大隊）　定員七百二十五人
工兵一大隊　（三中隊）　定員四百八人
輜重兵一大隊　（二中隊）、　定員六百十二人
師團軍樂隊　　定員五十二人

右は一師團の定員なり六師團の定員は即ち此數を六倍したる者なり
但し軍樂隊は目下大坂の第四師團に限る

要塞砲兵一聯隊　（三大隊）　定員千六百八十六人

警備隊　（步砲兵二大隊）　定員二百六十一人

憲兵隊　（六隊）　定員千八十四人

右の中要塞砲兵は現制に據り全國に四聯隊とし警備隊は對馬に在る者を掲け憲兵隊は全國に現在するの總員なりとす即ち東京、宮城、愛知大坂、廣島、熊本、是なり

屯田兵
- 步兵四大隊　（現役豫備役）　定員五千二百二十八人
- 騎兵隊　（同）　定員三百三人
- 砲兵隊　（同）　定員二百三十三人
- 工兵隊　（同）　定員二百二十九人

右は總員にして騎兵、砲兵、工兵、は各二隊宛なり

右等軍隊の中に就て近衛の騎兵及び工兵は未だ完からず明治二十六

年度に至りて完成し其輜重兵は未だ置かず二十七年度ょ至て完成するの計畫あり東京に在る第一師團を除くの外各師團の騎兵ハ未置若くは未完あり明治二十七年に至て二中隊宛に完成するの計畫なり工兵も亦た未だ完からざれども本年に至て其編制ハ完成するの計畫あり六師團の輜重兵ハ本年に至て完成し而して明治二十八年に至らバ六師團の各隊ハ盡く完成して右ふ掲ぐる所の定員と符合して我國陸軍の備は初めて全きを得べし陸軍の定額は經常、臨時の費額に於て相互に増減する所あるも兩三年間の總額に於ては大に増減する所なく漸次軍備の完成を告げんとす陸軍は其備完く成るも更ょ多くの經費を要せす臨時費を轉して經常費の部に入れ此を以て全軍の維持費と爲せバ足るべきの計畫あり是れ我國の陸軍に於てハ整頓の必要ありて擴張の必要を感せざる所以あり唯だ其兵器の改良と砲臺の建築と

| 年度 | 期間 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二十年度 | 自明治二十年四月 至同廿一年三月 | 一一、八四二、六一八.五一四 | 五六五、六一七.二五七 | — | 一二、四〇八、二三五.六七一 |
| 十九年度 | 自明治十九年四月 至同二十年三月 | 一一、六三三、一五一.八二九 | 三七八、四九三.九三八 | — | 一二、〇一一、六四五.七六七 |
| 十八年度 | 自明治十八年七月 至同十九年三月 | 一〇、一二二、一一七.八九二 | 七三三、二四〇.九一五 | — | 一〇、八五五、三五八.八〇七 |
| 十七年度 | 自明治十七年七月 至同十八年六月 | 一〇、七六四、五九三.一〇九 | 七七一、一八九.九五九 | — | 一一、五三五、七八三.〇六八 |
| 十六年度 | 自明治十六年七月 至同十七年六月 | ※九、六六九、一二三.一二六 | 五七〇、七二四.五一八 | [illegible] | 一〇、二六一、八五八.六四四 |
| 十五年度 | 自明治十五年七月 至同十六年六月 | 八、二七八、二四四.七七八 | 一、一九六、〇八三.一一二 | — | 九、四七四、三二七.八九〇 |
| 十四年度 | 自明治十四年七月 至同十五年六月 | 八、一七九、七一二.〇五一 | 五五九、〇六〇.一九三 | — | 八、七三八、七七二.二四四 |
| 十三年度 | 自明治十三年七月 至同十四年六月 | 八、四三四、五二九.七九六 | 四〇、五七八.九九一 | — | 八、四七五、一〇八.七八七 |
| 十二年度 | 自明治十二年七月 至同十三年六月 | 六、四〇〇、〇〇四.八一四 | 二二〇、七三八.九五八 | — | 六、六二〇、七四三.七七二 |
| 十一年度 | 自明治十一年七月 至同十二年六月 | 六、〇三五、九四〇.二七五 | 八八、九一一.一八二 | 三〇、三五八、一三三.七四七 | 三六、四八二、九八五.二〇四 |
| 十年度 | 自明治十年七月 至同十一年六月 | 六、九〇四、八二八.九九一 | 二六二、七六二.九二二 | — | 七、一六七、五九一.九一三 |
| 九ヶ年[illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | — | 七、二三一、〇三九.八〇三 |

# 陸軍累年經費總額表

| 年度 | 區分 | | 經常 | 別途 | 非常 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 元年度 | 自明治元年一月 至同 年十二月 | | 一、〇三八、一二〇、〇八六円 | — | — | 一、〇三八、一二〇、〇八六円 |
| 二年度 | 自明治二年一月 至同 年九月 | 金 | 一、四四七、九二五、九〇四 | — | — | 一、四四七、九二五、九〇四 |
| | | 米 | 六、二三八、〇七六七六 | — | — | 六、二三八、〇七六七六 |
| 三年度 | 自明治二年十月 至同 三年九月 | 金 | 一、三九一、七〇六、一七一 | — | — | 一、三九一、七〇六、一七一 |
| | | 米 | 五、三〇九、一五七五一 | — | — | 五、三〇九、一五七五一 |
| 四年度 | 自明治三年十月 至同 四年九月 | 金 | 二、五三八、四六五、五八八 | — | — | 二、五三八、四六五、五八八 |
| | | 米 | 七、九二八、九五九七三 | — | — | 七、九二八、九五九七三 |
| 五年度 | 自明治四年十月 至同 五年十二月 | | 七、二七九、七三六、七七七 | — | — | 七、二七九、七三六、七七七 |
| 六年度 | 自明治六年一月 至同 年十二月 | | 八、一二八、一四〇、九二四 | — | 一六、六五一、四七六 | 八、一四四、七九二、四〇〇 |
| 七年度 | 自明治七年一月 至同 年十二月 | | 七、七八一、九六九、二一〇 | 八九一、七三九、六四〇 | 三四九、〇〇八、七〇〇 | 九、〇二二、七一七、五五〇 |
| 八年度 | 自明治八年一月 至同 年六月 | | 三、七七四、三三〇、九三一 | — | 三、四五六、四二四、七二三 | 七、二三〇、七四五、六五四 |
| 八年度 | 自明治八年七月 至同 九年六月 | | 六、九五九、七三五、六九三 | 二七一、三〇四、一一〇 | — | 七、二三一、〇三九、八〇三 |
| 九年度 | 自明治九年七月 至同 十年六月 | | 六、九〇四、八二八、九九一 | 二六二、七六二、九二二 | — | 七、一六七、五九一、九一二 |
| 十年度 | 自明治十年七月 至同 十一年六月 | | 六、〇三五、九四〇、二七五 | 八八、九一一、一八二 | 三〇、三五八、一三三、七四七 | 三六、四八二、九八五、二〇四 |
| 十一年度 | 自明治十一年七月 至同 十二年六月 | | 六、四〇九、〇〇四、八一四 | 二二〇、七三八、九五八 | — | 六、六二九、七四三、七七二 |
| 十二年度 | 自明治十二年七月 至同 十三年六月 | | 七、七六六、九一九、四六四 | 九八、五三九、六三六 | — | 七、八六五、四五九、一〇〇 |
| 十三年度 | 自明治十三年七月 至同 十四年六月 | | 八、四三四、五二九、七九六 | 四〇、五七八、九九一 | — | 八、四七五、一〇八、七八七 |
| 十四年度 | 自明治十四年七月 至同 十五年六月 | | 八、一七九、七一二、〇五一 | 五五九、〇六〇、一九三 | — | 八、七三八、七七二、二四四 |
| 十五年度 | 自明治十五年七月 至同 十六年六月 | | 八、二七八、二四四、七七八 | 一、一九六、〇三八、一一二 | — | 九、四七四、二二七、八九〇 |
| 十六年度 | 自明治十六年七月 至同 十七年六月 | | 九、六九一、一三四、一二六 | 五七〇、七二四、五一八 | — | 一〇、二六一、八五八、六四四 |
| 十七年度 | 自明治十七年七月 至同 十八年六月 | | 一〇、七六四、五九三、一〇九 | 七七一、一八九、九五九 | — | 一一、五三五、七八三、〇六八 |
| 十八年度 | 自明治十八年七月 至同 十九年三月 | | 一〇、一二四、一一七、八九二 | 七三三、二四〇、九一五 | — | 一〇、八五七、三五八、八〇七 |
| 十九年度 | 自明治十九年四月 至同 二十年三月 | | 一一、六三三、一五一、八二九 | 三七八、四九三、九三八 | — | 一二、〇一一、六四五、七六七 |
| 二十年度 | 自明治二十年四月 至同 廿一年三月 | | 一一、八四二、六一八、五一四 | 五六五、九一七、一五七 | — | 一二、四〇八、五三五、六七一 |
| 廿一年度 | 自明治廿一年四月 至同 廿二年三月 | | 一一、八二一、二一七、一〇六 | 九三九、九一九、三九三 | — | 一二、七六一、一三六、四九九 |
| 廿二年度 | 自明治廿二年四月 至同 廿三年三月 | | 一三、三七〇、五一四、豫 | — | — | — |
| 廿三年度 | 自明治廿三年四月 至同 廿四年三月 | | 一三、七六八、五八二、豫 | — | — | — |
| 廿四年度 | 自明治廿四年四月 至同 廿五年三月 | | 一三、六七二、七一九、豫 | — | — | — |
| 計 | | | 一九九、〇三七、八四九、〇二九 | 七、五八九、二〇四、六二四 | 三四、一八〇、二一八、六四六 | 二四〇、八〇七、二七二、二九九 |
| | | 米 | 一九、四七六、一九四 | — | — | 一九、四七六、一九四 |

（備考）經常費ハ本省及各部隊ニ係ル各年ノ經費ニシテ別途費ハ臨時ノ事項又ハ豫算外ノ事業ニ際シ別途ニ支出セシ諸費ナリ其一二ヲ擧クレハ七年度ニ近衛及各鎭台兵營建築費八年度ニ朝鮮事件費九年度ニ熊本縣下暴動費十一年度ニ近衞砲兵暴動費及十年ノ役負傷患者費十二年度ニ金澤兵營燒失ニ係リ再築費十四十五兩年度ニ軍器改造費及ヒ朝鮮事件費十五年度以降東京灣砲台建築費等ナリ又非常費ハ内外國或ハ一地方ノ事變ニ際シ出師戰鬪ニ係ル諸費ニシテ六年度ニ北條福岡大分諸縣下人民暴動鎭撫費七年度ニ佐賀縣下並征討費八年度ニ台灣蕃地處分費十年度ニ征南ノ役戰鬪費等ナリ

# 陸海軍恩給額累年比較一覧表

自明治二十年度至同廿四年度

**陸軍恩給額比較**

| 科目 | 二十年度予算高 | 廿一年度予算高 | 比較ノ増減 | 廿一年度予算高 | 廿二年度予算高 | 比較ノ増減 | 廿二年度許可額 | 廿三年度請求額 | 比較ノ増減 | 廿三年度許可額 | 廿四年度請求額 | 比較ノ増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 陸軍恩給 | 一六二、五五四・二三八 | 一八〇、三一八・〇四九 | 一七、七六三・八五六 | 一八〇、三一八・〇四九 | 二〇〇、七一四・〇三三 | 二〇、三九五・九三九 | 二〇〇、七一四・〇三三 | 二七七、八九九・二二五 | 七七、一八五・一九二 | 二七七、八九九・二二五 | 三九一、二〇六・八九五 | 一一三、三六七・六七〇 |
| 第一退職給 | 六、七五五・二五〇 | 一六、七五五・〇〇〇 | 九、九九九・七五〇 | 一六、七五五・〇〇〇 | 二五、一九〇・〇〇〇 | 九、四三五・〇〇〇 | 二五、一九〇・〇〇〇 | 五三、二七三・二五〇 | 二八、〇八三・二五〇 | 五三、二七三・二五〇 | 一三〇、二九六・九七四 | 七七、〇二三・七二四 |
| 第二免除給 | 二、四五四・〇〇〇 | 六、九三五・二五〇 | 四、四八一・二五〇 | 六、九三五・二五〇 | 一三、一九三・七五〇 | 七、二五八・五〇〇 | 一三、一九三・七五〇 | 三一、五一八・二五〇 | 一八、三二四・五〇〇 | 三一、五一八・二五〇 | 五〇、二〇六・二五〇 | 一八、六八八・〇〇〇 |
| 第三給助金 | 一八、七七七・〇〇〇 | 二〇、〇四三・〇〇〇 | 一、二六六・〇〇〇 | 二〇、〇四三・〇〇〇 | 二四、六六〇・〇〇〇 | 四、六一七・〇〇〇 | 二四、六六〇・〇〇〇 | 五四、三二〇・〇〇〇 | 二九、六六〇・〇〇〇 | 五四、三二〇・〇〇〇 | 六一、一八二・〇〇〇 | 六、八六二・〇〇〇 |
| 第四扶助料 | 四、六〇五・八三四 | 八、〇四六・六六七 | 三、三九五・八三三 | 八、〇四六・六六七 | 一〇、五二九・一六八 | 二、四八二・五〇一 | 一〇、五二九・一六八 | 一三、七九〇・八三五 | 三、二六一・六六七 | 一三、七九〇・八三五 | 二七、八七九・一七〇 | 一四、〇八八・三三五 |
| 第五賑恤金 | 一、五一〇・〇〇〇 | 一、八八七・五〇〇 | 三七七・五〇〇 | 一、八八七・五〇〇 | 二、八七五・〇〇〇 | 九六九・五〇〇 | 二、八七五・〇〇〇 | 三、四九四・〇〇〇 | 六一九・〇〇〇 | 三、四九四・〇〇〇 | 四、一二六・〇〇〇 | 六三五・〇〇〇 |
| 第六旧令退役給 | 六七、二五六・七〇〇 | 六六、〇七五・〇五〇 | 一、一八一・六五〇 | 六六、〇七五・〇五〇 | 六五、三二五・九五〇 | 七五〇・一〇〇 | 六五、三二五・九五〇 | 六四、二七二・三五〇 | 一、〇五三・六〇〇 | 六四、二七二・三五〇 | 六二、八一〇・二〇〇 | 一、四六二・一五〇 |
| 第七旧令扶助料 | 六一、〇〇六・〇〇〇 | 六〇、三四六・〇〇〇 | 六六〇・〇〇〇 | 六〇、三四六・〇〇〇 | 五八、六五三・〇〇〇 | 一、六九三・〇〇〇 | 五八、六五三・〇〇〇 | 五六、九七〇・〇〇〇 | 一、六八三・〇〇〇 | 五六、九七〇・〇〇〇 | 五四、五六四・〇〇〇 | 二、四〇六・〇〇〇 |
| 第八一時賜金 | 一四四・四五四 | 二二九・六〇七 | 八五・一七三 | 二二九・六〇七 | 二八七・一六五 | 四七・五五八 | 二八七・一六五 | 二六〇・五四〇 | 二六・六二五 | 二六〇・五四〇 | 一四二・三〇一 | 一一八・二三九 |

**海軍恩給額比較**

| 科目 | 二十年度予算高 | 廿一年度予算高 | 比較ノ増減 | 廿一年度予算高 | 廿二年度予算高 | 比較ノ増減 | 廿二年度許可額 | 廿三年度請求額 | 比較ノ増減 | 廿三年度許可額 | 廿四年度請求額 | 比較ノ増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 海軍恩給 | 一一、一〇四・八三四 | 一九、八六八・六七〇 | 八、七六三・八三六 | 一九、八六八・六七〇 | 二六、三一五・五一五 | 六、四四六・八四五 | 二六、三一五・五一五 | 五八、一五〇・二八〇 | 三一、八三四・七六五 | 五八、一五〇・二八〇 | 八〇、七五八・三九五 | 二二、六〇八・一一五 |
| 第一退職給 | 一、四四〇・〇〇〇 | 七、〇五〇・〇〇〇 | 五、六一〇・〇〇〇 | 七、〇五〇・〇〇〇 | 一〇、三七〇・〇〇〇 | 三、三二〇・〇〇〇 | 一〇、三七〇・〇〇〇 | 三四、三〇二・五〇〇 | 二三、九三二・五〇〇 | 三四、三〇二・五〇〇 | 五三、一七六・〇〇〇 | 一八、九七三・五〇〇 |
| 第二退役給 | 一四三・五〇〇 | 四四三・五〇〇 | 三〇〇・〇〇〇 | 四四三・五〇〇 | 六七五・五〇〇 | 二三二・〇〇〇 | 六七五・五〇〇 | 八八六・〇〇〇 | 二一〇・五〇〇 | 八八六・〇〇〇 | 二、二〇六・五〇〇 | 一、三二〇・五〇〇 |
| 第三給助金 | 四、五三六・〇〇〇 | 五、五〇五・〇〇〇 | 九六九・〇〇〇 | 五、五〇五・〇〇〇 | 七、二五六・〇〇〇 | 一、七五一・〇〇〇 | 七、二五六・〇〇〇 | 一三、三二一・〇〇〇 | 六、〇六五・〇〇〇 | 一三、三二一・〇〇〇 | 九、九六八・〇〇〇 | 三、三五三・〇〇〇 |
| 第四扶助料 | 一、二五五・八四〇 | 二、六八八・九〇七 | 一、四三三・〇六七 | 一、二五五・八四〇 | 四、〇〇四・四七四 | 二、七四八・六三四 | 四、〇〇四・四七四 | 五、五〇〇・五九四 | 一、四九六・一二〇 | 五、五〇〇・五九四 | 一一、五六一・四三四 | 六、〇六〇・八四〇 |
| 第五賑恤金 | 八二・〇六〇 | 五一七・五六〇 | 四三五・五〇〇 | 五一七・五六〇 | 四四三・五〇〇 | 七四・〇六〇 | 四四三・五〇〇 | 六二〇・五〇〇 | 一七七・〇〇〇 | 六二〇・五〇〇 | 四〇六・〇〇〇 | 二一四・五〇〇 |
| 第六旧令退役給 | 一、〇三〇・一一八 | 八五六・九九八 | 一七三・一二〇 | 八五六・九九八 | 八五六・九九八 | | 八五六・九九八 | 八五六・九九八 | | 八五六・九九八 | 九二八・五六六 | 七一・五六八 |
| 第七旧令扶助料 | 二、五八七・三七〇 | 二、五六一・五一〇 | 二五・八六〇 | 二、五六一・五一〇 | 二、五六一・五一〇 | | 二、五六一・五一〇 | 二、四八一・九七〇 | 七九・五四〇 | 二、四八一・九七〇 | 二、三二〇・四二〇 | 一六一・五五〇 |
| 第八一時賜金 | 三〇・〇〇〇 | 一三二・〇九九 | 一〇二・〇九九 | 一三二・〇九九 | 一四七・五三三 | 一五・四三四 | 一四七・五三三 | 一八〇・七一八 | 三三・一八五 | 一八〇・七一八 | 九一・四七五 | 八九・二四三 |
| 第八旧令賑恤金 | — | 一一三・一五〇 | 一一三・一五〇 | — | — | | — | — | | — | — | |

# 日本及歐洲諸大國陸海軍費人口比例表

| 國別 | 陸軍費 | 海軍費 | 人口 | 陸軍費ノ一人ニ對スル割合 | 海軍費ノ一人ニ對スル割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 |
| 日本 | 一三、三七五、五一四 | 九、二八九、七二一 | 三九、六〇七、二三四 | 〇.三三八 | 〇.二三五 |
| 英吉利 | 一〇九、二一五、五四〇 | 九七、九一一、二五〇 | 三八、一六五、五二六 | 二.八六二 | 二.五六六 |
| 佛蘭西 | 一三七、六六三、一〇一 | 四九、四三三、二七六 | 三八、二一八、九〇三 | 三.六〇二 | 一.二九三 |
| 獨逸 | 一三五、五二八、七六六 | 一六、三四五、〇二七 | 四六、八五五、七〇四 | 二.八九三 | 〇.三四九 |
| 伊太利 | 七一、一三四、四九〇 | 二八、〇〇〇、〇〇〇 | 三〇、五六五、二五三 | 二.三二七 | 〇.九一〇 |
| 露西亞 | 一五〇、八九八、六五七 | 二五、五九九、〇三三 | 一〇八、八四三、一九二 | 一.三八六 | 〇.二三五 |
| 墺地利 | 六三、五九三、七七七 | 七、〇七三、八九一 | 三七、八八二、七一二 | 一.六七九 | 〇.一八七 |

日本ノ陸軍費ハ明治廿二年度ノ豫算額ニシテ海軍費ハ同年度ノ决算額ナリ其人口ハ明治廿一年十二月末ノ現在數ナリ、各國陸海軍費ノ數額ハ前表ニ揭クル所ノ者ト差異アルハ其調查ノ年度ヲ異ニスルヲ以テナリ

日本ノ陸軍費ハ明治廿二年度ノ豫算額ニシテ海軍費ハ同年度ノ決算額ナリ其人口ハ明治廿一年十二月末ノ現在數ナリ。各國陸海軍費ノ數額ハ前表ニ據リタル所ノ清ト差異アルハ其調査ノ年度ヲ異ニスルヲ以テナリ

## 日本及歐洲諸大國陸海軍費人口比例表

| 國別 | 陸軍費 | 海軍費 | 人口 | 一人ニ對スル陸軍費ノ割合 | 一人ニ對スル海軍費ノ割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 一三,三七五,五一四 円 | 九,二八九,七三二 円 | 三九,六〇七,二三四 人 | 〇.三三八 円 | 〇.二三五 円 |
| 英吉利 | 一〇九,二一五,五四〇 | 六七,九一一,二五〇 | 三八,一六五,五二六 | 二.八六二 | 二.五六六 |
| 佛蘭西 | 一三七,六六三,一〇一 | 四九,四三三,二七六 | 三八,二一八,九〇三 | 三.六〇二 | 一.二九三 |
| 獨逸 | 一三五,五二八,七六六 | 一六,三四五,〇二七 | 四六,八五五,七〇四 | 二.八九三 | 〇.三四九 |
| 伊太利 | 七一,一三四,四六〇 | 二八,〇〇〇,〇〇〇 | 三〇,三六五,二五三 | 二.三三七 | 〇.九一〇 |
| 露西亞 | 一五〇,八九八,六五七 | 二五,五九九,〇三三 | 一〇八,八四三,一九二 | 一.三八六 | 〇.二三五 |
| 墺地利 | 六三,五九三,七七七 | 七,〇七三,八九一 | 三七,八八二,七一二 | 一.六七九 | 〇.一八七 |

に於て經費の不足を感そる而已

## 第九章　海岸防禦

我國は四面環海の地形なれは到處敵艦の砲撃し若くは侵入するの虞あり故に海岸防禦は軍備の一大要務なり政府い明治七年より要衝の地を按し防禦の計畫を爲し同十二年に至り初て經費支出の途を求め之に着手し爾來其業は繼續し來りたるも未た完全に至らす海岸防禦は各國共制を異にし概して獨逸の如き陸國は陸軍の任務多くして海軍の任務少けれは其の防禦を以て海軍に任し英國の如き海國い海軍の任務多くして陸軍の任務少けれは其防禦を以て陸軍に任せりと云ふ我國の如きも亦之を陸軍に任せり砲臺建築の塲所は東京灣、下之關紀淡海峽、と定め以て內海を防くの備を爲し其他藝豫海峽にも砲臺を築くの計畫にして內海の防禦は略ほ之に依て備はると云ふ其他海軍

港、碇泊所の如き敵艦の來るべき要地を擇び砲臺を築くべきは凡そ廿餘個處もありと聞く斯の如く多くの砲臺を築き盡くし之に備ふるには其經費莫大なれども陸軍論者が言の如く斯く多くの砲臺を築き要せざるべし我國の如き海國の沿岸を守るに盡く砲臺を以てせんとせば殆んど限り無し砲臺の不動防禦は軍艦の移動防禦に若かざるべしとの論に據りて試海岸砲臺を築く主要の地は先づ前記の四個處と定まれり對馬の如きは最も敵艦の據るべき處あるに由り砲臺の建築幷に大砲の備附既に成り大砲の數は十八門あり下之關砲臺の備附は七門の用意あり此砲臺は明治廿年度に起工し總費額豫算は凡そ百六十萬三千百六十圓にして明治三十四年竣工の豫定なり紀淡海峽は明治二十一年度に起工し總費額豫算は凡そ百五十一萬三百圓にして明治四十年竣功の豫定なり東京灣は明治十二年度よ於て着手せしも經費不

足の爲め中止し二十二年度に至て再興し第一海堡は竣功し第二海堡は明治四十二年に至て竣功の豫定なり而して其既に備へたる砲數は三十一門なり其他既に鑄造して未た砲臺に備へさる砲數は五十八門着手中の砲數は百十一門にして合計二百二十五門を鑄造するの豫定なり彼の海防賜金と献金とは合計二、百、四、十、三、萬、九、千、圓、餘ありしが之を大砲鑄造の費に宛て各種の砲數百七十五門を鑄造するの計畫にして本年度に於ては僅かに七、萬、六、千、餘、圓、を剩し忽ち盡くると云ふ下之關砲臺は昨年度に至る迄と今年度とに於て六、十、一、萬、六、千、餘、圓、を費し每年十萬圓宛を費し三十四年に至て八、萬、六、千、圓、餘、を費せは竣功すへく紀淡海峽の砲臺は昨年度に至る迄と今年度とに於て三十五萬六千餘圓を費し其後每年十萬圓宛を費し明治三十六年に至て五萬四千圓餘、三十九年度と四十年度とに於て四十萬圓餘宛を費せは竣功すへし

と云ふ而して之に應するの兵器彈藥費は每年四十萬圓位を備へは明治四十二年に至て下之關及び紀淡海峽の砲臺は全備し東京灣の第二海堡も竣効するの計畫なりと聞く而して第三海堡に至ては明治四十三年の後も每年廿六万三千圓を費せば明治六十二年に至て竣工するの豫定なり東京灣砲臺建築總費は八百二十六万五千圓なれとも既に四十四萬八千三百圓を費しされは更に七百八十一万六千七百圓を費せは砲臺全備そるを得べし第三海堡に備ふる大砲の價は此外に在れとも今より四十年の後よ至ては大砲の變遷も豫め知り難けれは其代價も豫算し難きに由り之を省けり

今日政府の計畫に係る海岸防禦は略ぼ右に述べたるが如き者なり內海要衝の防禦にして今より十年乃至十數年の後を待て成る者と聞くも尙ほ其遲きを恨む況んや四十年の後に於てを平想ふに東京灣砲臺

# 砲臺建築經費一覽表

| 建築地名 | 砲臺建築費 | | 砲門備付費 |
| --- | --- | --- | --- |
| 東京灣 | | 九,三二七,五二二,一一六円 | 二,八七八,六〇三,二三五円 |
| | 自十二年度至十九年度支出高 | 一,〇六二,五二二,一一六 | |
| | 廿四年度迄支出高 | 四八四,四一七,四九一 | |
| | 廿五年度以降 | 七,七八〇,五八二,五〇九 | |
| 東京灣第三海堡 | 東京灣砲臺建築費中ニ含ム | | 六五八,六六〇,六〇五 |
| 下之關 | | 一,六〇三,一〇六,〇〇〇 | 一,九三〇,四七二,三一七 |
| | 廿四年度迄支出高 | 六一六,六二三,六五四 | |
| | 廿五年度以降 | 九八六,五三二,三四六 | |
| 紀淡海峽 | | 一,五一〇,三〇〇,〇〇〇 | 二,一八三,〇五五,六七一 |
| | 廿四年度支出高 | 三五六,〇〇〇,〇〇〇 | |
| | 廿五年度以降 | 一,一五四,三〇〇,〇〇〇 | |
| 鳴門海峽 | ● | 八〇九,五五二,〇〇〇 | ● 六五七,三八〇,〇〇三 |
| 藝豫海峽 | ● | 一,六四二,四八三,〇〇〇 | ● 三,七四九,二九二,一〇二 |
| 呉軍港 | ● | 一,二九二,四六七,〇〇〇 | ● 二,〇四一,七五五,八九五 |
| 佐世保 | ● | 八六五,七八三,〇〇〇 | ● 一,一〇二,〇五三,五三二 |
| | 總費額 | 一七,〇五一,二六三,一六六 | 總費額 一五,二〇〇,二七三,三六〇 |
| | 內譯 廿四年以前 | 二,五一九,五六三,二六一 | 外ニ廿四年度以前支出高 八四五,二〇九,三六三 |
| | 內譯 廿五年以降 | 一四,五三一,六九九,八五五 | 製砲費廿四年以前支出高 二,四三九,五二四,二二一 |
| | | | 十九年以前支出高 二二二,〇四六,二八八 |
| | | | 共計 一八,七〇七,〇五三,二三二 |

砲臺砲門經費合計 三五,七五八,三一六,三九八円

內譯
- 廿四年度迄支出高 六,〇二六,三四三,一八二円
- 廿五年度以降支出高 二九,七三一,九七三,二一六円

右砲臺砲門合計費ノ內譯中廿五年以降支出高貳千九百七拾三萬壹千九百七拾三圓貳拾壹錢六厘ヲ十ケ年ニ割レハ一ケ年ニ付キ貳百九拾七萬三千百九拾七圓三拾貳錢壹厘ヲ要ス

●印ハ未着手ノ分ナリ其經費合計壹千貳百八拾壹萬九千四百貳拾七圓拾三錢七厘ナリ

無印ノ者ハ着手ノ分ナリ即チ東京灣、下之關、紀淡海峽等ノ砲臺建築及砲門備附ノ經費中廿五年度以降支出額ノ合計ハ壹千六百九拾壹萬貳千五百四拾六圓八錢三厘ニシテ之ヲ十ケ年ニ割レハ一ケ年百六拾九萬壹千貳百五拾四圓六拾錢八厘トナル每年十年ノ間此金額ヲ費セハ●印ヲ除キ其他ノ砲臺ハ盡ク竣工シ砲門ノ備付モ成ルナリ但シ要塞砲兵營費壹百三拾五萬九千九拾圓餘ハ此中ニ算入セス其內貳拾壹萬七千四拾四圓餘ハ廿四年度以前ニ費シタレハ殘リ壹百拾四萬貳千四拾五圓餘ヲ今後ノ經費トス

本表ノ外對州淺海灣防禦工事費ハ砲臺備砲諸費合計金三拾六萬七千六百拾四圓餘ナリ

（五十四丁五十五丁ノ間）

全備の日は最も若年なる今日の國會議員も七十餘歲の高齡に達すべし人生僅かに五十年能く其壽を全ふする者は甚だ稀れなり今日の國會議員にして其竣功を目擊する者は殆んど之れ無からん今や世界各國相互よ功守を務め軍備を競ふの時に當り我國獨り軍備を怠らは獨立の運命は早く既に定らんとそ後世子孫を愛する者今にして之か備を爲さそんは後に悔ゆるも及ふ無けん我輩人民は斯る遲緩なる國防を以つて當局者に任し自ら安んするを得さるなり全國要衝の海岸防禦は急務なれとも東京灣砲臺の如きは兼て横須賀軍港の防禦たるを以て特に急務なりとす第一第二の海堡は竣工するも觀音崎と富津と灣口の中央に海堡を築かされは敵艦の闖入を防禦し難きを以て茲よ海底を埋めて人造の小島を築くものなれは其の工事の難きと經費の多きとは想ひ知るへし東京は我國の頭腦なり頭腦にして一たひ碎く

れハ全身忽ち斃るの患あり故に敵艦の攻め來るや先つ一撃を頭腦よ試んとすへし近時發明の大砲ハ其威力甚た强く彈丸ハ殆んと四里半の遠きよ達すと云へり若し敵艦か東京灣内に闖入そるに於てハ全都其禍に罹り皇城其危を受けん之を灣口に防ぐに非らざれば其効なし日本の頭腦を防ぎて國家の健康を保ち皇城の安泰を護らんと欲せば東京灣砲臺全備を告ぐるの最も急務あるを知る其首府にして海岸に近く且つ軍備なきことと我東京の如きハ世界無比なりと謂ふべし豈に之を急設せざる可ん哉官民共に其急務たるを知り之を成す能はざるハ經費給し難けれバなり然れども政府ハ斯民と共に國防の事を謀るに於て豈に其策なしとせん哉若し茲に經費備ハるも歳月を積まざれバ大砲を鑄造し砲臺を建築するを得ず經費全く備ハると雖も五年の歳月を積まざれば竣功を見る能はずと云へバ今より之を急にせんと

欲するも是より早きを得ず況んや之を緩にし四十年の久しきを期するに於てをや或は東京灣の砲臺成るの日は即ち我日本の獨立敗るゝの時なる無からん歟我輩は軍備を擴張して以て武を海外に用ゆるを好む者に非らず然れども亦急要の軍備を放棄して以て侮を外國より受くるを欲せざる者なり

## 第十章　我國海軍之沿革

我國に泰西海軍の制を用ひたるは徳川幕府の末に始まり諸藩も亦た之れに倣ふて軍艦を有する者あるに至れり幕府大政を奉還し兵權尚は諸侯の手に在るの時に際し東征の事あるに及び薩長土肥等の雄藩より軍艦を朝廷に獻納し徳川家所有の軍艦も半ば朝廷の有に期し其他外國より購求したる者もありて軍用に供したり當時榎本鎌次郎氏は軍艦を率ひて脱走し函館を侵し五稜廓に據るや東北脱藩の諸士も

身を函館に投し勢、猖獗あり朝廷艦隊を發遣し之を征討す是れ我國ゐ於ける海軍の初陣ゑして雙方の艦隊は甲鐵艦四雙と運送船四雙宛位の者なり軍艦の搆造堅牢なる者い少しと雖も軍務官所管の艦船ハ軍艦十二隻、運送艦八隻、其他諸藩所有の艦船ハ三十五隻ありたり明治二年官制の改革に際し軍務官を廢し兵部省を置き海軍と陸軍とを分てり海軍ゑ於ては實用に適すべき艦船少なく且つ其主動者たる士官ゑ乏しきを以て海軍操練所を設け學生を諸藩より徵して之を養成するの法を設け又た其艦船を陶汰して其用に堪へざる者を返還し僅かに七雙を餘すのみ海軍の勢は斯の如く微々たる者なれとも我國海軍の濫觴ハ茲に在るなり明治三年七月普佛戰爭の起るや我國ハ局外中立を公布するに當り三小艦隊を編制し之を横濱、兵庫、長崎に配備し日進艦を函館に遣し以て各港及ひ近海を警護せしめ初めて海軍の軍律、日

# 現在軍艦細別表

| 艦名 | 艦質 | 排水量 | 實馬力 | 大砲 | 乘組人員 | 艦籍種別 | 所管 | 役務 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 嚴島 | 鋼 | 四、二七八 | 五、四〇〇 | 三一 | 三五三 | 第一種 | 呉鎭守府 | |
| 松島 | 鋼 | 四、二七八 | 五、四〇〇 | 二九 | 三五三 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | |
| 橋立 | 鋼 | 四、二七八 | 五、四〇〇 | 三一 | 三五三 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | |
| 浪速 | 鋼 | 三、七〇九 | 七、三二八 | 二四 | 三五七 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | 常備艦隊 |
| 高千穂 | 鋼 | 三、七〇九 | 七、一七七 | 二四 | 三五七 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | 常備艦隊 |
| 扶桑 | 鐵甲鐵帶製 | 三、七七七 | 三、九三三 | 二一 | 三七七 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | 常備艦隊 |
| 秋津洲 | 鋼 | 三、一五〇 | 八、四〇〇 | 二二 | 二八八 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | |
| 千代田 | 鋼 | 二、四四〇 | 七、〇〇〇 | 二七 | 三〇〇 | 第一種 | 呉鎭守府 | |
| 金剛 | 鐵骨木皮 | 二、二八四 | 二、四六〇 | 一七 | 二七九 | 第一種 | 呉鎭守府 | 練習艦 |
| 比叡 | 鐵骨木皮 | 二、二八四 | 一、八二四 | 一七 | 二八五 | 第一種 | 呉鎭守府 | 練習艦 |
| 筑波 | 木 | 一、九七八 | 五一九 | 一二 | 二七六 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | 練習艦 |
| 高雄 | 鋼骨鐵皮 | 一、七七八 | 三、〇〇〇 | 一四 | 二二二 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | 常備艦隊 |
| 八重山 | 鋼 | 一、七四八 | 五、四一二 | 一一 | 一九五 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | |
| 葛城 | 鐵骨木皮 | 一、五〇〇 | 一、四〇四 | 一四 | 二三一 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | 常備艦隊 |
| 武藏 | 鐵骨木皮 | 一、五〇〇 | 一、八三〇 | 一四 | 二三一 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | 高等水兵練習艦 |
| 大和 | 鐵骨木皮 | 一、五〇〇 | 一、三三七 | 一四 | 二三一 | 第一種 | 呉鎭守府 | 常備艦隊 |
| 筑紫 | 鋼 | 一、三七二 | 一、八六〇 | 一三 | 一七七 | 第一種 | 呉鎭守府 | 非役艦 |
| 天龍 | 木 | 一、五四三 | 一、二六一 | 一一 | 二一四 | 第一種 | 呉鎭守府 | 練習艦 |
| 海門 | 木 | 一、三七五 | 一、〇三八 | 一三 | 二一一 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | 練習艦 |
| 日進 | 木 | 一、四九二 | 二四二 | 九 | 一五七 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | 練習艦 |
| 天城 | 木 | 九二六 | 五六一 | 一二 | 一五九 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | 練習艦 |
| 磐城 | 木 | 七〇八 | 四七九 | 六 | 一一三 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | 測量艦 |
| 大島 | 鋼 | 六三〇 | 一、二〇〇 | 一二 | 一三三 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | |
| 摩耶 | 鐵 | 六二二 | 九五〇 | 六 | 一〇四 | 第一種 | 呉鎭守府 | 非役艦 |
| 愛宕 | 鋼骨鐵皮 | 六二二 | 四九八 | 四 | 一六四 | 第一種 | 横須賀鎭守府 | 警備艦 |
| 鳥海 | 鐵 | 六二二 | 六八〇 | 四 | 一〇四 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | 警備艦 |
| 赤城 | 鋼 | 六二二 | 九五〇 | 一〇 | 一二六 | 第一種 | 呉鎭守府 | |
| 鳳翔 | 木 | 三二一 | 二一四 | 五 | 九五 | 第一種 | 呉鎭守府 | 練習艦 |
| 千島 | 鋼 | 七五〇 | 五、〇〇〇 | 一一 | 二〇〇 | 第一種 | 佐世保鎭守府 | |
| 龍驤 | 木製鐵帶 | 二、五七一 | | 三四 | 二〇八 | 第三種 | 横須賀鎭守府 | 砲術練習艦 |
| 淺間 | 木 | 一、四四五 | | 二 | 〇 | 第三種 | 横須賀鎭守府 | 武藏附屬 |
| 迅鯨 | 木 | 一、四六五 | | | 一五四 | 第三種 | 横須賀鎭守府 | 水雷術練習艦 |
| 春日 | 木 | 一、二八九 | | 九 | 二一七 | 第三種 | 佐世保鎭守府 | 警備艦 |
| 滿珠 | 木 | 八七七 | | 四 | 一〇二 | 第三種 | 佐世保鎭守府 | 練習艦 |
| 干珠 | 木 | 八七七 | | 四 | 一〇二 | 第三種 | 横須賀鎭守府 | 練習艦 |
| 館山 | 木 | 五四三 | | 二 | 五一 | 第三種 | 呉鎭守府 | 練習艦 |
| 石川 | 木 | 二五三 | | | 四三 | 第三種 | 呉鎭守府 | 練習艦 |
| 小鷹 | 鋼 | 一六五 | 九七七 | 二 | | 第二種 | 横須賀鎭守府 | |
| 第一水雷艇 | 鋼 | 四〇 | 四三〇 | 一 | | 第二種 | 横須賀鎭守府 | |
| 第二水雷艇 | 鋼 | 四〇 | 四三〇 | 一 | | 第二種 | 横須賀鎭守府 | |
| 第三水雷艇 | 鋼 | 四〇 | 四三〇 | 一 | | 第二種 | 横須賀鎭守府 | |
| 第四水雷艇 | 鋼 | 四〇 | 四三〇 | 一 | | 第二種 | 横須賀鎭守府 | |

(五十八丁五十九丁ノ間)

課定則、信號法等を制定し之を試行せしめたり其後英國の海軍士官を雇ひ横濱に於て海軍の練習を始め艦隊を改制し一歩を進め明治五年に至ては艦船合せて十七隻を有せり其中四隻は戰鬪の用に堪へざる者たり合計一万三千八百三十二噸に過ぎず船躰は概ね木製にして甲鐵、若くは鐵骨の者少く大抵老朽に屬せんとする者なれは新造の軍艦を外國に注文するの議定りしか明治七年に至り佐賀の亂あり又た征蕃の役あり尋て清國の紛議起るに際し急に海軍の備を爲すの必要を感し翌八年英國に注文して堅艦三隻を製造せしむ扶桑艦、金剛艦、比叡艦是れなり明治十年西南の亂起るの時に際しては未た竣工せす此戰に於ては陸戰を主とし海戰を主とせざれども海軍の備は急務たるを知らしめたり

是より先き明治四年石川島に主船寮を置き千代田形を製造したるは

我國に於て軍艦製造の嚆矢なりしが主船寮ハ規摸狹隘にして完全なる軍艦製造の用に供するに足らざるを以て翌五年横須賀造船所を主船寮に屬してより漸く工場を整頓し初めて迅鯨艦、淸輝艦の如き軍艦を製造するを得たり淸輝艦ハ明治十一年歐洲各港を回航せり日本製の日本艦が歐洲に遠航したるは我國海軍進歩の一紀元なり海軍の事業漸く開け海軍の急要愈よ迫ると雖も經費相繼がず明治十三四年度の如き軍艦の修理製造費に充つべき定額ハ僅かに四十二三万圓にして造船費は十万圓餘に過ぎず然るに近來軍艦兵器の改良進歩は年を逅ふて愈よ盛んにして其經費は益々多きを加へんとす然れとも海軍の備ハ一日も之を忽にす可らざるを以て明治十四年新艦增製の議を建て每年三隻を製造し二十年間を期して六十隻を備へんとせしが經費給せず而かも世界の形勢に於て我國海軍の備ハ愈よ急を告ぐるに

由り翌十五年之を再議し八年間を期して四十八隻を造備せんと欲し明治十六年度より八ヶ年を期し造艦費として年額三百万圓支辨の途を得たり是に於てか漸次に葛城、大和、武藏、高雄、愛宕、鳥海、摩耶の七艦を內國にて製造し筑紫を購求し浪速、高千穗、畝傍の三艦を外國に注文したり十九年度以降、橋立、嚴島、松島、千嶋、八重山、赤城、千珠、滿珠、千代田及ひ諸水雷艇の製造を始め又た二十二年度以降ハ秋津洲、大島、二艦の製造に着手したれは海軍省分立の時現存軍艦十三隻其後所有に歸したる者三十五隻を合せて豫定の如く四十八隻とある者ありと云ふと雖も此內には工事中のものもあり又た老朽し若くハ沈沒したる者十一隻あれは現在三十七隻に過きすして豫定の艦數ハ未た備ハらす而して眞よ戰鬪に堪ゆへき者は其半數に過きすと云ふ

抑も海軍擴張ハ議は德川氏の世に始まれり最初の規模ハ極めて偉大

にして其案たるや我國に軍艦三百七十隻を備へ之を十五艦隊に分ち以て江戸、函館、能州、下之關、長崎、大阪の六區に分配し先つ江戸、大阪の二區より經始すへしと謂ふに在り又た明治三年兵部省ハ海備擴張の議を建て其案たるや軍艦二百隻を備ふるを以て目的と爲し毎年十隻を製造し二十年間を期して之を全備し十艦隊を編制するに在り其經費は平均一隻を三十萬兩と豫算し固より杜撰を免れざる者あり降て明治六年左院の議に於ても海軍擴張の案を立てたり即ち海軍を常備と戰備とに分ち平時ハ大艦十四隻、中艦三十二隻、小艦十六隻、運送船八隻を備へ之を全國七道の要港に配置し戰時は甲鐵艦凡そ二十六集を要するを以て毎年六隻餘を製造し其年費二百四十一萬餘圓を給し十八年を經て全備を期し而して全備の後は漸次老朽に屬する者あるを以て之を新造補充して常に全力を備ふるに在りしと云ふ斯の如きの計

畫は其當を得たる者に非らず十四年建議の後を承け十八年に至り造船費增加の議を經て翌年海軍公債の發行ありしも唯た定額の不足を補充するに過ぎず而して其公債の一部を割て之を鎭守府の設置に用ひたれは公債の金額も廿一年豫算を以て終れり其他我國二十有餘年來海軍の沿革は海軍を備へんとするに汲々たる者にして海軍を用ひたる功績の著き者は未だ一も之れ有らず多年莫大の金を費し殘存するは二十九隻の軍艦のみ海權を以て立つべき我國海軍の力は世界各國中第十一二等の下位に屈す豈に愧ぢざる可けん哉

## 第十一章　我國海軍之編制

凡そ軍隊を編制するには前に論したる如く軍備の四大原則に準し斟酌其宜しきを得さる可からす陸軍の編制に於ては平時の兵數六万餘にして戰時二十万餘を得へく各師團編制は後は現役、豫備、後備の年限

合せて十二年を經過せは新舊交代し舊兵は國民軍の部に入り新兵れ公役中に在り合して四十万餘の大兵と爲るへきも今日戰時の兵數二十万餘を以て足れりとそるれ外國に對し自衛の力に乏しからすと自信する所あれはなり我國海軍の編制に於てい未た陸軍の如く完備の望あるを見す我海國にして海軍の備へ斯の如くなるは自ら大に安んせさる所あり海軍を編制するに於ても陸軍の如く外國と相對して其力を量り以て自衛するに足るへきの備を爲さゝるを得す而して海軍は戰時の用に供する而已ならす平時に在ても內國沿海を防護し外交政略を幇助し外國貿易を保護する等の任務ある者なれは我國の如きは最も其備を全ふせさる可らす我國は未た殖民地を有せされは英國の如く佛國の如き海軍の備を爲すを要せすと雖も英、佛、露等の東洋艦隊と淸國艦隊と相對するに足るへき海軍の備を爲すれ勢ひ巳むを得

# 海軍區表

| 海軍區 | 鎮守府 | 所轄境界 |
|---|---|---|
| 第一海軍區 | 横須賀 | 陸中國南九戸北閉伊郡界ヨリ紀伊國南牟呂東牟呂郡界ニ至ルノ海岸海面及小笠原島ノ海岸海面 |
| 第二海軍區 | 呉 | 紀伊國南牟呂東牟呂郡界ヨリ石見長門國界ニ至リ又筑前豐前國界ヨリ九州東海岸ニ沿ヒ日向國南那珂諸縣郡界ニ至ルノ海岸海面及四國ノ海岸海面並内海 |
| 第三海軍區 | 佐世保 | 筑前豐前國界ヨリ九州西海岸ニ沿ヒ日向國南那珂南諸縣郡界ニ至ルノ海岸海面及壹岐對馬沖繩諸島ノ海岸海面 |
| 第四海軍區 | 舞鶴 未置 | 石見長門國界ヨリ羽後陸奥國界ニ至ルノ海岸海面及隠岐佐渡ノ海岸海面 |
| 第五海軍區 | 室蘭 未置 | 北海道陸奥及陸中國北九戸南九戸兩郡ノ海岸海面 |
| 備考 | 舞鶴鎮守府ヲ置ク迄ハ其海軍區中越後以東ハ横須賀鎮守府ニ管セシメ越中以西ハ呉鎮守府ニ管セシム又タ第五海軍區鎮守府ヲ置ク迄ハ其海軍區ハ横須賀鎮守府ニ管セシム | |

# 水雷隊配備表

| 所管 | 防禦管區 | 敷設部 | 攻撃部 | 部名稱 | 位置 |
|---|---|---|---|---|---|
| 横須賀 | 東京灣口及横須賀軍港 | 二隊 | 一等水雷艇 十三艘 | 横須賀水雷隊 | 長浦（横須賀軍港內） |
| 呉 | 呉軍港 | | 一等水雷艇 四艘 | 呉水雷隊 | 呉 |
| | 馬關海峽 | | | 馬關水雷隊 | ○未定 |
| 佐世保 | 佐世保軍港 | 一隊 | 一等水雷艇 五艘 | 佐世保水雷隊 | 佐世保 |
| | 對馬國竹敷近海 | 二隊 | 一等水雷艇 二艘 | 對馬水雷隊 | 竹敷（對馬） |
| 舞鶴 | 未置 | | | | |
| 室蘭 | 未置 | | | | |
| 備考 | 防禦管區及隊數艇數ハ漸次增加スル者トス | | | | |

附言

水雷隊ノ設備ハ未タ完カラスト雖ヒ横須賀及佐世保ニハ水雷隊各二隊アリ水雷艇ハ横須賀ニ第一第二第三第四水雷艇アリ其他ハ佛國製ノ者ヲ小野濱ニテ組立中ノ者モ多シト云フ

（六十四丁六十五丁ノ間ニ四）

我國ノ海軍ハ清國艦隊若ク、英國ノ東洋派遣艦隊ヲ目的トシテ編制スヘキ筈ナレハ茲ニ清國艦隊表、次ニ英國艦隊及ヒ歐州諸國東洋派遣軍艦ノ表ヲ掲ケ讀者ノ參考ニ供ス

# 清國艦隊表

五百噸未滿ノ者ヲ除ク

| 所管 | 艦種 | 艦名 | 噸數 |
|---|---|---|---|
| 北洋艦隊 | 甲鉄艦 | 定遠 | 七、三三五 |
| | 同 | 鎮遠 | 七、三三五 |
| | 同 | 經遠 | 二、九〇〇 |
| | 同 | 來遠 | 二、九〇〇 |
| | 巡航艦 | 濟遠 | 二、三〇〇 |
| | 同 | 靖遠 | 二、三〇〇 |
| | 同 | 致遠 | 二、三〇〇 |
| | 同 | 平遠 | 二、二〇〇 |
| | 同 | 超勇 | 一、三五〇 |
| | 同 | 揚威 | 一、三五〇 |
| | | 康濟 | 一、三〇〇 |
| | | 威遠 | 一、三〇〇 |
| | 通報兼運送艦 | 海鏡 | 一、四五〇 |
| | | 泰安 | 一、二五八 |
| | 砲艦 | 鎮海 | 九五〇 |
| | 同 | 操江 | 九五〇 |
| 南洋艦隊 | 巡航艦 | 南琛 | 一、二〇〇 |
| | 同 | 南瑞 | 一、二〇〇 |
| | 同 | 開濟 | 二、四〇〇 |
| | 同 | 保民 | 一、四七七 |
| | 同 | 寰泰 | 一、四七七 |
| | 砲艦 | 登瀛洲 | 一、二五八 |
| | 同 | 威靖 | 一、一〇〇 |
| | 通報砲艦 | 靖遠 | 五七八 |
| | 砲艦 | 測海 | 七〇〇 |

| 所管 | 艦種 | 艦名 | 噸數 |
|---|---|---|---|
| 福建艦隊 | 通報兼運送艦 | 琛航 | 一、四九〇 |
| | 同 | 伏波 | 一、二六〇 |
| | 同 | 元凱 | 一、二五八 |
| | 同 | 超武 | 一、二〇九 |
| | 通報砲艦 | 靖海 | 九七八 |
| | 同 | 藝新 | 五一五 |
| 廣東艦隊 | 巡航艦 | 廣甲 | 一、二九六 |
| | | 廣乙 | 一、〇〇〇 |
| | | 廣丙 | 一、〇〇〇 |
| | | 廣丁 | 一、〇〇〇 |
| | 砲艦 | 蓬州海 | 八〇〇 |
| | 同 | 執中 | 五〇〇 |
| 合計 | | | 六四、七〇二 |

備考

右ノ外清國北洋艦隊ニハ鎮中、鎮邊、鎮東、鎮西、鎮南、鎮北ノ六海防砲艦、水雷艇六隻、南洋艦隊ニハ鏡清、策電、飛霆、龍驤、虎威、金甌、釣和ノ七砲艦、福建艦隊ニハ砲艦長勝、及水雷艇一隻、廣東艦隊ニハ海鏡清、鎮濤、安瀾、海東雄、綏靖、海長靖、緝西、聯濟、鎮東、廣安、澄波、靖安、廣元、廣貞、廣亨、廣利、宣威、靖江、翔雲、横海、廣順、雅威、肇安、保靖、翼虎、精捷、化善、裕民、利濟、利川、永安、靖海、廣庚、廣辛、廣癸、廣戊、廣已ノ三十八砲艦及水雷艇十一隻、其他若干ノ艦船アリ

# 海軍組織一覧表

- 大元帥
  - 海軍大臣
    - 海軍省
      - 次官
      - 官房
        - 主事　大佐
        - 秘書官　主計大監
      - 第一局（人員ノ事ヲ掌ル）長　少將
      - 第二局（材料ノ事ヲ掌ル）長　少將
      - 第三局（會計ノ事ヲ掌ル）長　主計總監
      - 海軍大學校長　中將
      - 海軍兵學校長　少將
      - 海軍技術會議長　少將
      - 中央衛生會議長　軍醫總監
      - 會計監督部長　主計總監　第三局長之ヲ兼ヌ
      - 海軍造兵廠長　大佐
      - 軍醫學校長　軍醫大監
      - 主計學校長　主計大監
      - 東京軍法會議　上席主理庶務ヲ幹理ス
    - 海軍參謀部長　少將
      - 水路部長　大佐
      - 中央文庫　主管　大尉
    - 將官會議　大臣ヲ議長トス
  - 鎭守府司令長官
    - 戰時ニ在リテ軍令ハ之ヲ直ニ大元帥ヨリ承ケ而シテ軍政ハ平戰時ヲ問ハス海軍大臣ノ區處ヲ受ク
    - 鎭守府
      - 軍港司令官
      - 幕僚　參謀長　大佐
      - 造船部長　機技總監或ハ大技監
      - 兵器部長　大佐
      - 主計部長　主計大監
      - 建築部長　技師
      - 衛生會議長　軍醫大監
      - 軍法會議　上席主理庶務ヲ幹理ス
      - 鎭守府衛兵　司令　大尉
    - 海兵團
    - 水雷隊
    - 軍艦
    - 軍艦
    - 軍艦
    - 機關學校　横須賀鎭守府ニ限ル
    - 造船工學校　仝
    - 新原採炭所　佐世保鎭守府ニ限ル
  - 艦隊司令長官
    - 軍令軍政ノ事鎭守府司令長官ニ同シ
    - 軍艦
    - 軍艦
    - 軍艦
    - 軍艦

三艦以上ヲ聯合シタルモノヲ艦隊ト稱ス

（六十四丁六十五丁ノ間ニ）

# 西洋諸國東洋派遣軍艦表

千八百九十年十月現在
定繫艦ヲ除ク

## 英國

### 東洋派遣艦隊

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 巡航甲鐵艦 | イムペリユーズ | 一〇 | 八、四〇〇 |
| 巡航艦 | レアンダア | 一〇 | 四、三〇〇 |
| 同 | セバルン | 一二 | 四、〇五〇 |
| 同 | メアキユリー | 一三 | 三、七三〇 |
| 甲鐵艦（在香港繫留艦） | ウアイバルン | 四 | 二、七五〇 |
| 巡航艦 | ポアポイス | 六 | 一、七七〇 |
| 通報艦 | アラクリチー | 四 | 一、七〇〇 |
| 巡航艦 | カロライン | 一四 | 一、四二〇 |
| 同 | ハイヤシンス | 八 | 一、四二〇 |
| スループ | ウアンダラア | 四 | 九二五 |
| 砲艦 | レッドポール | 六 | 八〇五 |
| 同 | リンチツト | 五 | 七五六 |
| 同 | スウ井フト | 五 | 七五六 |
| 同 | ピーコック | 六 | 七五五 |
| 同 | ピクミイ | 六 | 七五五 |
| 同 | プローパア | 六 | 七五五 |
| 同 | ラットラア | 六 | 七一五 |
| 同 | ファイヤブランド | 四 | 四五五 |
| 同（在香港繫留艦） | トウ井ード | 三 | 三六三 |
| 同（同） | エスク | 三 | 三六三 |
| 合計 | 二〇隻 | 一三五 | 三六、九四三 |

### 太平洋派遣艦隊

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 巡航艦 | アムヒラン | | 四、三〇〇 |
| 同 | チヤムピヲン | | 二、三八〇 |
| スループ | ダフネ | | 一、一四〇 |
| 同 | エーピーグル | | 一、一三〇 |
| 同 | ニンフ | | 一、一四〇 |
| 砲艦 | フエザント | | 七五五 |
| 巡航甲鐵艦 | ワースパイト | | 八、四〇〇 |
| 合計 | 七隻 | | 一九、二四五 |

### 東印度派遣艦隊

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 巡航艦 | ボーチシヤ | | 四、一四〇 |
| 同 | ブリスク | | 一、七七〇 |
| 同 | コンケスト | | 一、三八〇 |
| 同 | コサック | | 一、七七〇 |
| 同 | ガアネット | | 二、一二〇 |
| スループ | キングフヒシア | | 一、一三〇 |
| 同 | マリナア | | 九七〇 |
| 砲艦 | ピヂヨン | | 七五五 |
| 同 | レンヂヤ | | 八三五 |
| 同 | レドブレスト | | 八〇五 |
| スループ | レインデヤ | | 九七〇 |
| 巡航艦 | トルクアース | | 二、一二〇 |
| 合計 | 一二隻 | | 一九、七六五 |

### 濠洲派遣艦隊

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 巡航艦 | コルテリヤ | | 二、三八〇 |
| 同 | キユラソオ | | 二、三八〇 |
| 砲艦 | ゴルフトヒンチ | | 八〇五 |
| 同 | リザード | | 七一五 |
| 巡航甲鐵艦 | ヲルランド | | 五、六〇〇 |
| 巡航艦 | ラピッド | | 一、四二〇 |
| 同 | ロヤリスト | | 一、四二〇 |
| 砲艦 | スウ井ンガア | | 四三〇 |
| 合計 | 八隻 | | 一五、一二〇 |
| 總計 | 四七隻 | | 九一、一〇三 |

## 佛國

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 甲鐵艦 | トリヲンフアント | 一六 | 四、七〇〇 |
| 巡航艦 | ブ井ラール | 一五 | 二、四〇〇 |
| 通報艦 | アンコンスタン | 四 | 八二五 |
| 同 | パルセバル | 四 | 七九〇 |
| 砲艦 | プルブ井エイ | 二 | 五四〇 |
| 同 | コメト | 四 | 四九五 |
| 同 | ルータン | 二 | 四九〇 |
| 同 | ブ井ペール | 四 | 四九〇 |
| 同 | アスピック | 四 | 四九〇 |
| | | | |
| 合計 | 九隻 | 五五 | 一一、二一〇 |

佛國ハ右ノ外ニ東京艦隊交趾艦隊アレトモ皆小砲艦ノミナルヲ以テ之ヲ畧ス

## 露國

### 太平洋艦隊

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 甲鐵巡航艦 | アドミラル、ナヒモツフ | 一八 | 七、七八二 |
| 巡航艦 | アドミラル、コルニコフ | 一四 | 五、〇〇〇 |
| コルベット | クレイツエル | 三 | 一、五四〇 |
| 同 | ナエズドニツク | 三 | 一、三三四 |
| 砲艦 | コレブエッツ | 一 | 一、二〇〇 |
| 水雷巡航艦 | マンジユール | 三 | 一、二〇〇 |
| 巡航艦 | ボーブル | 二 | 九五〇 |
| 砲艦 | シブッチ | 二 | 九五〇 |
| 合計 | 八隻 | 四五 | 一九、九五六 |

### 西伯利亞艦隊

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 巡航艦 | コリーツ | 二 | 一、二〇〇 |
| 同 | アブレク | 三 | 一、〇六九 |
| 同（敷設水雷用） | アリユート | 三 | 八一〇 |
| 砲艦 | ギエルマク | 二 | 七〇六 |
| 同 | ソンゲツ | 四 | 七〇六 |
| 同 | モルツ | 七 | 四五六 |
| 同 | ゴルノスタイ | 六 | 四五六 |
| 同 | ソボル | 一二 | 四五六 |
| 同 | ネルパ | 五 | 三七九 |
| | | | |
| 合計 | 九隻 | 四四 | 六、二三八 |

## 獨逸

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 砲艦 | イルチス | 二 | 四八九 |
| 同 | ヴヲルフ | 二 | 四八九 |
| | | | |
| 合計 | 二隻 | 四 | 九七八 |

## 米國

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 巡航艦 | ヲマハ | 一二 | 二、四〇〇 |
| コルベット | スワトラ | 八 | 一、九〇〇 |
| スループ | アライアンス | 六 | 一、三七五 |
| 外輪滊船 | モノカシイ | 四 | 一、三七〇 |
| 通報船 | パロス | 六 | 四二〇 |
| 合計 | 五隻 | 三六 | 七、四六五 |

## 伊國

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 巡航艦 | ヴヲルチユルノ | 六 | 一、〇四〇 |
| 合計 | | | |

## 澳國

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| コルベット | ツリニ | 四 | 一、三四〇 |
| 合計 | | | |

## 葡萄牙

| 艦種 | 艦名 | 砲數 | 噸數 |
| --- | --- | --- | --- |
| 砲艦 | リヲ、リマ | 五 | 六一〇 |
| 同 | ラギヨ | 二 | 五八七 |
| 合計 | 二隻 | 七 | 一、一九七 |
| | | — | — |

備考　千八百九十一年ノ調査ニ依レハ英國東洋派遣艦隊ハ十八隻ニシテ太平洋派遣艦ハ本表ヨリ二隻、東印度派遣艦ハ六隻ヲ増加シ濠洲派遣艦ハ依然タリ其他地中海及紅海派遣艦三十隻、北亞米利加西印度派遣軍艦十四隻、喜望峯及西亞弗利加派遣艦十隻、海峡艦隊八隻、南米利加東南岸派遣艦四隻、特別艦十三隻、豫備艦八隻、練習艦四隻ニテ合計百四十隻ナリ

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 嚴島 | 同 | 廿四年四月竣工見込 | 同 | 四十六年四月 | 二十二年 | 二十二ヶ年 |
| 八重山 | 同 | 廿三年三月十五日 | 同 | 卅八年三月十五日 | 十五年 | 十四ヶ年 |
| 赤城 | 同 | 廿三年八月二十日 | 同 | 卅八年八月二十日 | 十五年 | 十六ヶ年 |
| 愛宕 | 同 | 廿二年三月二日 | 同 | 卅七年三月二日 | 十五年 | 十四ヶ年 |
| 鳥海 | 同 | 廿一年十二月廿七日 | 同 | 卅六年十二月廿七日 | 十五年 | 十四ヶ年 |
| 摩耶 | 同 | 廿一年一月二十日 | 同 | 卅六年一月二十日 | 十五年 | 十三ヶ年 |
| 磐城 | 同 | 十三年七月 | 同 | 二十八年七月 | 十五年 | 五ヶ年 |
| 海門 | 同 | 十七年三月十五日 | 同 | 卅二年三月十三日 | 十五年 | 九ヶ年 |
| 天龍 | 同 | 十八年三月五日 | 同 | 卅三年三月五日 | 十五年 | 十ヶ年 |
| 筑紫 | 同 | 十六年十月 | 同 | 三十一年十月 | 十五年 | 九ヶ年 |
| 武藏 | 同 | 廿一年二月九日 | 同 | 卅六年二月九日 | 十五年 | 十三ヶ年 |

# 軍艦保存年限表

| 艦名 | 竣工年月 | 保存終年月 | 保存年月 | 廿四年ヨリ前途ノ保存年限 |
|---|---|---|---|---|
| 扶桑 | 明治十一年六月十一日 | 明治卅三年六月十一日 | 二十二年 | 十ヶ年半 |
| 金剛 | 同十一年四月廿六日 | 同廿六年四月廿六日 | 十五年 | 三ヶ年 |
| 比叡 | 同十一年五月廿二日 | 同廿六年五月廿二日 | 十五年 | 三ヶ年 |
| 浪速 | 同十九年六月廿六日 | 同四十一年六月廿六日 | 二十二年 | 十八ヶ年半 |
| 高千穂 | 同十九年七月三日 | 同四十一年七月三日 | 二十二年 | 十八ヶ年半 |
| 高雄 | 同廿二年十一月十六日 | 同卅七年十一月十六日 | 十五年 | 十五ヶ年 |
| 葛城 | 同二十年十一月四日 | 同卅五年十一月四日 | 十五年 | 十三ヶ年 |
| 大和 | 同二十年十一月十六日 | 同卅五年十一月十六日 | 十五年 | 十三ヶ年 |
| 武藏 | 同廿一年二月九日 | 同卅六年二月九日 | 十五年 | 十三ヶ年 |
| 筑紫 | 同十六年十月 | 同三十一年十月 | 十五年 | 九ヶ年 |
| 天龍 | 同十八年三月五日 | 同卅三年三月五日 | 十五年 | 十ヶ年 |
| 海門 | 同十七年三月十五日 | 同卅二年三月十三日 | 十五年 | 九ヶ年 |
| 磐城 | 同十三年七月 | 同二十八年七月 | 十五年 | 五ヶ年半 |
| 摩耶 | 同廿一年一月二十日 | 同卅六年一月二十日 | 十五年 | 十三ヶ年 |
| 鳥海 | 同廿一年十二月廿七日 | 同卅六年十二月廿七日 | 十五年 | 十四ヶ年 |
| 愛宕 | 同廿二年三月二日 | 同卅七年三月二日 | 十五年 | 十四ヶ年 |
| 赤城 | 同廿三年八月二十日 | 同卅八年八月二十日 | 十五年 | 十六ヶ年 |
| 八重山 | 同廿三年三月十五日 | 同卅八年三月十五日 | 十五年 | 十四ヶ年 |
| 嚴島 | 同廿四年四月竣工見込 | 同四十六年四月 | 二十二年 | 二十二ヶ年 |
| 松嶋 | 同廿四年九月同 | 同四十六年九月 | 二十二年 | 二十二ヶ年 |
| 橋立 | 同廿五年十二月同 | 同四十七年十二月 | 二十二年 | 二十二ヶ年 |
| 千代田 | 同廿三年十二月同 | 同四十五年十二月 | 二十二年 | 二十二ヶ年 |
| 大嶋 | 同二十五年三月同 | 同四十年三月 | 十五年 | 十五ヶ年 |
| 秋津洲 | 同二十六年三月同 | 同四十八年三月 | 二十二年 | 二十二ヶ年 |
| 千島 | 同二十四年三月同 | 同三十九年三月 | 十五年 | 十五ヶ年 |
| 筑波 | 同四年七月廿一日 | 同十九年七月廿一日 | 十五年 | |
| 日進 | 同三年四月廿三日 | 同十八年四月廿三日 | 十五年 | |
| 天城 | 同十一年四月 | 同二十六年四月 | 十五年 | |
| 鳳翔 | 同元年五月十八日 | 同十五年五月十八日 | 十五年 | |

以上ノ戰艦二十五隻ニ對シ廿四年ヨリ前途保存ノ年限ヲ合計スレハ三百五十二ヶ年ニシテ一隻ニ付平均十四ヶ年強ナリ又タ二十五隻ニ對シ全保存年限ヲ合計スレハ四百三十一ヶ年ナリ一隻ニ付平均十七ヶ年二分四厘トス

## 新製軍艦ノ噸數及費額別表

| 艦種 | 隻數 | 一隻ノ噸數 | 合計金額 | 一隻ノ費額 | 總隻ノ費額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 甲鐵艦 | 二 | 九、五〇〇 | 一九、〇〇〇 | 七、〇一一、九四六円 | 一四、〇二三、八九二円 |
| 巡航甲鐵艦 | 三 | 六、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | 四、二一三、九四〇 | 一二、六四一、八二〇 |
| 一等巡航艦 | 一 | 四、五〇〇 | 四、五〇〇 | 三、三〇一、六四九 | 三、三〇一、六四九 |
| 二等巡航艦 | 三 | 三、五〇〇 | 一〇、五〇〇 | 二、四〇三、五一二 | 七、二一〇、五三六 |
| 三等巡航艦 | 二 | 二、五〇〇 | 五、〇〇〇 | 一、六七一、二四五 | 三、三四二、四九〇 |
| 四等巡航艦 | 三 | 一、五〇〇 | 四、五〇〇 | 一、〇七〇、九五七 | 三、二一二、八七一 |
| 一等水雷艦 | 八 | 七五〇 | 六、〇〇〇 | 七七三、九四九 | 六、一九一、五九二 |
| 二等水雷艦 | 三 | 五〇〇 | 一、五〇〇 | 五七三、七九〇 | 一、七二一、三七〇 |
| 合計隻數噸數 | 二五 | — | 六九、〇〇〇 | — | — |
| 一等水雷艇 | 二〇 | 一〇〇 | — | 二二〇、九四五 | 四、四一八、九〇〇 |
| 二等水雷艇 | 六 | 三〇 | — | 七八、〇七七 | 四六八、四六二 |
| 二等運送船 | 一 | 二、〇〇〇 | — | 六二八、二二三 | 六二八、二二三 |
| 練習艦 | 一 | 二、五〇〇 | — | 一、三九〇、八四〇 | 一、三九〇、八四〇 |
| 合計金額 | — | — | — | — | 五八、五五二、六四五 |

## 新製軍艦製造費支出年度別表

| 艦種 | 隻數 | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 | 第六年 | 第七年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 甲鐵艦 | 二 | 二六、八〇〇 | 一、八七九、三四五 | 二、一六九、四六七 | 三、五七八、一三六 | 三、四〇七、〇一〇 | 一、六九八、七九一 | 一、二六四、三四三 | 一四、〇二三、八九二 |
| 巡航甲鐵艦 | 三 | 三三、〇〇〇 | 一、二七六、〇九五 | 一、六六七、二一六 | 一、二九三、六二九 | 三、〇〇七、〇〇〇 | 三、一〇〇、一一三 | 三、二七四、七五七 | 一二、六四一、八二〇 |
| 一等巡航艦 | 一 | 三三、〇〇〇 | 六八七、一九二 | 一、二七六、七七六 | 一、三一四、六八一 | — | — | — | 三、三〇一、六四九 |
| 二等巡航艦 | 三 | 三三、〇〇〇 | 一、〇九六、五六六 | 一、二七二、四五八 | 一、五七八、五四六 | 一、三四五、五二〇 | — | 六六六、八五〇 | 七、二一〇、五三六 |
| 三等巡航艦 | 二 | — | — | 一〇、〇〇〇 | 五九七、〇〇〇 | 七三八、七七四 | 一、二四七、一六六 | 七四九、五五〇 | 三、三四二、四九〇 |
| 四等巡航艦 | 三 | 九、〇〇〇 | 六三〇、九二〇 | 七七三、六五三 | 一、一四九、九五九 | 六四九、三三九 | — | — | 三、二一二、八七一 |
| 一等水雷艦 | 八 | 五一、〇〇〇 | 一、三九二、八四三 | 一、六五一、九五三 | — | 五一、〇〇〇 | 一、三九二、八四三 | 一、六五一、九五三 | 六、一九一、五九二 |
| 二等水雷艦 | 三 | 三八、二〇〇 | 七五八、三三七 | 九二四、八四三 | — | — | — | — | 一、七二一、三七〇 |
| 一等水雷艇 | 二〇 | 四六八、二六五 | 一、五五六、〇二八 | 一、二三二、二六七 | 一、一六二、三四九 | — | — | — | 四、四一八、九〇〇 |
| 二等水雷艇 | 六 | 一三三、二九三 | 三三六、一六九 | — | — | — | — | — | 四六八、四六二 |
| 二等運送船 | 一 | — | — | — | — | 二〇、〇〇〇 | 三五八、七四〇 | 二四九、四八三 | 六二八、二二三 |
| 練習艦 | 一 | — | — | — | — | 四〇、〇〇〇 | 七七八、六六六 | 五七二、一七四 | 一、三九〇、八四〇 |
| 總計 | — | 七九二、五四九 | 九、六一三、四八五 | 一〇、八七八、六六三 | 一〇、六七四、三〇〇 | 八、二五八、六四三 | 九、九〇五、九二一 | 八、四二九、一一四 | 五八、五五二、六四五 |

日本政府ノ設計ニ據レハ東洋ノ形勢上少クトモ十二萬噸ニ相當スル海軍ヲ要ス、現今我國ニ於テ戰鬪ニ堪ユル軍艦ハ五萬噸ノミニシテ七萬噸ノ不足ヲ感スルニ由リ之ヲ補充スルカ爲メニ右ノ設計ヲ立テタル者ナリ今日ノ財政ニ於テハ盡ク之ヲ製造スルノ目的ナク二十四年度ヨリ五ケ年ヲ期シ二等巡洋艦一隻、三等巡洋艦一隻、一等水雷艦一隻、合計六千七百五十噸ノ軍艦ニ之ヲ作フヘキ一等水雷艇二隻ヲ造ルノ目的ナリ此位ニテハ到底老朽艦ヲモ補充スルニ足ラズ姑息ノ設計ナリ

ざるあり東洋艦隊も戰時に至れバ英、佛、露の如きも大に之を增發するの餘力あり而して清國は其財を投じて僅かに軍艦を購求するの力あるを先づ現在の力に對して我國海軍の備を爲すの必要あり英、佛、露の東洋艦隊ハ合して四十六隻にして清國艦隊ハ四十七隻なり之に對する軍艦の數は殆んど百隻を要すれども清國及び英、佛、露の東洋艦隊が聯合して我國よ當るの患も無ければ先づ一方面に當るの力を有するを必要とす即ち少くとも十二噸に相當する軍艦の數を要す其中五万噸餘ハ現存するを以て十二万噸の不足を見る故に甲鐵艦、巡洋艦、水雷艦合して二十五隻を造り之ゟ伴ふべき水雷艇二十六隻、運送船一隻、練習艦一隻を造れバ足れりとれ當局者の意見あり其經費は五千八百万圓餘ありとす然れども目下財政の許さゞるに由り先づ國庫に於て支辦し得べき金額五百二十万圓餘を目的とし本年より五ヶ年を期し

六千七百五十噸の軍艦を製造するの計畫なり是れ僅かに目下廢艦に屬すべき者を補充するに足る而已我國海軍の編制は五區の鎮守府を置き其規模大ならざるに非ざれども其工事未た全からず且つ軍艦の數も不足にして現今二十三隻に過ぎず其外には製造中の者六隻あり合せて二十九隻と爲り之を常備艦隊として三鎮守府に配置する左の如し

横須賀鎮守府 扶桑　八重山　高雄　武藏　筑波　天城　浪速
　　　　　　 愛宕　橋立

呉鎮守府 金剛　比叡　大和　筑紫　天龍　摩耶　赤城
　　　　 鳳翔　嚴島　千代田

佐世保鎮守府 高千穗　葛城　海門　鳥海　磐城　日進　松島
　　　　　　 千島　大島　秋津洲

舞鶴と室蘭とハ未だ鎮守府の設置に着手せざる者あり右の三鎮守府に備へる軍艦は戰鬪の用に堪ゆべき者にして水雷艦之に副ふと雖も現在の軍艦中には眞に戰鬪の用に堪ゆる者ハ十八隻ありと云ふ其他戰鬪の用に堪へざる艦船ハ玆に之を略す舞鶴と室蘭とに鎮守府を設置し之に艦隊を備ふる時は軍艦總て四十八隻にて足るべき者ある歟論者或は曰く我國には軍艦七十五隻を備へざれバ防禦するに足らず固より水雷艇の備も之に副はざる可らず然する時ハ其經費莫大なるに由り海軍の編制ハ多くの鎮守府を置かずして多くの軍艦を備ふるを主とすべし我國の如き絕島に五區の鎮守府を置くは適當ならず佛國に鎮守府の設けあるハ一方にハ英國の強敵を受け又た一方にハ地中海に瀕し伊國其他各國の艦隊に對して之を置くの必要あれバあり英國の如きハ敵を隣國に受けず其の必要なきに由り多く軍艦を備ふ

るの制を用ゆ我國も亦た宜く斯の如くすべしと我輩は未だ深く其利害を研究せざれば容易に之れを斷定するを得ずと雖も軍艦の備は最も急を要する者なるべし我國海軍の編制は七十五隻を以てせず四十八隻を以て足れりと爲すも尚ほ容易の業に非らず而して此計畫さへ未だ立たず二十四年度より五年間を期して製造する軍艦は經費五百二十萬圓餘にして巡航艦二隻、水雷艦一隻、水雷艇二隻に過ぎず而して此五年間に於て老朽に屬する者は日進、鳳翔、筑波、金剛、比叡、天城の六艦あり尚ほ四艦の不足あり若し現在の儘にして更に新艦を製造するの計畫なくんは我國の軍艦は年を追ふて老朽し明治四十九年に至ては今方さに工事中なる橋立、秋津洲の兩新造も老て用を爲さす我國には海軍皆無と爲るの豫想は確實なる經驗より知り得たる保存年限に由て算起したる者なれは相違あることと無し且つ不時に沈沒等の患もあ

れは年限は之より短きも長き氣遣はなし而して水雷艇の如きも明治二十六年迄は新造の計畫あるも二十七年よりは漸次に老朽し明治三十八年に至て皆無となるの豫算なり凡そ艦齢は甲鐵、全防若くは半防の鐵製及び鋼製艦は二十二歳、水雷巡洋艦、砲艦、快走艦等は十五歳、水雷艇は十一歳を一期として老廢に屬するを常とす甚た短命なる者なり此數を以て推せは今より新造するに非らされは我國の海軍死滅の時は二十五六年の中に在るへし苟くも日本帝國の人民にして誰れか之を憂へさる者あらん我國海軍の編制は茲に至て全く瓦解し去る者なり豈に寒心せさる可ん哉

## 第十二章　我國海軍之經費

海軍は最も費多ければ我國の如きは主として陸軍を以て國を守るべしとの論を唱ふる者あれとも日本の國是は海運通商に在りとすれば

海外に向て貿易を營み殖民を企てざる可らず或は貿易盛んならざ殖民興らずんば海軍の用なしと謂ふ者あれども亦た海軍なくんば貿易を盛んにし殖民を興す能はざ日本の如き海國を防ぐには海軍を以てすべき戰時の用ゐる而已ならず平時の用も大なる者なれば國力の堪ゆる限りは其費を辨して之を擴張せざるを得ず而して海軍費は主として之を軍艦の費に供し其他の費は痛く之を節減するを要す明治四年度以來我國海軍の總費は一億万圓餘の多きに達し今日海軍の實力に比較すれば其費す所多くして得る所少きの遺憾なき能はず海軍省の弊竇は世論も既に喧く中に就ても會計法の繁雜なる事、物品を節約せざる事、等の如きは或は事務を遲滯し或は冗費を增加し大に海軍の擴張を妨害する者ありとの嘆聲は屢々當局者中よりも洩れ聞く所なり之を陸軍に比較すれは海軍の進歩は遙かに其の下に在り是れ其の

業の難易相異なる所ありと雖も海軍の經濟其宜しきを得さる所あるより由らん其弊れ痛く之れを矯むへしと雖も其弊と共に其利を棄つ可からすと論者或れ曰く今や我國の海軍は殆んと一藩閥の有より歸せり之れを擴張するは即ち藩閥に假すに利器を以てする者あり之れを我國民の手に取り而して後ち徐ろに擴張の事を謀るへしと我輩は斯る遲鈍緩慢を以て自ら安んする能はさる者なり代議政躰の世と爲りてれ國家必要の利器を以て一藩閥の手に委ぬへき者に非らす而して當局者も亦た誰か人民と倶よ之れを謀りて擴張するを欲せさる者あらん我國は海國なるも海軍の勢力れ各國に比較して微々たる者あり我國は商業未た開けす商船少きを以て商船に比較したる軍艦の員數は其割合、伊、露、墺の三國と相均しく英國の如きは軍艦の割合に商船の多きこと此等三國に一倍半餘ありと雖も軍艦れ商船を保護するに止らす

國家を防禦し國權を擴張するの用に供する者なれハ唯た商船の噸數のみに比較を取るハ適當を得す且つ我國商船の噸數ハ殆んと墺國三分の一なり通商の進歩と相伴ふて商船を增加し從て軍艦を增置すへきは勿論なり商船は最も厚く海軍の保護を受くる者なれは商船會社の如きハ特に海軍に對して相當の義務を負はしむへし其保護金を受くるは郵便航路の爲に在るも亦た運送船を以て軍事の用に供するか爲め也日本郵船會社助成の主意ハ茲に在り其保護の厚きに過ぐる所あれハ之に負ハしむるに海軍上義務の重きを以てすべし其方案は種々あるべし是れも亦た海軍擴張に於て其費を省くの一策ならん

海軍費ハ海國と陸國とに由て其多寡を異にすれども海陸軍費を合して平均歲入十分の三とす陸軍費と海軍費との割合ハ其國に由て異なり英國は百に對する六十七にして佛國ハ四十なり各國之を平均すれ

# 海軍所管歳入歳出總計表

| 年度 | 年月 | 月數 | 歳入總高（円） | 歳入總高（銭厘） | 歳出總高（円） | 歳出總高（銭厘） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 四年度 | 自四年正月 至同年九月 | 九ヶ月 | — | | 八八六、八五六 | 一六四 |
| 五年度 | 自四年十月 至五年十二月 | 十五ヶ月 | — | | 一、九九五、五〇九 | 一三四 |
| 六年度 | 自六年一月 至同年十二月 | 十二ヶ月 | 二六三、〇七五 | 九四一 | 二、一四一、六八一 | 四九〇 |
| 七年度 | 自七年一月 至同年十二月 | 同 | 二一九、八五七 | 〇六七 | 二、七八九、四四三 | 六八五 |
| 舊八年度 | 自八年一月 至同年六月 | 六ヶ月 | 二二四、〇八一 | 六七三 | 三、九九七、六九六 | 九三八 |
| 八年度 | 自八年七月 至九年六月 | 十二ヶ月 | 一二三、八二五 | 七六五 | 二、九七二、二四三 | 九八七 |
| 九年度 | 自九年七月 至十年六月 | 同 | 九五、五二三 | 九六四 | 三、四五四、七五九 | 六一九 |
| 十年度 | 自十年七月 至十一年六月 | 同 | 二二、一四七 | 〇四九 | 三、七一三、一五七 | 三九三 |
| 十一年度 | 自十一年七月 至十二年六月 | 同 | 一四三、五三三 | 五六八 | 二、八三三、九四七 | 四〇五 |
| 十二年度 | 自十二年七月 至十三年六月 | 同 | 一三一、六四二 | 一四三 | 三、一四一、六七四 | 一一四 |
| 十三年度 | 自十三年七月 至十四年六月 | 同 | 五三、〇五九 | 七四二 | 三、四一五、八七二 | 七八二 |
| 十四年度 | 自十四年七月 至十五年六月 | 同 | 五九、八六一 | 六五四 | 三、一〇九、八〇二 | 五一〇 |
| 十五年度 | 自十五年七月 至十六年六月 | 同 | 一六、八九〇 | 九二六 | 三、六四九、五八二 | 八七一 |
| 十六年度 | 自十六年七月 至十七年六月 | 同 | 一八七、二三三 | 一四八 | 六、二四二、九二九 | 五五三 |
| 十七年度 | 自十七年七月 至十八年六月 | 同 | 九四九、二七三 | 二一四 | 七、五一七、〇一一 | 五二二 |
| 十八年度 | 自十八年七月 至十九年三月 | 九ヶ月 | 一〇七、八四五 | 五九五 | 五、〇九三、二四三 | 七四五 |
| 十九年度 | 自十九年四月 至廿年三月 | 十二ヶ月 | 一九四、三九〇 | 六二四 | 八、九四一、三六八 | 七三一 |
| 二十年度 | 自二十年四月 至廿一年三月 | 同 | 一六八、〇〇五 | 一一二 | 一〇、八二四、五六〇 | 六六四 |
| 廿一年度 | 自廿一年四月 至廿二年三月 | 同 | 二〇九、六六六 | 九一九 | 九、八二四、七九一 | 八四八 |
| 廿二年度 | 自廿二年四月 至廿三年三月 | 同 | 二五二、四九五 | 四二二 | 九、二四〇、一九八 | 九四五 |
| 廿三年度 | 自廿三年四月 至廿四年三月 | 同 | 二五六、五八五 | 〇〇〇 | 一〇、七〇八、六九〇 | 〇四三 |
| 廿四年度 | 自廿四年四月 至廿五年三月 | 同 | 一四五、〇〇四 | 四九五 | 七、四三〇、一三二 | 〇〇〇 |
| 總計 | | | 三、八二四、〇〇九 | 〇二二 | 一一三、九二五、一五四 | 一四三 |

本表ノ歳出高ハ營業資金ヲ除キタル金額ナリ營業費ノ實況ハ其性質ノ相異ナルヲ以テ茲ニ之ヲ畧ス

海軍所管ノ歳入ハ官業及官有財産收入、雜收入、官有物拂下代等ニシテ固ヨリ小部分タルニ過キサル者ナリ

# 各國海軍費比較表

| 區別 | 材料費 | 人員費 | 本省費 | 雜費 | 合計 | 百分比例 材料費 | 百分比例 人員費 | 百分比例 本省費 | 百分比例 雜費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | |
| 日本 | 三、一二九、〇三二 | 三、二八二、八四七 | 二八二、三五七 | 四五五、七六四 | 七、一五〇、〇〇〇 | 四三・七六 | 四五・九一 | 三・九五 | 六・三七 |
| 英吉利 | 三六、七四八、六七三 | 三〇、一一七、四六四 | 一、四〇二、八三〇 | 二、六九五、七九七 | 七〇、九六四、七六四 | 五一・七八 | 四二・四四 | 一・九八 | 三・八〇 |
| 佛蘭西 | 二四、六七七、五七五 | 二二、〇七三、五四五 | 二九七、一一五 | 五、三〇六、九二五 | 五二、三五五、一六〇 | 四七・一三 | 四二・一六 | 〇・五七 | 一〇・一四 |
| 獨逸 | 一〇、八六八、二四七 | 四、〇九一、五二三 | 一九九、六八〇 | 三一七、四四一 | 一五、四七六、八九一 | 七〇・二二 | 二六・四四 | 一・二九 | 二・〇五 |
| 墺地利 | 三、一一〇、八六八 | 二、三一五、四四三 | — | 八一、六二七 | 五、五〇七、九三八 | 五六・四八 | 四二・〇四 | — | 一・四八 |

# 各國海軍費比較表

| 區別 | 材料費 | 人員費 | 本省費 | 雜費 | 合計 | 百分比例 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 材料費 | 人員費 | 本省費 | 雜費 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | |
| 日本 | 三、一二九、〇三二 | 三、二八二、八四七 | 二八二、三五七 | 四五五、七六四 | 七、一五〇、〇〇〇 | 四三•七六 | 四五•九一 | 三•九五 | 六•三七 |
| 英吉利 | 三六、七四八、六七三 | 三〇、一一七、四六四 | 一、四〇二、八三〇 | 二、六九五、七九七 | 七〇、九六四、七六四 | 五一•七八 | 四二•四四 | 一•九八 | 三•八〇 |
| 佛蘭西 | 二四、六七七、五七五 | 二二、〇七三、五四五 | 二九七、一一五 | 五、三〇六、九二五 | 五二、三五五、一六〇 | 四七•一三 | 四二•一六 | 〇•五七 | 一〇•一四 |
| 獨逸 | 一〇、八六八、二四七 | 四、〇九一、五二三 | 一九九、六八〇 | 三一七、四四一 | 一五、四七六、八九一 | 七〇•二二 | 二六•四四 | 一•二九 | 二•〇五 |
| 墺地利 | 三、一一〇、八六八 | 二、三一五、四四三 | — | 八一、六二七 | 五、五〇七、九三八 | 五六•四八 | 四二•〇四 | — | 一•四八 |
| 伊太利 | 一五、二六六、九四〇 | 七、九五六、九一〇 | 二二一、九七五 | 三、一三七、〇九五 | 二六、五八二、九二〇 | 五七•四三 | 二九•九三 | 〇•八四 | 一一•八〇 |
| 米合衆國 | 二〇、〇五四、五八〇 | 一三、〇五〇、二四五 | 四八二、三三九 | 一三四、一八六 | 三三、七二一、三五〇 | 五九•四七 | 三八•七〇 | 一•四三 | 〇•四〇 |

（備考）表中獨國ハ八十八年度ノ豫算其他ノ諸國ハ皆八十七年度ノ豫算ナリ又英國ノ一ポンドハ我六圓五拾錢ニ折算セリ

材料費ハ軍艦製造修理及軍艦ニ要スル需品之ニ屬スル建築即チ造船所ノ増築修理諸費ヲ綜括シ人員費ハ將校兵卒ノ俸給糧食被服及之ニ關スル費用ヲ包擧セリ本省費ハ本省ノ總費ニシテ雜費ハ前諸項ニ漏シタル費用ヲ湊合セル者ナリ

（七十二丁七十三丁ノ間）丙

前表ニ示ス所ニ由テ之ヲ観レハ我海軍費ノ分配ハ其割合材料ニ費ス所寡クシテ人員及本省ニ費ス所多キカ如シ是レ宜シク留意スヘキ所ナリ而シテ又其海軍實力即チ軍艦ノ噸數及軍人ノ總費分配ノ如何ヲ観察スルニ左ノ比較ヲ得タリ

## 各國軍艦軍人費用比較表

| 國名 | 海軍總費額 | 所有軍艦噸數 | 所有軍艦一噸ニ對スル費用 | 人員ニ關スル總費用 | 軍人總數 | 軍人一人ニ對スル費用 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |

前表ニ示ス所ニ由テ之ヲ觀レハ我海軍費ノ分配ハ其割合材料ニ費ス所寡クシテ人員及本省ニ費ス所多キカ如シ是レ宜シク留意スヘキ所ナリ而シテ又其海軍實力即チ軍艦ノ噸數及軍人ノ總數分配ノ如何ヲ觀察スルニ左ノ比較ヲ得タリ

## 各國軍艦軍人費用比較表

| 國名 | 海軍總費額（円） | 所有軍艦噸數（噸） | 所有軍艦一噸ニ對スル費用（円） | 人員ニ關スル總費用（円） | 軍人總數（人） | 軍人一人ニ對スル費用（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 七、一五〇、〇〇〇 | 五六、七三二 | 一二六 〇三一 | 三、二八二、八四七 | 一〇、〇三八 | 三二七 〇四二 |
| 英吉利 | 七〇、九六四、七六四 | 七八一、六八六 | 九〇 七八四 | 三〇、一一七、四六四 | 五七、八〇九 | 五二〇 九八二 |
| 佛蘭西 | 五二、三五五、一六〇 | 五八六、六八四 | 八九 二三九 | 二二、〇七三、五四五 | 六二、九六〇 | 三五〇 五九六 |
| 獨逸 | 一五、四七六、八九〇 | 二一九、六二三 | 七〇 四七〇 | 四、〇九一、五二三 | 一一、四六四 | 三五六 九〇二 |
| 墺地利 | 五、五〇七、九三八 | 一〇三、七一四 | 五三 一〇七 | 二、三二一五、四四三 | 八、五七四 | 二七〇 〇五四 |
| 伊太利 | 二六、五八二、九二〇 | 二三一、五五九 | 一一四 八〇〇 | 七、九五六、九一〇 | 一三、六八二 | 五八一 五六〇 |
| 合衆國 | 三三、七二一、三五〇 | 一四六、七〇一 | 二二九 八六四 | 一三、〇五〇、二四五 | 七、七八七 | 一、六七五 九〇二 |

此比較ニ於テ米國軍艦ノ費用極メテ多キハ蓋シ將校兵卒ノ俸給多キコト他ノ比ニアラサルニ由ルナリ即チ其下段軍人ニ對スル費額ノ殊ニ多キヲ以テ之ヲ知ルニ足レリ次ニ割合ノ多キハ本邦ナリ顧フニ我海軍ノ如キ創業ノ日尙ホ淺ク凡百設備ヲ要スルノ衝ニ當テハ之カ費用ノ多キモ亦已ムヲ得サルナリ而シテ軍人費ニ至テハ只米國ハ前述ノ如ク格外トシテ之ヲ舍キ他ノ比較ニ於テ本邦ハ稍々其適度ヲ得タル者ノ如シ尙宜シク常ニ他ノ海軍國ノ會計ニ徵シ之ヲ實際ニ考究シ常ニ諸費分配ノ適度ヲ持シ以テ海軍ノ事業ヲ計畫セサル可カラス

# 總艦船費用一覽表

| 科目 | 十九年度 | 二十年度 | 二十一年度 | 平均 |
|---|---|---|---|---|
| 俸給及諸給 | 円 九八六、五九六 三〇八 | 円 一、一三六、五四九 七〇〇 | 円 一、一五三、七九三 五七二 | 円 一、〇九二、三一三 一九三 |
| 廳費(需品ヲ除ク) | 三三、三二六 〇一八 | 三四、四四九 七二九 | 三四、九〇三 一二九 | 三四、二二六 二九二 |
| 需品費 | 一六七、九二七 一五六 | 二一四、三八〇 六一七 | 二一六、七〇七 五七一 | 一九九、六七一 七八一 |
| 旅費 | 四〇、一〇九 二二四 | 二二、一六六 三六一 | 二三、四七一 八九一 | 二八、五八二 四九二 |
| 石炭費 | 六九、一六一 六〇八 | 八五、四二五 九〇七 | 一〇六、一四〇 三〇二 | 八六、九〇九 二七二 |
| 下士卒被服費 | 一一五、九三九 六五二 | 一二五、九三八 五九二 | 一二七、三八八 八八六 | 一二三、〇八九 〇四三 |
| 艦船修理費 | 二四一、四六一 二四四 | 二三五、二六五 一五九 | 三八二、一三六 七三五 | 二八六、二八七 七一三 |
| 兵器及水雷費 | 二五三、一五五 〇七五 | 二六七、九五二 一七一 | 二七三、五〇七 四三四 | 二六四、八七一 五六〇 |
| 治療費 | 一、五六六 八八二 | 一、六九五 二〇〇 | 一、八二九 三五五 | 一、六九七 一四六 |
| 家族扶助金 | 六九、七八七 七四一 | 六二、五四三 〇六五 | 四八、七九六 二二六 | 六〇、三七五 六七七 |
| 行軍演習費 | — | 五、七二四 四二四 | 四、九二二 七一六 | 三、五四九 〇四七 |
| 營繕費 | 一 〇五〇 | — | — | — |
| 總計 | 一、九七九、〇三一 九五八 | 二、一九二、〇九〇 九二五 | 二、三七三、五九七 八一七 | 二、一八一、五七三 五六七 |
| 總噸數 | 四〇、二〇九 | 四四、〇八五 | 四三、〇七七 | 四二、四五七 |
| 一噸ニ對スル費用 | 四九 二一九 | 四九 七二四 | 五五 一〇一 | 五一 三八三 |

| 艦船 | 十九年度 | 二十年度 | 二十一年度 |
|---|---|---|---|
| 常備艦船 | 扶桑 浪速 金剛 比叡 筑紫 海門 筑波 孟春 東 富士山 龍驤 天城 日進 淺間 鳳翔 石川 館山 迅鯨 天龍 | 扶桑 金剛 浪速 筑紫 高千穂 海門 筑波 天龍 天城 迅鯨 比叡 大和 淺間 清輝 葛城 春日 日進 富士山 鳳翔 磐城 館山 石川 | 扶桑 浪速 高千穂 金剛 比叡 筑紫 海門 天龍 葛城 大和 筑波 天城 春日 磐城 日進 摩耶 武藏 滿珠 鳳翔 干珠 淺間 |
| 其他ノ艦船 | 高千穂 大和 清輝 葛城 磐城 春日 雷電 千代田形 | 龍驤 孟春 東 摩耶 武藏 滿珠 干珠 雷電 千代田形 | 富士山 迅鯨 鳥海 愛宕 石川 館山 龍驤 清輝 |

# 常備艦船費用一覽表

| 科目 | 十九年度 | 二十年度 | 二十一年度 | 平均 |
|---|---|---|---|---|
| 俸給及諸給 | 円 八五八、八七七 四六五 | 円 九八八、七八〇 六六一 | 円 一、〇七九、八七六 七九四 | 円 九七五、八四四 九七三 |
| 廳費(需品ヲ除ク) | 二九、二一二 五一九 | 二九、〇八四 八三三 | 三〇、八八八 六八八 | 二九、七二八 六八〇 |
| 需品費 | 一三七、三三八 七四七 | 一九一、六〇九 九一〇 | 一九七、四一二 〇八一 | 一七五、四五〇 二四六 |
| 旅費 | 三四、二九一 三七二 | 一九、四四五 四七〇 | 二二、〇二二 七八三 | 二五、二五三 二〇八 |
| 石炭費 | 五六、三五三 一九八 | 七六、一九二 九一二 | 九七、三四二 一二四 | 七六、六二九 〇七八 |
| 下士卒被服費 | 九九、二三三 二四一 | 一一二、一六四 五七九 | 一一八、九五六 七三一 | 一一〇、一一八 一八四 |
| 艦船修理費 | 一七二、五七一 七四四 | 二二五、一六三 一九〇 | 三四六、九三八 一六六 | 二四八、二二四 三六七 |
| 兵器及水雷費 | 二一四、二八六 四六〇 | 二四八、六〇四 七二一 | 二五八、五八六 四八二 | 二四〇、四九二 五五四 |
| 治療費 | 一、四〇九 五九八 | 一、四五四 〇一六 | 一、六八二 五〇九 | 一、五一五 三七四 |
| 家族扶助金 | 五九、七一三 七一四 | 五五、一八四 六六九 | 四五、五六二 五六四 | 五三、四八六 九八二 |
| 行軍演習費 | — | 三、四六〇 七五四 | 四、七六五 八四九 | 二、七四三 二〇一 |
| 營繕費 | 一 〇五〇 | — | — | — |
| 總計 | 一、六六三、二七八 一〇八 | 一、九五一、一四五 七一五 | 二、二〇四、〇三四 七七一 | 一、九三九、四八六 一九八 |
| 總噸數 | 三〇、〇八九 | 三五、三八六 | 三七、五六九 | 三四、三四八 |
| 一噸ニ對スル費用 | 五五 二七九 | 五五 一三九 | 五八 六六六 | 五六 四六五 |

## 軍艦維持費年度別一覧表

| 年次 | 維持費 | 竣工艦數 |
|---|---|---|
| 第二年 | 七一、七五二円 | 一等水雷艇五隻二等水雷艇六隻 |
| 第三年 | 三五六、四八二 | 一等水雷艦四隻二等水雷艦三隻<br>一等水雷艇七隻 |
| 第四年 | 九九三、八六四 | 巡航甲鐵艦一隻一等巡航艦一隻二等巡航艦一隻<br>四等巡航艦一隻一等水雷艇八隻 |
| 第五年 | 一、五一三、一二二 | 甲鐵艦一隻二等巡航艦一隻四等巡航艦二隻 |
| 第六年 | 一、五一三、一二二 | |
| 第七年 | 二、五六四、三七五 | 甲鐵艦一隻巡航甲鐵艦二隻二等巡航艦一隻三等巡航艦二隻<br>一等水雷艦四隻運送船一隻練習艦一隻 |

## 鎮守府綿火藥製造所望樓設立費支出年額表

| 費別 | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 | 第六年 | 第七年 | 通計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 舞鶴鎮守府設立費 | 一三〇、四七〇円 | 一九八、五六八円 | 三二一、三二〇円 | 三六五、二三九円 | 三四九、三六七円 | 二四〇、二九二円 | 七五、九三四円 | 一、六八一、一九〇円 |
| 室蘭鎮守府設立費 | 一〇一、〇〇〇 | 一五〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二三〇、〇〇〇 | 二五〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 六九、〇〇〇 | 一、二〇〇、〇〇〇 |
| 海岸望樓建設費 | 三八、〇四〇 | 四六、五九〇 | 三八、〇四〇 | 三八、〇四〇 | 三八、〇四〇 | 三八、〇四〇 | 六、三四〇 | 二四三、一三〇 |
| 綿火藥製造所設立費 | 一八、六八〇 | 三五、六〇〇 | 四七、八〇〇 | 四七、八五〇 | 四二、二〇〇 | 二四、二四〇 | 一〇、〇〇〇 | 二二六、三七〇 |
| 合計 | 二八八、一九〇 | 四三〇、七五八 | 六〇七、一六〇 | 六八一、一二九 | 六七九、六〇七 | 五〇二、五七二 | 一六一、二七四 | 三、三五〇、六九〇 |

## 望樓設立位置一覧表

| 位置 | 國名 | 電信局ヨリ距離 |
|---|---|---|
| 佐多岬 | 大隅 | 都城ヨリ三十（陸里） |
| 野母崎 | 肥前 | 長崎ヨリ八（陸里） |
| 芹崎 | 豐後 | 延岡ヨリ十一（陸里） |
| 室戸崎 | 土佐 | 高知ヨリ二十二（陸里） |
| 襟裳崎 | 日高 | 幌泉ヨリ四（陸里） |
| 宗谷崎 | 北見 | 札幌ヨリ八十二（陸里） |
| 神威崎 | 後志 | 余市ヨリ十五（陸里） |
| 五十洲崎 | 能登 | 七尾ヨリ十六（陸里） |
| 經ヶ崎 | 丹後 | 宮津ヨリ九（陸里） |
| 納沙布崎 | 根室 | 根室ヨリ十一（陸里） |
| 大島東岸 | 大隅 | 與那可崎ヨリ三（陸里） |
| 島戸崎 | 長門 | 馬關ヨリ十四（陸里） |
| 神崎 | 薩摩 | 鹿兒島ヨリ十四（陸里） |
| 大王崎 | 志摩 | 鳥羽ヨリ八（陸里） |
| 淺波石崎 | 土佐 | 須崎ヨリ二十二（陸里） |
| 都井崎 | 日高 | 飫肥ヨリ九（陸里） |
| 知床崎 | 根室 | 根室ヨリ四十四（陸里） |
| 室蘭 | 膽振 | 室蘭ニ電信局アリ |
| 犬吠崎 | 下總 | 此地ニ電信局アリ |

| 位置 | 國名 | 電信局ヨリ距離 |
|---|---|---|
| 壹岐島 | 肥前 | 島內ニ電信線アリ |
| 五島大瀨崎 | 肥前 | 福江ヨリ十（陸里） |
| 神崎 | 對馬 | 嚴原ヨリ五（陸里） |
| 韓崎 | 對馬 | 嚴原ヨリ二十四（陸里） |
| 潮ノ岬 | 紀伊 | 和歌山ヨリ卅九（陸里） |
| 日ノ岬 | 紀伊 | 和歌山ヨリ十三（陸里） |
| 野島崎 | 安房 | 木更津ヨリ十九（陸里） |
| 石室崎 | 伊豆 | 熱海ヨリ二十三（陸里） |
| 金華山 | 陸前 | 石ノ巻ヨリ十（陸里） |
| 白神崎 | 渡島 | 福山ヨリ四（陸里） |
| 惠山崎 | 渡島 | 函館ヨリ十四（陸里） |
| 平戶志自岐崎 | 肥前 | 伊万里ヨリ九（陸里） |
| 尻矢崎 | 陸奥 | 青森ヨリ三十一（陸里） |
| 美保崎 | 出雲 | 松江ヨリ九（陸里） |
| 鵜泊崎 | 後志 | 江差ヨリ二十一（陸里） |
| ヲフイ崎 | 石狩 | 札幌ヨリ二十五（陸里） |
| 越前崎 | 越前 | 武生ヨリ七（陸里） |
| 狼煙崎 | 能登 | 七尾ヨリ二十七（陸里） |

## 水雷設備費額表

| 地名 | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 | 第六年 | 第七年 | 通計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 横須賀軍港 | 二〇〇、〇〇〇円 | 三〇、五六四円 | —円 | —円 | —円 | —円 | —円 | 二三〇、五六四円 |
| 紀淡海峽 | — | 一六九、四三六 | 四一、〇〇六 | — | — | — | — | 二一〇、四四二 |
| 廣島灣 | — | — | 一五八、九九四 | 二〇〇、〇〇〇 | 八三、九四二 | — | — | 四四二、九三六 |
| 舞鶴港 | — | — | — | — | 一一六、〇五八 | 八二、八七〇 | — | 一九八、九二八 |
| 鳥羽港 | — | — | — | — | — | 一一七、一三〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 三一七、一三〇 |
| 合計 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 一、四〇〇、〇〇〇 |

## 費額總計表

| 費別 | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 | 第六年 | 第七年 | 通計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 軍艦製造費 | 七九二、五四九円 | 九、六一三、四八五円 | 一〇、八七八、六三三円 | 一〇、六七四、三〇〇円 | 八、二五八、六四三円 | 九、九〇五、九二一円 | 八、四二九、二一四円 | 五八、五五二、六四五 |
| 軍艦維持費 | — | 七一、七五二 | 三五六、四八二 | 九九三、八六四 | 一、五一三、一二二 | 一、五一三、一二二 | 二、五六四、三七五 | 七、〇一二、七一七 |
| 舞鶴鎮守府費 | 二八八、一九〇 | 四三〇、七五八 | 六〇七、一六〇 | 六八一、一二九 | 六七九、六〇七 | 五〇二、五七二 | 一六一、二七四 | 三、三五〇、六九〇 |
| 室蘭鎮守府費 | | | | | | | | |
| 海岸望樓費 | | | | | | | | |
| 綿火藥製造費 | | | | | | | | |
| 水雷費 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 一、四〇〇、〇〇〇 |
| 合計 | 一、二八〇、七三九 | 一〇、三一五、九九五 | 一二、〇四二、二七五 | 一二、五四九、二九三 | 一〇、六五一、三七二 | 一二、一二一、六一五 | 一一、三五四、七六三 | 七〇、三一六、〇五二 |

# 自千八百五十八年至千八百八十七年二十九年間 英國陸海軍費一覽表

| 年度 | 豫算決算 總歳出 | 豫算決算 陸軍費 | 印度鎮守費 | 豫算決算 海軍費 | 豫算決算 臨時費 | 用途 | 砲臺建築費 | 軍用公債 | 用途 | [illegible] | 出納大臣 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自千八百五十八年 | 六七、二一〇、〇〇〇 | 一二、六九〇、〇〇〇 | 六〇〇、〇〇〇 | 八、八七二、〇〇〇 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 軍費償却資金 | | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 軍用大藏證券 | | ヂスレリー氏 |
| 至千八百五十九年 | 六四、六六三、八八二 | 一二、四五二、二九一 | 六〇〇、〇〇〇 | 八、二八四、六八七 | 三九一、九四三<br>三九〇、五八〇 | 支那戰費（海軍）<br>ロシヤ戰費 | | | | | |
| 自千八百五十九年 | 六九、二七七、〇〇〇 | 一三、二四〇、〇〇〇 | 六〇〇、〇〇〇 | 一一、七七六、〇〇〇 | | 支那戰費 | | | | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十年 | 六九、五〇二、二八九 | 一三、九九七、一八六 | 六〇〇、〇〇〇 | 一〇、八三四、三七三 | 八五八、〇五七 | | | | | | |
| 自千八百六十年 | 七三、五三四、〇〇〇 | 一五、二四〇、〇〇〇 | 六〇〇、〇〇〇 | 一二、八九〇、〇〇〇 | | | 二〇〇、〇〇〇 | 三、三五〇、〇〇〇 | 支那戰 | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十一年 | 七二、八四二、〇五九 | 一四、九一〇、〇〇〇 | 六〇〇、〇〇〇 | 一三、三三一、六八八 | | | | 二、六〇〇、〇〇〇 | 同 | | |
| 自千八百六十一年 | 六九、九〇七、〇〇〇 | 一五、〇二六、〇〇〇 | 二三〇、〇〇〇 | 一二、〇二九、〇〇〇 | | | 九七〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 支那戰 | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十二年 | 七二、一一六、四八五 | 一五、三四〇、八六九 | 二三〇、〇〇〇 | 一二、五九八、〇四二 | 五三、四三一 | クリメヤ戰費 | | 一、二三〇、〇〇〇 | 同 | | |
| 自千八百六十二年 | 七〇、〇四〇、〇〇〇 | 一五、〇九四、〇〇〇 | 九〇六、〇〇〇 | 一一、八〇〇、〇〇〇 | | | 一、〇五〇、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 支那戰 | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十三年 | 六九、三〇二、〇〇八 | 一五、三五八、七九〇 | 九〇六、〇〇〇 | 一一、三七〇、五八八 | | | | | | | |
| 自千八百六十三年 | 六七、七四九、〇〇〇 | 一四、二六五、〇〇〇 | 七九五、〇〇〇 | 一〇、七三六、〇〇〇 | | | 八二〇、〇〇〇 | | | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十四年 | 六七、〇五六、二八六 | 一三、七七四、〇五一 | 八六四、〇〇〇 | 一〇、八二一、五九六 | | | | | | | |
| 自千八百六十四年 | 六六、八八九、〇〇〇 | 一三、九七一、〇〇〇 | 八七三、〇〇〇 | 一〇、四三三、〇〇〇 | | | 六二〇、〇〇〇 | | | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十五年 | 六六、四六二、二〇六 | 一三、五〇九、六七二 | 八七三、〇〇〇 | 一〇、八九八、二五三 | | | | | | | |
| 自千八百六十五年 | 六六、一三九、〇〇〇 | 一三、四八〇、〇〇〇 | 八六八、〇〇〇 | 一〇、三九二、〇〇〇 | | | 五六〇、〇〇〇 | 七六四、八二九 | ニウジーランド戰 | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十六年 | 六五、九一四、二五六 | 一二、九三六、四五〇 | 八六八、〇〇〇 | 一〇、二五九、七八八 | | | | | | | |
| 自千八百六十六年 | 六六、二二五、〇〇〇 | 一三、二八五、〇〇〇 | 八一〇、〇〇〇 | 一〇、四〇〇、〇〇〇 | | | 四五〇、〇〇〇 | | | | グラドストン氏 |
| 至千八百六十七年 | 六六、七八〇、三九六 | 一三、八六五、五四一 | 八一〇、〇〇〇 | 一〇、六七六、一〇一 | | | | | | | |
| 自千八百六十七年 | 六八、一三四、〇〇〇 | 一四、四〇三、〇〇〇 | 八五〇、〇〇〇 | 一〇、九二六、〇〇〇 | | アビシニヤ戰役 | 五三〇、〇〇〇 | | | | ヂスレリー氏 |
| 至千八百六十八年 | 七一、二三六、二四二 | 一四、五六八、五八二 | 八五〇、〇〇〇 | 一一、一六八、九四九 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | | | | | | |
| 自千八百六十八年 | 七三、四二八、〇〇〇 | 一四、六一九、〇〇〇 | 八三七、〇〇〇 | 一一、一七七、〇〇〇 | 六、六〇〇、〇〇〇 | アビシニヤ遠征 | 五二五、〇〇〇 | | | | ウヮード、ハント氏 |
| 至千八百六十九年 | 七四、九七二、八一六 | 一四、一六三、〇〇〇 | 八三七、〇〇〇 | 一一、三六六、五四五 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 同 | | | | | |
| 自千八百六十九年 | 六九、八二三、〇〇〇 | 一三、五一三、〇〇〇 | 七一七、〇〇〇 | 九、九九七、〇〇〇 | 一、六〇〇、〇〇〇 | 同 | 二〇〇、〇〇〇 | | | | ロー氏 |
| 至千八百七十年 | 六八、八六四、七五三 | 一二、八四八、四〇〇 | 七一七、〇〇〇 | 九、七五七、二九〇 | 一、三〇〇、〇〇〇 | 同 | | | | | |
| 自千八百七十年 | 六七、一一三、〇〇〇 | 一二、二八五、〇〇〇 | 六九〇、〇〇〇 | 九、二五一、〇〇〇 | | | 一五〇、〇〇〇 | | | | ロー氏 |
| 至千八百七十一年 | 六九、五四八、五四〇 | 一二、七四〇、四〇〇 | 六九〇、〇〇〇 | 九、四五六、六四一 | | | | | | | |
| 自千八百七十一年 | 七二、三〇八、〇〇〇 | 一五、三〇八、〇〇〇 | 五四四、〇〇〇 | 九、七五六、〇〇〇 | | | 三七〇、〇〇〇 | | | 六〇〇、〇〇〇 | ロー氏 |
| 至千八百七十二年 | 七一、四九二、〇〇〇 | 一四、九七七、五八〇 | 五四四、〇〇〇 | 九、九〇〇、四八六 | | | | | | 三四〇、〇〇〇 | |
| 自千八百七十二年 | 七一、三一三、〇〇〇 | 一三、八二八、〇〇〇 | 九九六、〇〇〇 | 九、五〇〇、八〇〇 | | | 三〇八、〇〇〇 | | | 八五三、〇〇〇 | ロー氏 |
| 至千八百七十三年 | 七〇、七一四、四四八 | 一三、四七〇、七〇〇 | 九九六、〇〇〇 | 九、五四三、〇〇〇 | | | | | | 九四六、五〇〇 | |
| 自千八百七十三年 | 七三、四七一、〇〇〇 | 一三、九〇〇、〇〇〇 | 八八三、〇〇〇 | 九、八七三、〇〇〇 | 一、六〇〇、〇〇〇 | アシャンチー戰役 | 五〇〇、〇〇〇 | | | 八四二、〇〇〇 | ロー氏 |
| 至千八百七十四年 | 七六、四六六、五一〇 | 一三、九〇九、九九〇 | 八八三、〇〇〇 | 一〇、二七九、八九九 | 三、一九六、八七五 | 同 | | | | 七一三、九七四 | |
| 自千八百七十四年 | 七三、九五八、〇〇〇 | 一三、九五八、〇〇〇 | 五二七、〇〇〇 | 一〇、一八〇、〇〇〇 | | | 六〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | アシャンチー戰ニ付テ | 六五八、〇〇〇 | ノースコート氏 |
| 至千八百七十五年 | 七四、三二八、〇四〇 | 一三、九九二、四三四 | 五二七、〇〇〇 | 一〇、六八〇、四〇四 | | | | 一二五、〇〇〇 | 同 | 五七九、一一五 | |
| 自千八百七十五年 | 七五、五二三、〇〇〇 | 一三、八四三、〇〇〇 | 八三五、〇〇〇 | 一〇、七八五、〇〇〇 | | | 二五〇、〇〇〇 | | | 六三八、〇〇〇 | ノースコート氏 |
| 至千八百七十六年 | 七六、六二一、七七三 | 一三、七四二、四六九 | 八三五、〇〇〇 | 一一、〇六三、四四九 | 五〇〇、〇〇〇<br>二〇〇、〇〇〇 | [illegible]及印度[illegible]費<br>[illegible]地方[illegible]費 | | | | 五〇一、六三八 | |
| 自千八百七十六年 | 七八、〇四四、〇〇〇 | 一四、四一四、〇〇〇 | 八六八、〇〇〇 | 一一、二八九、〇〇〇 | 一七〇、〇〇〇 | [illegible]及印度[illegible]費 | | | | 四六四、〇〇〇 | ノースコート氏 |
| 至千八百七十七年 | 七八、一二五、二二七 | 一四、三八三、三五五 | 八六八、〇〇〇 | 一一、三六四、三八三 | 一七〇、〇〇〇<br>二、〇一七<br>九〇〇、〇〇〇 | 同上<br>アシャンチー戰費<br>[illegible]地方配置費 | | | | 四九八、三六二 | |
| 自千八百七十七年 | 八四、八〇〇、〇〇〇 | 一四、五三八、七〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、九七九、八二九 | | | 八〇〇、〇〇〇 兵舍費ヲ加フ | 六、〇〇〇、〇〇〇 | 歐洲戰爭ニ付 | 五〇〇、〇〇〇 | ノースコート氏 |
| 至千八百七十八年 | 八二、四〇三、四九五 | 一四、六〇七、四四五 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、九七八、五九二 | | | | 三、五〇〇、〇〇〇 | 同 | 五〇四、七一九 | |
| 自千八百七十八年 | 八四、三八五、六七六 | 一七、八四〇、六〇〇 | 一、〇八〇、〇〇〇 | 一四、八九一、四七五 | 二〇〇、〇〇〇<br>四〇〇、〇〇〇 | アビシニヤ遠征費<br>カッフアー戰費 | 四五〇、〇〇〇 兵舍費 | 一、五〇〇、〇〇〇 | ズールー戰費 | 三四八、二〇〇 | ノースコート氏 |
| 至千八百七十九年 | 八五、四〇七、七八九 | 一七、二五四、八七三 | 一、〇八〇、〇〇〇 | 一一、九六二、三一六 | 一七、八六五 | アビシニヤ遠征費 | | | | 二九八、六〇〇 | |
| 自千八百七十九年 | 八五、九九九、八七一 | 一五、三四七、七〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一〇、五八六、八九四 | 九、八五〇、〇〇〇 | アビシニヤ戰役 | 二五〇、〇〇〇 兵舍費 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | ズール其他諸戰ニ付テ | 二九八、〇〇〇 | ノースコート氏 |
| 至千八百八十年 | 八四、一〇五、七五四 | 一五、四一四、三六六 | 一、一一五、〇五〇 | 一〇、四一六、一三三 | 六、三四〇、〇〇〇 | | | 三、二四四、九二〇 | | 二三一、五〇〇 | |
| 自千八百八十年 | 八二、〇七五、九七二 | 一五、五四一、三〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一〇、四九二、九三五 | 五〇〇、〇〇〇 | アフガン戰ニ付テ印度ヘ下附金 | [illegible] | | | 陸軍費中ニ合算セリ | ノースコート氏 |
| 至千八百八十一年 | 八三、一〇七、九二五 | 一五、三四一、〇〇二 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一〇、七〇二、九三五 | | | | | | 二一七、六〇〇 | グラドストン氏 |
| 自千八百八十一年 | 八四、七〇五、五〇四 | 一六、二九三、七〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一〇、八四五、九一九 | 五〇〇、〇〇〇 | 同 | | | | 二〇五、八〇〇 | グラドストン氏 |
| 至千八百八十二年 | 八五、四七二、五五六 | 一六、一三八、一八五 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一〇、七五六、四五三 | 五〇〇、〇〇〇<br>一三五、〇〇〇 | 同<br>ズールー戰役 | | | | 一七一、四〇〇 | |
| 自千八百八十二年 | 八五、四二九、四九一 | 一五、八七三、一〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一〇、七二三、九〇一 | 五〇〇、〇〇〇<br>二、三〇〇、〇〇〇<br>一、五九五、五〇〇 | [illegible] | | | | 一五五、〇〇〇 | グラドストン氏 |
| 至千八百八十三年 | 八九、七一六、二七八 | 一五、九四〇、九五一 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 一〇、六四八、九〇四 | 五〇〇、〇〇〇<br>三、八九五、五〇〇 | [illegible] | | | | 一三一、四〇〇 | |
| 自千八百八十三年 | 八六、六六九、〇〇〇 | 一六、〇四九、〇〇〇 | 一、二三〇、〇〇〇 | 一一、〇七九、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | アフガン戰補助金 | | | | 二一八、〇〇〇 | チルダース氏 |
| 至千八百八十四年 | 八七、八七九、五六四 | 一六、三五七、七二六 | 一、二三〇、〇〇〇 | 一一、〇四八、七八一 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 同 | | | | 一二二、六〇〇 | |
| 自千八百八十四年 | 八七、二九一、八二五 | 一六、四一七、四〇〇 | 一、一三〇、〇〇〇 | 一一、〇八一、七七〇 | 一、二二四、[illegible]<br>七二五、[illegible] | スーダン[illegible]<br>[illegible] | | 三〇〇、〇〇〇 | ゴルドン將軍急援ニ付テ | 一一三、二〇〇 | チルダース氏 |
| 至千八百八十五年 | 九一、〇九二、八八二 | 一九、一七四、〇五五 | 一、一三〇、〇〇〇 | 一一、六九七、〇六四 | | | | | | 八一、二八三 | |
| 自千八百八十五年 | 九七、五九二、〇〇〇 | 一八、三二一、〇〇〇 | 一、二五〇、〇〇〇 | 一二、六八六、〇〇〇 | 二五〇、〇〇〇 | アフガン戰補助金 | | 一一、〇〇〇、〇〇〇 | スーダン戰爭 | 陸軍費中ニ合算セリ | チルダース氏 |
| 至千八百八十六年 | 九四、三四三、八四四 | 一七、四四七、〇八四 | 一、二五〇、〇〇〇 | 一二、九六〇、五〇九 | 二五〇、〇〇〇 | 同 | | 九、四五一、〇〇〇 | 同 | 一五〇、〇〇〇 | ヒックス、ビーチ氏 |
| 自千八百八十六年 | 九一、七三九、六二九 | 一八、七五八、二〇〇 | 一、四一一、四〇〇 | 一三、一八五、一〇〇 | | | | | | 陸軍費中ニ合算セリ | ハアコート氏 |
| 至千八百八十七年 | 九二、一二五、一五三 | 一九、一七八、一三八 | 一、四一一、四〇〇 | 一三、四五七、四〇一 | | | | | | 同 | |

ば百に對する三十五强と爲る而して我國の經常費のみを以てすると四十八强なれば海軍費の多きは英國を除て世界第一等に位する者ありとて之を論ずる者あれども是き唯だ歳入に比較しての算のみ若し歳入を以て軍備上唯一の原則とすれば我國の海軍費は多きに過ると謂ふべきも其國の政畧は軍備の一大原則なれば我國の政畧は果して海運通商を盛んにし移住殖民を興すに在れる海軍の爲めに費す所多きも亦た勢已むを得ざるあり我國には殖民地なし海外貿易盛んならず我國人は海軍に熟練せず我國には鐵材乏し我國にては新設の費多し海軍は高價なる者なり海軍は彼の長する所にして我の短なる所なり此等の理由を以て海軍は擴張す可らずと論斷するが如き保守的の議論は我輩の取らざる所なり日本の國是既に定まる所あれば海軍は我國是の發達と相伴ふて之を擴張せざるを得ず世の海軍擴張論者が

閉口すべきハ經費の一點あり然れ共斷して之を行ハんとせバ其途あきに非らず或は條約改正の後海關稅の增加を得て之を海軍費に供せんと論ずる者あれ是も適當の策なれども滿足なる改正は果して何れの時に行はるべき乎之を待つハ緩慢なり海軍の全備ハ間接に滿足なる條約改正を促がすの一資本とも爲るべき者なり改正の際ニ擴張を謀るところ其効も多かるべし固より海軍を以て虛勢を張りたりとて實力に富まざれバ國に補なしと雖も國家必要の軍備ハ全きを期せざる可らず我輩が固く我國の政畧なりと認むる點より之を論ずれバ政府の設計に係る十二萬噸の軍艦ハ多しと爲すに足らず我輩は設計の別案あるに非らすと雖も假りに一歩を讓り政府の設計に據れは我國の海軍は既ニ五万噸を有するを以て七万噸の軍艦を製造すれは足れり其の經費ハ五千八百五十五萬餘なるか本年度より五ヶ年を期し國庫

金より別途に五百二十萬圓餘を支辨するの議を提せり其の製造軍艦は僅かに巡航艦二隻、水雷艦一隻、水雷艦二隻に過ぎす此の年限の間にれ老朽に屬すへき六隻の軍艦あれば四隻の不足を生し若し其の經費繼かすんれ我國の軍艦は明治五十年頃に至て盡く老朽し日本帝國海軍の命數は玆に終らんとす當局者は此を以て自ら安んじ其の責を全ふしたりと爲そ乎代議士れ此を以て自ら分とし其職を盡したりと爲す乎本年に於て地租を輕減し政費を節減するも財政其宜しきを得は新に五十萬圓餘の海軍擴張費を數年の間に支辨するの策を立つるれ難きに非らすと信す請ふ他日を待て之れを論せん

前記の如く章を重ね既に海軍擴張の必要を論したれは是より其法方順序よ就て聊か論する所あらんとす

## 第十三章　軍艦の競進會

我國に於て海軍擴張論は輿論たるの勢を占めたり曩きに清國軍艦の來航するや代議士新聞記者にして丁提督の招きに應し軍艦を目撃したる者の中には或は俄かに清國の侮る可らさるを悟り爲めに一驚を喫し頻りに海軍擴張の必要を感したる者あるか如し海軍擴張論の盛んなるは我輩も亦た倶に喜ふ所あり特に我日本の國是たる通商航海の事業を振作するには海軍を擴張せさる可らす今日我國の海軍論者は世界各國軍艦の多少を比較し或は曰く英國は百万噸以上なり佛國は六十万噸以上あり伊太利は三十五万噸以上なり露國も殆んと三十万噸を有せり獨逸は陸軍國なれとも十八九万噸あり現今着手中の軍艦は八万噸に近し悉く竣工の上は其勢力露國の右に出つへしと又た或は曰く彼の衰弱の國たる土耳其さへも十万噸以上の軍艦を有し清

國は佛國との一戰に懲り俄かに海軍の擴張を勉め現今殆んと七万噸の軍艦を有せり我國は五万六千噸餘に過ぎす、英國は東洋艦隊に於ても三万六千噸を有せり一朝東洋に事あるの時には南洋及ひ地中海邊等よりも加勢すへければ本國の力を用ひさるも日本の艦隊に當るは朽ちたるを摧き枯れさるを折るか如きの勢あり故に少くとも東洋に於ける英國の海軍に匹敵し若くは清國の艦隊と峙對すへき軍艦は我國にも備へさる可らずと我輩も亦た同しく現今我國海軍の微弱なるを感し海軍擴張論を主張する者なり然れとも今日の所謂海軍擴張論者の説を聞くに多くは是れ軍艦の競進會を開かんと欲するか如き者あり曰く某國は何百何十萬噸あれども我國は五萬噸餘に過ぎず曰く某國には一万噸以上の軍艦幾隻あれども我國には五千噸以上の軍艦は一隻もなし、其總噸數に至ても歐洲の諸大國は勿論土耳其國、清國に

も及ばざる所あり云々と

我國の論者が今日海軍の勢力を評するや恰も是れ昔時大名の行列を評する如きの状あり加賀様は百萬石あり某藩は五十萬石あり某國は何万石なりと其石高の多きを以て威光を競ふの勢あり唯た噸數の多きを以て世界に誇るへしと爲さば英國は世界の加賀様なり清國は大國なるも七千石の大名に過ぎず日本は五萬石餘りの小藩のみ英國が海軍の王を以て世界に稱せらるゝは百万噸の軍艦あるが爲めに非らず、此軍艦を必要とし此軍艦を維持するの實力あればなり、英國が此軍艦を必要とするは必らずしもネルソン提督の故智に倣ひナイルの凱旋トラファルガアの戰勝を世界に再演し巨鯨浪に躍て羶風腥雨を捲き起すが爲めには非らず平時に在ても富國利民の要具として欠く可らざるに由るなり、英國が海軍を必要とするは其國是たる通商航海の

業を盛んにするに在り、通商航海の業を盛せにんと欲せんば移住殖民の業を盛んにするに在り移住民の多きや殖民地の廣きや通商の盛んなるや航海の繁きや世界中一も英國と肩を比すべき國なし是れ英國が海軍を以て世界に王たる所以なり英國が海軍の力强きを致したるは地形の然らしむる所にして特に鐵と石炭とに富めるは天其惠を英國に私するが如し地形の上に於ては我國も亦た英國の如く而して其國是とする所の亦た從て英國と略ぼ相同しからざるを得ず石炭は我國に乏しからず天の我に與ふる所以の者豈に偶然ならん哉然れども鐵に至ては乏しとす是れ軍艦の製造に甚だ困難を感ずる所なり此困難に打ち勝て日本の國是を發達する事は我國人の當さに勉むべき所なり

我輩は其必要なく徒らに海軍の擴張を唱ふる者に非らず我國は未だ

海外に殖民地あらず移住民あらず僅かに布哇に出稼人あるのみ我國れ外國との通商未だ盛んならず航海未だ繁ならず其必要の度外に出で〻僅かに海軍を擴張せんと欲するに非ず我國の人民をして其必要の益々必要ある所以を感せしめ其必要と相伴ふて海軍の擴張を謀らんと欲する者あり近時海軍擴張れ世界の氣運あるが如く軍備にれ無頓着ある合衆國に於てすら巨萬の資を擲て軍艦の製造に從事し其他歐洲の雄國に至ては孰れも皆ある海軍擴張を經營せり是れ海利を爭ひ海權を握るの必要に出でたる者なるべし日本が海國たるの故を以て此爭の中に加はり以て其利を收むべきは勿論あれども一時の客氣ふ動かされて百年の長計を立てず其海軍の虛勢を競ふと大名の石高を誇るが如く唯ゞ我に何十萬噸の軍艦ありと揚々自得し其實力を養れざるは海軍擴張の本旨よ非ざるなり大平の御代には大名の行列も感

光あり軍艦顯數の多きは平時隣國に對して威を示すに足れり然れども唯軍艦の競進會を爲すや未だ以て其眞價を評定するに足らざるなり英國海軍史論に曰く眞に是れ其國の必要に成りたる海軍に非らざれば永遠に之を維持して益々盛大ならしむるを得ず英國海軍の如きは即ち其必要に成りたる者なりと實に至言と謂ふべし

## 第十四章　軍艦は贅澤物に非らず

軍艦は必要品にして贅澤物に非らず故に其國の必要に成りたるの海軍に非ざれは永遠に之を維持して益々盛大ならしむるを得ざるなり抑も海軍の必要は何に由て起る乎、其國戰時の必要は固より論を俟たざれとも亦た大に平時の必要あり、海外の通商殖民を保護するは平時任務の最も重要なる者なり、英國が海軍を以て世界に冠たるは通商殖民を以て世界に冠たれはなり英國が數多の軍艦を備へ地中海を防ぎ

蘇士運河を扼し南洋洲を衛り東洋艦隊を置くは通商を保護し殖民を防衛するの必要あれはなり故に海軍の盛んなる國は概して通商殖民の盛んなる國たる事は各國の形勢を比較せは明かに之を知るを得べし英國を以て第一と爲し佛國之に亞く和蘭の小國を以て海軍の勢力は清國及ひ日本の上に位す是れ和蘭は殖民地の面積十二萬八千餘方里殖民地の人口二千九百餘万の多きを有すれはなり伊太利、露細亞、獨逸、墺地利、等か近時頻りに海軍の擴張に力を盡すは商略上よりも寧ろ軍略上に在り此等の各國は多少の屬地を有するも海外に純乎たる殖民地を有せす北米合衆國が近頃頻りに海軍の擴張を謀るは歐洲各國の競爭に剌撃せられ自國の海防を嚴にするか爲にして海外の殖民を營むか爲めに非らず西班牙は通商の價額僅かに伊太利の半に超ゆる而已あれども海軍の勢力は合衆國と伯仲の間に在り是れ其殖民地を

有するを以て之に備ふるの必要あるなり、西班牙は古代世界の海王よして亞米利加を發見し東洋南洋を開航し航海の業を興し海軍の備を盛んにし當時「アルマダ」と稱する大艦隊が艨艟海を蔽ふて英國に侵入するや暴風激浪の難に遭ひ全敗を取りしより海軍の勢力は英國に奪ひ去られさり西班牙の海軍は一時盛んなりと雖とも英國と盛衰の氣運今日の如く相異なるに至りたるは當時其國の必要に成るよりも寧ろ其國王非立第二世の野心を逞ふするが爲めよ成りたれバなり南洋の大島を侵畧して非立群島の名を遺し西班牙の版圖海外に廣大なるを致したるは國王の賜ありと雖も其國の人民自ら動き自ら勉めて成したるは大業に非らざれバ之れを維持して益々盛大ならしむるを得ず今日西班牙の衰頽して英國の隆興するは蓋し偶然にあらざるなり近頃歐米各國の海軍を擴張するや固より實用を主とし虛勢を張るが

爲めに非らざれども眞に其國の必要よりして起る者に非ずんば持久せるを得ざるなり彼の伊太利が獨逸墺地利と三國同盟を結び大國の列に加はるや俄かに海軍を擴張し其勢力は英佛兩國の次に位せるに至れり伊太利の海軍は海外の通商殖民を保護するの必要よりも寧ろ外交政略の爲めなり伊太利が半嶋に位して地中海に瀕するや海軍の力盛んなれば以て地中海の權を握り歐羅巴の勢を制するに足るなりクリスピー內閣は夙に此政畧を執り海軍專門の名士ブリン氏を擧げて海軍大臣に任じ海軍擴張の爲めに國庫を傾け全力を盡したり海軍大臣は自ら得意の技倆を振ひ造船の設計に工夫を凝らしたるを以て冗費少なく便利多しと雖も從來の經費は莫大にして國力を疲弊するに至りたるも尚ほ更らに茲に千八百八十七年議會の協賛を經て千八百八十九年以後十ケ年間に二千百万圓を支出する事と爲れり伊太利

か海軍擴張の爲めに政畧上利する所は固より多かるへしと雖も經濟上に於ては大に殞そる所ありたるに由り現内閣中には今日物議を生し節減論を唱ふる者ありと聞く伊太利海軍の前途甚た憂ふへき者あるは其必要の度外に出てたるか故に非らさる歟伊太利は新興の海軍國なり固より土耳其の比に非らすと雖も若し徒らに多くの軍艦を造りて海軍を備ふるか如きあらは其弊を承くるや實に恐るへきものなり土耳其も亦た曾て海軍擴張に力を盡し其死に瀕するの國たるを顧みす軍艦を備ふる五十餘隻十一萬噸餘の多きに達せり軍艦は年を經れは漸次老朽し新陳代謝を要するを以て一たひ揃へて之を造くるも從て新艦を造り之を補充するの財力あるに非らすんは忽ち衰頽に歸せんのみ土耳其に於て一時新造の軍艦か出來揃ふたる時には天下の壯觀を呈したり聞く當時西洋人は之を冷評して曰く土耳其の海軍は

國王の目を娛ましむるの玩弄物としては誠に奇麗に出來上りたりと夫れ斯の如く却て外人の侮を招く所以の者は其實力を養はずして虛飾に流れ海軍を以て其國の必要品と爲さず贅澤物と爲すが故なり豈に深く鑑みざる可んや哉

## 第十五章　畑水練は海軍の役に立たず

水練も水に於てする者なり水練巧みならずんば以て水難を逃るゝ能はず然るを況んや之を畑に於てする者を乎如何なる英雄にても畑水練は海軍の役に立たざるなり凡ろ藝術は皆な熟練を要す特に海軍の如きに至ては一種專門の學藝に屬し天變測る可らざる萬里の海洋を戰場として勝敗の運を一時に決する者なれば其熟練を要するは勿論なり軍事に熟練を要するは陸海共に然るも人類は陸上の動物にして海上の動物に非らざれば海上の熟練を得るは陸上の熟練を得るより

も難し是を以て兵卒に至る迄海兵は陸兵よりも現役の期限を長くせり海軍の將校士官に至ては其熟練を要すること陸軍の比に非らず海軍の將士を養成するには少年の時よりして各種學校の階級を履み實地の業務を修めしめ其經歷を積むは容易の事に非らず英佛に於ける海軍將士の履歷を聞くに大抵在職の年限は少尉たると五年乃至七年なり是より大尉と爲る者は十年乃至十四五年間も其職を勤め特に大尉の如きは最も利き役なるを以て十分の伎倆無かる可らず尉官より佐官に昇進するには勤勉精勵の巧を積みたるの末に非らざれば其の撰拔に與るを得ず少佐となりてより其職に在るは十一二年の久しきに耐へざる可らず一轉して大佐と爲るを得は復た其職に在るよと十年乃至十一二年の星霜を積まざる可らず將官に榮轉する者の如きは拔群英才の人に非らざれば能はず若し終生の運善くして將官の職に

登ることを得る者は少尉よりして少將と爲る迄よれ凡そ五十五歳以上に非らされは其榮を享くるを得ず中將の職に登るか如きは六十歳以上にして海軍の經驗を積み辛酸を嘗め盡しゝる老功元勳の士に非らされは望む可らさる所たり是れ海軍には最も深く熟練を要するを以てなり若し海軍の將士にして熟練を欠き一機を誤らは數百萬圓の船艦と幾百人餘の生靈とを海底藻屑の中よ沈没し去るの慘狀を見るなり海軍の將士に熟練を要するや斯の如し然れとも亦た海軍は專門の學術に屬し進歩改良窮り無きを以て軍人も亦た軍艦と共に老朽し老練の海軍將士も舊式先進の輩は却て新式後進の輩に劣るの實跡を見るに至る是に於て平却て先輩を黜け後輩を陟さゝるを得さるの事情あり然れとも其咎なくして先輩を黜くるは情に於て忍びさるよ由り英國の如きは海軍將士退隱令を設け其將士を就職の年限に據て數

種に區別し就職年期の舊き者は就職年期の新き者よりも幾年か早く退隱せしめ之に恩給を與ふるの制あり斯の如くする時は一方には老巧の士を棄てずして一方には新規の人を用ゆるの利あり一擧兩得の法あり其精神たるや老朽陳腐の元素を去て新斬改良の要素を容れ海軍の進歩に後れを取らざるに在り以て其意を用ゆるの深きを知るべし

我國の海軍は生れて僅かに二十歳餘の少年にして尚ほ幼穉なれば急かに老練の將士を求むるも得べからず我國の現狀に於て海軍の達士は之を老輩に求むるよりも寧ろ之を壯輩に求むるを得べし何んとなれば則ち今日海軍將官の老輩は多くは專門の學を修め術を講したる者に非らず維新の亂に際して奥羽の野に轉戰しゲベル銃を持ちたる兵隊を引率し大刀を帶びたる武者を叱咤して不規則なる陸戰を爲し

所謂ゆる畑水練を習ふたる者なり、畑水練は以て海軍の役に立たす、壯輩にして日本海軍の始り以來專門の學術を講修したる者は海に於てしたるの水練にして老輩よりも遙かに役に立つへし然れとも藩閥よ緣あき衆生は度し難く空しく利器を懷抱して埋沒する者もあらん而して其熟練に至つては未た老功と謂ふを得す今日我國の海軍は尙ほ其年所を經るの短きを以て熟練に於ては到底欠典たるを免れさるなり海軍の將官は畑水練の者を以てするよりも海水練の者を以て之に任すれは漸く熟練を積み終に眞成老功の將官其人を得て我國海軍の積弊茲に初て一洗するを得へし曾て比叡艦の南洋を巡航するや海軍大佐某は初めて船に乘り込みて海外の風景を眺望し歸朝の後忽ち艦長に昇進せり一回の遠洋航海にして十年の苦學に優る者あり斯る僥倖は絕へて世界の海軍國に無き事なり凡そ斯の如きの類は枚擧に

進あらず海軍の將士を皷舞して其熟練を勵ましむるの道は果して斯の如き者なる歟苟も一軍艦の司命を托すべきの艦長に至ては老練熟達の士たらざる可らず徒らに軍艦の數多きも艦長其人を得ざれば海軍の功擧らざるなり歐洲中海軍の盛んなる各國に於ても一萬噸以上の軍艦を運轉するの技倆ある將士は實に得難き所にして之を實地に運轉するや常に多少の過ちを爲さゞるは莫しと云ふ伊太利の如きも新興の海軍國たるを以て巨大の軍艦あるも之を運轉するの將士に至ては尙は其乏しきを感せり土耳其の如きは一時に軍艦の數を備へたれども之を運轉するの將士は至て少く軍艦は一種の粧飾たるに過ぎず漸次老朽するも新艦を製造して之を補充するの財力なく海軍の行政に至ても其弊甚しく事務は一として擧らざるなり曩きに土耳其軍艦の日本に來るや航海中に機關を破損し空しく新嘉坡港に淹泊する

こと幾旬の久しきに亘り經費支へす本國より電報して回金を待てども急には到着せず其不始末に至ては既に一たび各國人の見世晒ふしと爲て笑を取り辛ふして日本の海岸に達するに及んで更に沈没の難に遭へり孤艦幾百人の同胞を載せ來り萬里異鄕海底の藻屑と化す其不幸誠に痛悼する餘りあり是れ天災なりと雖も亦も人力の足らざるより由らずんばあらず、畑水練を以て大膽にも萬里の波濤を乘り破らんとする噓實に險呑なる哉

## 第十六章　海軍大臣の交迭

海軍は專門の學術に屬そるを以て將校士官は勿論大臣次官に至る迄で專門の士に任するを宜しとす歐洲より於ても海軍を備ふるの各國は大抵海軍專門の士を擧げて當局大臣の職に任せり、伊太利の海軍大臣ブリン氏の如きは特に海軍に熟達の士たるを以て其國海軍擴張の政

策を施すは最も有用の人物あれバ再任せられて今尙は其職に在り佛國ぉ於ても近頃頻りに海軍の擴張を謀るや副水師提督バルベイ氏海軍尙書の職に任せり獨逸に於ても亦た佛國と相競ひ海軍の擴張に力を盡すを以て海軍大將ホルマン氏ハ海軍大臣の職は在り露國も亦海軍に力を用ひ副水師提督チヒカチヨフ氏をして海軍大臣の任に當らしむ墺地利は別は海軍省の設けさへ無き陸國なれバ別に海軍大臣を置かず陸軍を主とし陸海の軍務を合併したる軍務省を置き軍務大臣はウェルセルセイムブ氏にして其人は陸軍大將あり其他各國に於ても陸軍大臣は大抵陸軍出身の人物なり但し佛國の陸軍大臣、フレシネー氏ハ然らざれども佛國に於てハ特別の事情ありて毫も妨げ無く且つ軍事に於てハ陸海兩ながら軍令と經理との區分あり當局大臣ハ軍令を司るに非そ經理を掌る者なり軍令を司るハ專門の軍人たるを要

されども經理を掌るは必ずしも然るを要せず能く事務を經理する才略あるを以て足れりとす英國の如きは即ち此主義を執れり現任の陸軍大臣スタンホープ氏は以前商務省長官の職に在りたる人なり海軍大臣ハミルトン卿の如きも亦た決して海軍專門の士に非らず唯だ陸軍には多少の經歷ある人なりと聞く英國の海軍は年を積むの久しきを以て軍人には專門老功の士多く海軍經理の事務は之を何人に任ずるも妨げ無きの實況なり、然ども伊多利の如き新興の海軍國に於ては其實驗尚ほ乏しきを以て專門の士を擧げて之に任するに非ずんば善く其功を奏し難し是れ伊多利の內閣が深く玆に注意する所以なり我國に於ても明治五年初て海軍省を置くや從來海軍は幕府の創設に係り勝、榎本氏等は多少實地の經驗あるを以て兩氏を前後に擧げて海軍卿の職に任じたる事あり然れども海軍省は薩人に非らざれば治まらざるの

弊習あり榎本氏は期月ならずして忽ち其職を去りたり河村氏は薩人あるも藩閥に拘泥せず其人士を得んとて榎本氏を擧るに頗る盡力したる由なれどもど終に其功なく爾來海軍省の實權ハ薩人の一手に歸し西郷伯ハ陸軍大臣より海軍大臣に轉任し海軍修業の爲めよ同行十餘人を從へて歐洲を巡遊せり當時歐洲各國の政事家は日本の海軍大臣が海外漫遊の餘暇あるを觀て頗る之を羨めりと聞く其後樺山子も亦た海軍次官の職を以て歐洲を巡遊し歸朝の後子は幾くも無く西郷伯に代り海軍大臣に任せられたり是に於て乎世人初めて子が巡遊の目的も亦た海軍修業に在ることを知るを得たり聞く樺山子が調査せし所の事項ハ西郷伯と毫も相異ある所なく正しく其蹤を追ひ轍を履みて同一の調査を繰り返したる者なりと海軍大臣の重職よ就くの底意あるを以て鄭寧反覆の勞ハ誠に嘉みすべき事なれども國庫より海

軍大臣の修業金を出すに至てハ國會の設けある今日に行ハる可らざる事なり

各國に於ても海軍大臣の交迭あり是れ海軍擴張ヨは欠く可らざる事なり海軍大臣も其人に由て其方針同じからず或ハ軍艦の増加を事とする者あり或は將官の訓練を勉むる者あり各自其流儀を異にするを以て時々新陳交代すれバ相互に其の欠典を補ひ完全を期するを得べし蓋し各國海軍の進歩は茲に在るなり幾回か大臣其人を代ゆるも其方針は依然舊に仍り改頁の策を施す無くんバ海軍大臣交迭の効ハなし我國の海軍大臣ハ交迭無きヨ非らず然れども唯だ其人たる物体を代へたるのみにて其本たる織組を革めたる事なし凡ろ物久しければ弊を生ずるは自然の習ひなり是れ其人の咎に非らず蓋し其勢之をして然らしむるならん我國にも海軍專門の士にして大臣たるの任に堪ゆ

へき人才之れあるべしと雖も從來の海軍大臣は專門の士に限らざれは今後も亦た必らずしも專門の士たるを要せず能く海軍の事務を經理して積弊を一掃するに足るの有力者たらハ以て海軍大臣の職に任するを得へし我輩ハ海軍擴張論を主張する者なり其必。要。の有る限りは日本帝國の海軍を盛大ならしめんと欲する者なり然るに世の海軍擴張論を駁する論者の言を聞くに曰く今日我國海軍の積弊を一掃するに非ずんハ之に巨萬の財を投するも海中に擲ち棄つるが如し云々と海軍の擴張を以て非なりと爲す者は多くあらざるなり其積弊の在る所は逐一之を指斥せざるも天下公衆の既に認むる所なり我輩ハ常に海軍擴張論を唱へ而て往々此駁論に撞着し實に之を反擊するの辭なきに苦むなり日本帝國海軍の爲に深く之を痛惜す當局者ハ獨り自ら任し自ら勉め而て天下の議を受くるは甚た快しとせざる所ならん

然れとも其局に當る者は其譏を免れざるは天下の通義なり我國の人民は未た海軍の利益を享けされは海軍を我物と思はざるも亦無理ならす況や其の積弊の有るを知るに於てをや今後海軍大臣更迭の時到るに於ては其内幕を打ち明けて廣く其人を求め人民自ら海軍を必要とするの觀念を起さしむべし然らすんは百年を待つも海軍の擴張は期す可らさるなり愛國の哀情自ら禁する能はす茲に痛切の言を呈す

## 第十七章　海軍の不經濟

海軍は最も費多き者なれは最も經濟を勉めざる可らす海軍經濟の中に就て最も費の多きは軍艦製造なり我國の人民は未た海軍の事に習はさるを以て眞に軍艦の價を知らす其價は一隻に付き三四百万圓より高きは七八百万圓にも至ると聞き驚て仰天するのみ自國に於て製造出民間に於て取扱ふ物品なれは大抵其價を計算するを得へしと雖

も自國にて軍艦の製造所は横須賀鎮守府なる官の手に在り人民は甚た不慣れなる事なり西洋の海軍國に於ては人民も昔より其事に慣れて見聞する所多く又た隣國近邦に於て某會社の製造する所は若干金なり某會社の請負ふ所は幾百萬なりと常に其物を目撃し其價を比較するを以て之を欺くを得ず特に國會議場に於ては海軍專門の代議士きあり政府か造船設計の豫算を提出するに當ては質議討論到らさる所なく一錢の冗費と雖も之を許るさず最も深く經濟に意を注けり我國に於ては其積弊あるに由り海軍の不經濟は實に意想の外に出る者多かるべし知らぬが佛とかや第一期の議會に於ては政費節減論の一本鎗にて何省を論せす頭割りに査定案の鋒を加へたれとも彼は巧みに通り抜け海軍省が廿四年度に於て新に設計に係る巡航艦二隻水雷艦一隻水雷艇二隻の總費額概計五百二十一万八千餘圓の要求も難な

く議場を通過したり此費額ハ此艦隻に對して果して適當の者なるや否精細に之が計算を立るには海軍專門の知識あるを要するなり又さ二十三年度を期して竣工の豫定なりし軍艦水雷艇ハ種々の障礙に遭過し竣工の期大に遲延したるが爲めに年度中に其仕拂を完了する能はさる事と爲りさりとて海軍省よりは經費繰越に關する法律案を提出すれは是れも亦た忽ち議場を通過しさり其工事を半途にして放棄する能はされハ此事ハ已むを得されとも現今海外に注文しある軍艦は其經費果して至當なるや否緻密なる調査を要すへき者なり彼の難なく議會を通過したる五百二十一萬八千餘圓の要求ハ新に七万噸の軍艦を製造すへき大設計の總經費五千八百五十五萬二千餘圓の小部分さるに過きされとも若し果して大設計の如く實施するに於ては大よ之を愼重し深く之に注意すへき者なり否らすんハ國家の經濟を誤

る實に大なりと謂ふへし

嘗て試に海軍専門の士ょ就き右に記そる所大設計の當否を質したるに軍艦の種類隻數及び噸數に比較すれは大設計の豫算は例之五萬圓にて足る所を七萬圓と積るか如く殆んと三割方も高き者なりと云ふ若し果して然らハ此總經費の中に就て凡千七百四五十萬圓の差を生すへし五千八百五十万圓餘の總經費は殆と四千萬圓位にて足るべき勘定なり假令製造の經費は節減す可らすと爲そも軍艦の種類を撰定する事は必要なり軍艦製造の設計は大艦を多くして小艦を少くする方實戰ょ利ありとハ近時歐洲に於ける海軍一般の說なりと云ふ例之二等の甲鐵艦二隻よりも一等の大甲鐵艦一隻を製造し三等四等の巡航艦よりも一等の水雷艦を製造し大甲鐵艦と相伴ふの利あるに若かす大設計の軍艦は小なる者多くして大なる者少く戰鬪の用に備ふる

には其當を得ざる者なりとは海軍専門の士に就て聽き得たる所なり敵艦の攻め來るや必らず艦隊中に大甲鐵艦を加へ來るべし我も亦た大甲鐵艦を以て先づ之を洋中に邀へ撃たざる可らず之に伴ふ所の水雷艦も亦た大なる者に非らざれば暴風激浪の難を冒し洋中に出で鬪ふ能はず我國には未だ一万噸以上の軍艦備はらず新造の嚴島、松島、橋立の三艦は我國の軍艦中最大なる者なれども各四千二百七十八噸に過ぎず清國の定遠、鎮遠の二艦は各七千四百三十噸あり露國には八千八百九十噸の大甲鐵艦あり英國の東洋艦隊中には八千四百噸の者あり此等に對するには我國にも亦た大甲鐵艦の必要あらん彼の大設計に於て大甲鐵艦を造くるは適當なるべしと雖も其他の小軍艦を造くるには善く其種類を選定し痛く其冗費を節減するを要す何故に政府の設計に於ては殆んど三割方も高價なるが此説は餘り過大なるに似

たれども其理由なきに非らず即ち之を海外萬里の國に注文して遠洋を航し來るには保險料も加はり運送賃も掛きれば自國に於て自國の材料を以て造るより高きは勿論なり

我國より外國に軍艦を注文するには必らずや用達會社の手を經る事と爲れり日本の某商會の如きは常に此事を取扱ひ其手數料として五分を取るは通例なるよし又た英國の造船會社よりは日本の居留外人を番頭として賴み置けり即ち英一番舘は「アームストロング」會社の番頭を勤め日本の注文を受負ふに盡力せり若し日本政府より番頭の手を經ずして直接本社に注文し來る事あるも約定の手數料は必らず會社より給與するの慣例なり此會社よりは番頭に一割の手數料を拂ふ契約ありと聞く斯くの如く多くの手數料を拂ふを以て實價より高くなるは勢の免れざる所なり本社に於て約定の番頭に手數料を拂へは

即ち其金額丈け物品を惡くするか若くは代價を高くするか兩途孰れか一に出てさるを得す甚しきは貴顯某に緣故ある人か自ら番頭と爲て其間に働く等の事ありと聞く手數料は全く無益の費なり之を省くには其道なきに非らす日本政府と本社との間に直接の特別契約を結へは此の手數を要せさるに至るへし此手數料は代價を高くするの一大原因にして其他冗費の多き一原因は造船の擬造に就き屢々計畫を變更し一定の見込立たさるに在り當局者にして專門の術に通せは一定の見込を立るを得へきも明かに海軍の事を知らさるものに在ては左右の說を聞き自ら惑を生し幾度か計畫を變更し造りては又た破り無益の費を重ぬるに至る政府より監督者を派遣し置くも安心なり難くして之に一任する能す干涉掣肘の事多く爲めに電信の往復に費す金も少からす彼の畝傍艦の代りに注文したる千代田艦の如きも亦た

計畫變更の爲めに二割方は其價の高きを致せりと云ふ監督者を派遣せるに於ても或ハ情實に流れ其緣故ある者い學術なきも之を採用し洋行の望を達せしむるか如きの弊あり曾て水雷製造の爲めに獨逸に派遣せられさる監督者某は言語に通せす學術を修めす智仁勇にハあらで盲啞聾を兼ね備へたるの達人あり監督者にして通辯人を雇ひ枝術者を賴み自ら働く能はす外人の物笑ひと爲れりとの奇談あり監督費の如きハ其手數料を取る日本の某々會社に負擔せしむるこそ適當なれ軍艦製造に於て其經費の非常に高きハ此等の原因あるか爲めなり其他本省の經理上に於ては物品會計法の如き其合併すべき軍器火藥製造所等を陸海軍各個に設け置くか如き等我國海軍の不經濟い世人の一般に認むる所あり海軍の經濟を整理し以て海軍の擴張を謀るハ實に是れ我國の急務あり

我國海軍の不經濟ハ擧て數ふ可らす畧は前に之を論したれとも尙は其他二三の實例を擧て之れを論すべし第一ハ將官の數是れなり歐洲各國に於て將官の職に登る者ハ海軍に於て老功元勳の士にあらさるハ莫し中將若くハ少將と言へハ其技倆は自ら世界の相場あり其技倆なくして中將とか少將とか言へハ各國の海軍將官か交際場裏に於て肩幅狹く想ふ位の者なり例之和蘭は海軍の舊國にして其練訓熟達も其艦數噸數も遙かに日本の上に位せり而して海軍中將は二人少將は四人に過きす大佐二十六人あり以て各々一艦を指揮せるに足るの技倆あり獨逸は海軍に於て尙は幼稚なれとも軍備に力を用ゆる大國なり而して海軍の中將ハ僅かに二人にして少將ハ七人なり伊太里の如きも新興の海軍國なれハ尙ほ將官其人に乏しと云ふ其海軍の擴張に專ら力を用ゆるを以て經理上の事は痛く節減を加へ中將の年俸ハ三

千圓位にして少將は二千圓位に過きすと聞く我國に於ては海軍中將ハ年俸四千圓にして少將ハ三千三百圓あり我國庫歳入の額ハ彼より少く而して其俸給は彼れの上位に在り英米兩國ハ富裕あるを以て海軍將校の俸給も他國に比して多けれとも其他の各國に至てハ大抵我國と大差なかるべし我國官員の俸給高きは既に輿論の認むる所あり必すしも海軍將官に限りて之を論すへきに非らす但し今日の尉官に至てハ多くハ正式の敎育を受け實力を有し國家有用の材なれハ相當ある俸給を與ふべし我輩ハ軍人を愛する者あり國家の難に先つて斃るゝ者は軍人あり軍人を優待するは國民の情義なり然れとも海軍の擴張ハ國民の希望する所にして且つ當局軍人の特に希望する所あればば海軍の擴張を謀るにハ先つ海軍の經濟を理するに若くは莫し軍艦製造に於て經費の節減すへき事は畧ゝ前に之を論したれバ茲に

軍艦回送に於て經費の節減すべき事を論ずべし從來我國より外國に向て軍艦の製造を注文し竣工の上は我國の海港迄先方より回送するの例と爲れり啻傍艦の如きも先方より回送するの約定にて日本の士官數名は航海の實地を視察するが爲めに彼地より乘り込み來れり不幸にして途中に沈沒し其踪跡を知るに由なし然れども不幸中の幸にて同艦は先方よりの回送に係り且つ保險を付したるを以て丸損と爲らず其保險償金を以て千代田艦を製造するを得たれども若し之を彼地に於て日本士官の手に受取り帝國の軍艦として堂々國旗を飄へし回航し來るに於ては眞逆かに帝國の軍艦として外國の會社に保險を依賴する事も出來ず途中にて沈沒すれば丸損と爲るの外なく且つ帝國の軍艦として行衛も知らず爲りにけるとは日本の休面を汚かすの甚しき者なり遠洋航海實習の爲めなりと稱し日本の海軍士官が外國

に注文の軍艦を受取りに出る事ハ浪速艦の時より始まれり日本政府の手に受取るとする時は士官水夫に至るまで多くの人數を我國より繰り出さざる可らず旅費日當其他の經費を積算すれば先方より回送すると此方より受取りに出るとは凡そ三層倍の經費を要すと云ふ遠洋航海の實習と稱すれども海程は僅かに四十日位なれバ僅かに實習に得る所ある者に非らず實習なれバ老艦を以て南洋なり北海なり大胆に乘り廻はるべし莫大の經費を以て成りたる新艦を實習の用に宛て不熟練の技術を以て一朝之を誤るが如きあらバ其保險なきを以て丸損と爲らざるを得ず且つ帝國海軍の面目を傷くる者あり血氣少壯の士官が勇み立て海外万里に雄飛し一躍して萬里の浪を破り巨鯨を捕へて歸り來らんとの壯志ハ誠に嘉みすべし若き人ハ洋行をなしたがる者なり況て海軍士官に於てを乎老練の長官は宜しく之を取り締

るべし甚しきは水雷艇小鷹を日本に回送せんとする時に當り我國の海軍士官は受取に出張し彼地より水雷艇を乘り廻はして歸り來るべしとて海軍省の命を受け出發せり着後之を外國在留の我國海軍士官某に謀る某就て之を問ふ卿等は實驗の習練ありや士官は答へて曰く水雷艇を以て日本の海濱を乘り廻りたる事ありと某は驚て痛く之を戒め其極めて危險なるを說く保險料を付けんとすれば非常に高く航海師を雇はんとするにも給料非常に高く策に窮したるの際會ま本省より電報あり乘り込みを見合し汽船に積み來るべしと其議忽ち一變せり士官の目的は唯だ洋行にてあれば此にて事足れり然ども國庫の費を以て特に我國の海軍士官を外國に派遣す豈に其實効なかる可けん哉水雷艇を解躰して汽船に積み込むには士官よりも技術士に監督を命ずるが適當なり水雷艇は六七百噸以上に非らざれば無難に遠洋

を航する能はさるは苟も航海の術に通する者の知る所なり、僅かに百三十噸の水雷艇にして遠洋を航す若し無難なるも大に其物を殞するの虞あり、前述の如き事は實に海軍の不經濟なり軍艦の沈沒は啻に財貨の殞失に關するの大なる而已ならす大に學術の進歩に關する者なり西洋の海軍國に於て斯る事變に遇へは精密に其理由を研究し一定の斷案を得る迄は之を不問に附し去らす我畝傍艦の沈沒したる翌年に於て英國の軍艦ウォスプ號は新嘉坡沖にて沈沒し頻りに之を搜索したれとも踪跡なし斯の如き場合には海軍省内に臨時審判所を開き海軍老練の將官士官及ひ技術士等相會して其原由を穿鑿し船躰の構造は如何機關の運用は如何潮流の方向は如何載積の貨物は如何等學術上及ひ實驗上に據りて之を講究討論して遺す所なく其斷案を得るに至らすんは已まさるなりウォスプ號の如きは終に其原由を研究し

て斷案を下し以て之を公衆に布告せり斯の如くすれは今後船舶の構造を改良して欠典を補ひ學術上發明する所も少なからす且つ海軍省の本分として公衆に對し其義務あるを免れす巨万の財を費したる新造の軍艦か洋中にて消滅し唯た沈沒したりとの報道は未た其本分を盡さゞる者に非らさる歟經濟を重んし且つ學術を講するに於て之か斷案を下して以て之を公衆に布告するは實に當務の急なりと謂ふへし我輩は曾て海軍省に就て畝傍艦の始末書を得さり其構造裝置、製造條約、保險證書、及ひ捜索實況等を記載し是に於て捜索の手段も盡きたるに由り遂に該艦亡沒したる者と認定し保險金を受領せり云々とあるのみ我輩は切に一定の斷案を得んと欲する者なり

## 第十八章　鎭守府の設置

海軍は一般に莫大の經費を要する者なれは成るへく經濟の法方を講

究して經費の少く効用の多きを期せさる可らす軍艦製造は海軍費の大部分を占むる者にして特に我國の如きは遠く材料を海外より購求し若くは製造を外國に注文するを以て其經費極めて多しとす故に經濟の整理を勉め以て海軍の擴張を謀るは最も急務なり海軍を備ふるには鎮守府の設置は必要なり我國に於ても五鎮守府設置の計畫あり陸軍の六師管と相待て國防の衝に當る我國は四面環海の地にして周圍海岸の里程は七千六百八十海里にして英國は五千七百十海里ありと云ふ五鎮守府の設置は終に必要なるべしと雖も海軍の實力と一致のせされは徒らに鎮守府を多く設置するも無益ならん英國は世界第一の海軍國にして海軍の實力も亦た甚た大なれとも四鎮守府の設置あるのみ軍艦の製造は四鎮守府に於てするも尙ほ其不足を感ずる分は之を自國の私立會社に注文し以て民間の事業を奬勵せり英國の四鎮

守府とは第一は底武斯(チームス)河の下流なるチヤタムに在り其他ポーツマウシプレマウスペンブロークに在り各々海面を區畫して防禦の衝に當れり佛國には五鎭守府あり其海上軍備の組織は英國と多少其趣を異にする所あるも其他の事は大同小異あり即ち第一はブレストに在り佛國海軍の首鎭なり其の他の四はセルブール、ローリアン、ロシフヨールチーロン之れあり倘ほ之を小分して十二海區と爲せり我國鎭守府の制は佛國に倣ふたるが同じく五鎭守府を設置するの計畫と爲れり此の計畫は當局者が善地形を相し便利を謀りて爲したる者ある歟英佛の如きは鎭守府を設置するには第一要害の地形を擇び第二運搬の便利を謀り第三石炭の供給を占め第四職工の賃金低き處此等は其の設置の位置を定むるに於いて宜しく考察すべき要点ありとす軍艦を增製し鎭守府を增築するは愉快なりと雖も鎭守府は軍艦の數と相當

せさる可らす而して軍艦の數は士官の數と相當せざる可からず茲に士官の數とは徒らに其の數の多きを謂ふに非らず其熟練したる士官を云ふなり徒に軍艦の數を增し鎮守府の數を增したるのみを以て海軍擴張と謂ふを得ざるなり凡そ軍備を成すには國庫の歳入を以て一大原則と爲さゞる可らず然れども我國は地形及び政略の上に於て海軍擴張の急務あれば少しは國庫歳入の實力以外に奮發せざるを得ざる所もあらん歟鎮守府の設置も成るべくは其成就を願しけれども五鎮守府は愚か現在の三鎮守府にても我國軍艦製造の實力と平行するを得べき者なる歟鎮守府は固より軍艦製造修理のみを業とする者に非ず兼ねて兵員を教育し軍需を貯蓄供給し近海を鎮撫し接近の要港防禦を指揮する所なれども平時に在て軍艦の製造修理は其重もなる業なり然るに我國に於て軍艦の製造修理は其數果して幾くなる乎我

國現在の財力にては廿四年度より五年間を期して新に設計に係る軍艦ハ巡洋艦二隻水雷艦一隻水雷艦二隻に過きす從來軍艦の修理は横須賀呉の兩鎮守府小野濱分工場及ひ東京石川嶋兵庫川崎長崎の三造船所に於て本國は勿論外國の軍艦商船迄も受托に應したるなり且つ軍艦の製造は今後とても外國に注文する事を止めさるへし斯の如くなれは現今は三鎮守府の設置も恐らくは餘ありと謂ふへきならん抑も我國に於て鎮守府の設置は明治五年提督府を置くに始まれり當時の目的も漸次七提督府を置くに在りしと雖も經費給せすして之を實行するを得す明治九年に至り東海西海の二鎮守府を設くるの議を定め先つ東海鎮府守を置き西海鎮守府ハ遂に建設するに至らす以て明治十九年に及ひ海防の愈よ急なるを告け我國の海岸及ひ海面を五海軍區に分ち鎮守府管區を定め横須賀鎮守府は既に設置あるも其他

に必要なるを以て呉佐世保の兩鎭守府を新設し公債の一部を以て建築に着手し其設備未た全からさるも明治廿二年七月を以て開廳せり東西の計畫茲に成りたるも北海の鎭守府舞鶴室蘭に至ては未た着手に暇あらす猶は水雷隊を置くべきの地ハ數個所を餘せり今日我國に於て海防の不完全なるは固より論を俟たずと雖も呉佐世保の兩鎭守府を一時に設置するは隨分經費の多き者なり呉鎭守府ハ明治十九年度に於て特別費を以て起工し工程漸く進み既に開廳したれハ造船部建築事業を廿二年度より廿九年度に至る迄八年間の繼續事業と爲し總費額概計二百十六万四千餘圓にして全体の工事は殆んと半に及ひ建設落成の一部に於てハ廿四年度より漸次造船工業に從事せしむるの景況なりと云ふ總費額の内廿二年度より廿三度迄に既に許可せられたる金額は七十萬五千圓餘にして二十四年度には四十一萬七千圓餘

なり廿五年度より二十八年度迄は毎年二十萬圓宛廿九年度に至て二十四萬八千餘圓を支出せざれば完成を告げざるなり佐世保鎮守府は造船部建設事業を廿三年度より三十年度に至る迄八年間を期したる繼續工事と爲し其總費額概計百六十二萬二千圓餘なり其内廿三年度に於て許可せられたる金額は十五萬圓にて廿四年度は十六萬一千圓餘なり廿五年度より廿八年度迄は毎年凡そ二十萬圓乃至三十萬圓なり廿九三十の兩年度も凡そ十万以上の金額なり呉鎮守府内に於ては兵器製造所の設置を計畫し廿二年度より三十四年度に至る迄十三年間の繼續事業と爲れり其總費額は二百五十三万圓餘にして廿四年度は七万圓なり廿五年度より廿九年度迄は十万圓宛卅年度は二十万圓なり三十年度より三十四年度落成に至る迄は毎年四十万圓以上なり兩鎮守府の經費にして莫大なりと謂ふべし目下我國海軍の實力にて

は明治九年の議定の如く東海西海の兩鎭守府にて足るべしとハ海軍專門家の所說なり西海鎭守府一箇所を設くるなれバ吳か佐世保か孰れか其一を擇ばざるを得ず工程進步の上より視れど吳鎭守府の設置には既に過半を費し且つ兵器製造所の爲めにも廿四年度迄に十九万圓を費せり佐世保は五分一位を費したる者なれバ經費上より論ずればバ寧ろ此方を中止する方得策ならん歟然れども軍畧上より論ずれバ西海ハ敵艦襲擊の衝に當るを以て佐世保を急なりと說く者あり國庫の經費を顧みざれば兩鎭守府を一時に完成するに若くハ莫し若し孰れか其一を擇ふとすれバ軍畧上と經濟上との利害得失を參酌して之を決定せさるを得ず既に繼續費と定り居れバ之を動かす可らずと雖も其寧ろ急なる者を先にして急ならざる者を後にするも亦た可ならん示威上に於てハ兩鎭守府を一時に建設するの勢を示すも或は宜し

りらんなれども虚勢を張て實力を養ハざるは國家長久の計に非らず夫され海軍鎮守府は我國防禦の爲に設けたる者なれども鎮守府の爲にも亦た防禦を設くるの必要あり鎮守府は海軍の寶庫なり若し寶庫無ければ盜賊ハ來らざるも寶庫を建てたるが爲めに盜賊を招くの恐れあり恰も番人に番人が入用なるが如く海軍の防禦場にも亦た防禦場を設けざるを得ず例之横須賀の如きは東京灣各處の砲臺に據て防御場を作れり國防上更に兩鎮守府を設くるに至らば鎮守府防禦の上に於ても亦た特に經費を支出して防禦を嚴ませざる可からず鎮守府既に砲臺建築上防禦線内に在りと雖も特に其守を嚴にするか爲めに多少の經費を要すべし鎮守府の設置は軍畧上及び經濟上に於て深く研究を要すべき者ならん

# 第十九章　海軍經濟の新法

海軍は經費最も多き者なればなるべく經濟の方法を講究して經費の少く實用の多きを期せざる可からず英、佛、米の如き富國は海軍擴張に財政の困難を感ぜざれども其他の各國に於ては之が爲に其困難を感ぜざるは莫し伊太利は新興の海軍國なれども財政の困難を感ぜり一時に鎭守府を設置し軍艦を製造するには莫大の經費を要するを以て乃ち玆に海軍經濟の新法。。。。。。を案出して海軍擴張の便利を謀れり伊國にはヴェニス、ゼノア、カステルマールの三箇所に軍艦製造所あれども盡く自國の力を以て工場を設立し工事を企圖する時は財政上殆んど其力に堪ゆる能はざるを以て政府は英國のアームストロング會社と特約を結びカステルマールに造船所の出張店を設け毎年若干噸の軍艦を製造するの契約にて着手し工場設立等の經費は一切之を會社に負擔せしめ職工は伊國の人民を若干名まで採用すべき事をも契約すれば

雙方に取て甚だ利益あるの便法なり凡そ事業は大仕掛にして行へバ其利益も亦大なれども小仕掛にて幾個所も別に設くれバ其利益小にして甚しきハ損失を招く者あり一大會社が本國に本店を据へて製造の材料をも大仕掛ふて買占め外國に支店を置て製造に着手せは會社の利益は勿論なれ共其相手も亦小仕掛にて別に企つるよりも利益あるは普通の道理なり西班牙に於ても亦此方を用ひビルパヲー港に設置せる造船所ハ英國のパルマア社よりの出張店にして西班牙政府と契約を結び組合事業と爲り居れりと云ふ此法に據る時ハ會社ハ軍艦製造のみならす廣く商船製造の受負を爲せハ十分ま利益ある艦と又其出張店ある國に於ても外國に注文し或は自國にて製造するよりも遙かま廉價なるへし若し此方を我國に採用せハ其利益ハ伊、西両國に於けるの比に非さるへし我國は絶海の孤島に位するを以て外國に軍艦を

注文すれは之を回送するに於て高き運賃とに保險料とを拂ハさる可らす若し特に我國より受取の官員を派遣し之ニ乘り込ミて歸航せしむる時は別に運送賃を要せす保險料を附せさるも不熟練の爲ニ沈沒の恐れあり一朝事を誤れハ高き運送賃と保險料よりも尚更に高き物になるの損害あり軍艦として搆造したる物体よりも軍艦の材料たる物品を運送するハ遙かニ廉價なちん其運送上ニ利益あるや斯の如し

凡そ技術の熟練ハ常に技術を實地に應用するに在り然るに之を實用せんと欲するも其實業無けれハ用ゆるに處なし日本ハ他日世界の大工業場となり大商業地となるべければ百工技藝の士を養ハざる可らず特に造船技術の士ハ我航海國に於て多く之を養ハさる可らす今や造船專門技術の士は輩出せざるに非らずと雖も一般に工藝技術の士に乏く法學文學の士多し工藝技術の士にして其報酬を享け其名譽を

博すること愈よ多きに至れハ愈よ多くの士を出すべし其士に乏しきハ其報酬の量少く其名譽の地狹きか故なり我國に陸續大工業場の起り造船所の如きも縱え外資より成立つにもせよ我國の技士職工多くハ之に從事するに至らは其技藝に熟練し技術上の利益ハ實に大なるべし且つ技士ハ裕かなる報酬を享け職工は高き賃銀を得て一國繁榮上の利益も亦た尠からざるべし若し此外國會社出張店なる造船所が我國の軍艦製造のミを請負ふを專業とする者なれハ外國の會社より我國の人民に拂ふ所の給金ハ即ち我國の國庫より支出する者なれは蛸の共喰と同く終に我國の衰弱餓死と爲れども此造船所は獨り我國のみならず東洋艦隊及び東洋各國の軍艦商船をも製造修理するの注文を受くるに至るべき望みあり英國の如きは深く東洋に意あるを以て先を爭ふて我國に着手すべし其他佛國獨逸の如きも相競ふて之を

我國ﾆ請求すべし若し果して斯の如く彼等の中に競爭を生せバ我國は其最も利益ある者を採て之を行ふを得べし是れ唯に營業上のみならず政畧上に於て彼等ハ之を求めんと欲するなり今日佛國が東洋ハ畧に力を用ゆるは昔日の如くならざれども決して其意なきに非らす嘗て那破翁三世の帝位に在るや大に東洋政畧ﾆ力を用ひたり蓋し以爲らく佛國にして東洋に勢を張らんと欲せば先づ淸國と日本との歡心を買ひ緣故を深くせざる可らずと而して特に日本の與みすべきを知り夙に幕府に勸めて横須賀の造船所を建設せしめ若しくハ佛人に特旨を傳へ佛式の軍隊訓練を敎授せしめたるハ當時佛國の政畧上に出でたる者なりと聞けり淸國の福州に造船所を建設せしめたるも亦た佛國の勸誘に成りたりと云ふ曩きにクールベイ提督の砲擊に遭ひ粉虀微塵と爲りたるや實に奇と謂ふべし當時の人之を評して曰く佛

人ハ自ら之を建て自ら之を毀てりと佛國の東洋政畧に於けるや今昔相異なりと雖も尙ほ其の志を棄てざるなり英か佛か孰れの國が其業を我國に起すにせよ斯の如き緣故を生ずるに至れば我國と利害の關繫密着なるを以て從て國際上の利益もあるべし

論者或ハ謂ハん此事の我國に利益あるハ其說を聞くを得たりと雖も其弊害あるを如何せん外國人をして我國內に軍艦製造所を有せしめば平時に在てハ彼か禍心を增長せしめ戰時在ては我が戰畧を誤るの恐あり且つ外國人は巨万の資本を我國內に投入して專賣の利を占めんとす危險の至りなりと我輩ハ論者と正しく其反對なるを信す其危險は寧ろ彼に在て我に在らさるなり假令ひ平時彼は禍心を包藏するも一造船所本據として何事をか爲し得べきや戰時に在て彼若し我と交戰國たらんか彼は巨万の資を投して我に之を置き不動產を敵地

に孤存す其の危險ハ唯た彼に在るのみ但し若し我と交戰國たるも敵國の一個人若くは一會社に向て危害を加ふるを得ず斯の如きハ文明の戰に非らさるなり彼若し中立國たらんか我國內に在る中立國の人民及ひ財產に對して我交戰國は毫も危害を加ふるを得さるなり我國內の人民及ひ財產と雖も戰の用に供せさる者に至てハ敵國の之に危害を加ふるは不正なり況んや我國內に在る中立國の人民及ひ財產に於てを乎若し之ニ危害を加ふるあれハ則ち我國權を侵す者あれハ我國ハ之を擊ち攘ふの權あり中立國の人民ハ敵艦の內に在る者と雖も戰時の禁制品(軍器の類)を賣買そる者に非らざれは其所有物件を取押ゆるを得ず中立國の會社にして敵國の內に軍器製造所を設け敵國の軍艦を製造するハ敵國を援くるニ似たれども夙に營業上平時の契約に成り戰時の爲めに故らに設けたる者に非ざれハ戰時に臨み禁制品

を賣買すると同日の論に非ざるなり此事ハ萬國公法の問題に續するを以て別に詳論を須ゆべきも要するに公法上に於て毫も抵觸する所なし葬式請負會社は死人を當て込み軍艦製造會社ハ戰爭を當て込む者なれハ縱ひ戰爭の危險あるも平氣なり其危險ある彼に有てすら大膽なること如斯其危險なき我に有て恐怖するは卑怯の至りなり此法を利用するにハ到底條約改正の後に非されは行ハれ難し我國は天然地形勝を占め四通八達の世界要區と爲るべし其規模の極小なる日本自立造船所のみを以て世界世界各國を華主と爲し盛大なる注文を受くるは難けれども其計畫の極大なる外國會社の造船我國に設立するよ至らバ世界各國の軍艦商船ハ日本の海港に寄泊して修繕改造を依賴し艟艨蝟集桅檣林立坤輿第一の海國と爲り海軍の擴張ハ期せずして成るべき而已所謂ゆる海軍經濟の新法とハ即ち是れなり

# 第二十章　海軍の實地練習

今や世界各國海軍の勢力を以て相競ふの時に當り軍艦の備へ全からざれバ世界に對して肩幅狹きの想あり我國の海軍擴張論者ハ曰く某國ハ艦數幾百隻あり某國は噸數幾万噸あり我國の彼等ニ及ばざるや遠し宜しく幾多の軍艦を製造して以て其勢力の匹敵するに至らしむべしと特に近頃清國が俄ニ海軍ニ力を用ひ其艦隊の日本ニ來航するてを見急に競爭の念を起し海軍擴張の聲喧しきを聞けり清國には定遠鎭遠と號し七千四百卅噸の大甲鐵艦二隻及び經遠來遠と號し二千九百噸の巡航甲鐵艦二隻あり我國にハ一隻の大甲鐵艦も無く三千七百七十七噸の巡航甲鐵艦ハ唯扶桑艦の一隻あるのみ嚴島松島橋立は各四千二百七十八噸あるも巡航艦あり總噸數に於ても我國の海軍ハ清國の海軍ニも劣る所あり清國に對するも斯の如し況んや其他の勢

力ある海軍國に對するに於てを平と大に軍艦の備に欠く所あるを遺憾とす我輩も亦た論者に向て同感を表せざるに非ずと雖も軍艦の數を增すのみを以て滿足するを得ず實地の練習と相伴はざれば徒らに軍艦を增加するも無益ならん故に軍艦製造の設計は海軍實地の練習と相待て行はれざる可らず若し清國の富を以て軍艦を增加し實地に練習せば實に侮る可らざる者あり清國の海軍も實地の練習に至ては未だ幼穉なるを免れず英國の海軍大佐ラング氏の清國に聘せられて海軍教師たるや四年の間漸く練習の功を積み來りたるも清國人が尊大の氣風あるや少しく其術を學び得るに至れば教師の命に從はずして自儘の運動を爲すに由り教師も士官との間に爭を生じ終に教師を放逐せり曾て李鴻章は其間に立て斡旋の勞を執りたるも其効なく爲めに英國の感情を傷ひ教師放逐の後清國海軍の實地練習は著しき進

歩を見ずと云ふ我國海軍の實地練習に至ても亦た尙ほ幼穉なるを免れず清國は金力を以てそるならば我國は宜しく熟練を以て優る處あるべし歐洲海軍の舊國に於てすら近時製造の一万噸以上もある大甲艦を運轉するは尙ほ熟練の士官に乏しく實習に於て往々其過ちあるを免れずと聞く海軍の新國に於ては勿論なり軍艦製造の設計は海軍實地の練習と一致するを要す假令其熟練は十分にして經費に不足なきも尙ほ其設計を急にするより寧ろ緩にするを利ありとす況んや我國の如きは熟練未だ十分ならず特に經費に至ては大に不足なるをや海軍擴張は固より我國の急務なりと雖も海軍は今方さに進歩變遷の中に在り我國の如きに在て日新の氣運に後れざらんと欲せは其設計を緩にせは從て新規の發明を利用するの便あり世人は一般に各國海軍の實力を比較するに艦隻の新舊を分たず唯た其總噸數を擧るを常

とす然るに其艦數相同きも其年數相異なれば實力に於て著しき相違あり是れ十年以前の舊式と十年以後の新式とに於ては構造發明の上に於て大に相異なる所あり其實力匹敵するに足らされはなり幾年にても後に成りたる新艦はと宜しきは莫しとは專門家の所說なるか深く注意すへきの要点なり

茲に軍艦製造の沿革を略敍せんに今を距る卅年以前即ち千八百六十一二年頃迄は木製の軍艦行はれたるも此年より以後は鐵製の軍艦を造くるに至れり是れ進歩の第一期限なり今を距る僅かに十年前即ち千八百八十年の初より鋼製の軍艦を造くるに至れり是れ進歩の第二期限なり鐵製を變して鋼製と爲したるか爲めに百艦に付き十五艦の割合を以て輕くなれり其船体の重量を減したる丈は其大砲の重量を增すを得て鋼製の新艦は巨大の砲を備ふへきの便あり今より二三

十年の間ハ鋼製にて續くへきも其の後ニ至らハ一變して「アルミニチン」(俗に謂ふ所のアルミ)製となり進歩の第三期限將さに來らんとす若し果して然らハ他日鋼製の品格も今日鐵製の如く下落すへし第三期限ハ尚ホ遠きに在るも今より十數年の間には同一の鋼製にても各種の變化あるへし急に之を設計するも其設計の成るの日ハ既に其設計の陳腐に屬する者もあらん故に軍艦製造ハ今より十餘年の長きを期して之を設計するも遲しと爲さす但し老朽を補充するに足る丈ハ少くも新艦を製造し老艦を改造せさるを得す扶桑艦の如きハ他日老艦と爲るも改造すれハ尚ホ用ゆるに足れりと云ふ軍艦製造も急務なれとも更に焉よりも急務なる者ハ即ち實地練習なり歐州各國に於てハ今より六七年前大演習を始め英、佛、露の如きハ大抵毎年一回之を行へり伊太利は既に二回獨逸は既に三回に及へり日限は凡そ一週間を期

し其の間には風浪暴激の日もあり海上靜穩の時もあり氣象萬變兩軍相競ふの狀を演するに於ては實地の發明も尠からそ第一第二第三等の豫備艦隊が一號令の下に各々戰鬪の用意を爲し龍蛇雲を吐き波を蹴て海面に躍り出て砲聲水に轟き電光空を輝かし天地慘澹奮鬪決戰の狀は實戰に異ならず審判官あり以て兩軍の勝敗を評決す之が爲めに海軍士官水兵の實驗熟練を得るや最も多く以て其結果を公衆に報告す我國に於ても亦た曾て一たび之を擧行したり其經費は大なりと雖とも其利益も亦た當さに大なるべし而して未だ學術上若くは軍畧上其得る所に就き詳細の報告あるを聞かず海軍省の報告書中にれ艦隊運動の狀況を漢楚軍談の如き文体にて畧叙しあるのみ歐洲各國に於てれ之か爲めに大に費す所あるも亦た大に得る所あるを以て國會も其費を惜ますして之を支出せり米。國。に於ても亦た近頃海軍擴張の

急務なるを悟り既に今年の七月は實地大演習を行ふたり海軍尙書トラシイ氏は水師提督ウチルガア氏をして總指揮官の任に當らしめたり此實地大演習の目的は紐約克及ひ新英蘭等の海防は果して敵國外患に當るに足るや否を實驗するに在り其得る所の結果は新造軍艦の欠典を看出し防戰攻戰に於て軍艦實力の適否を試驗し又た士官をして海軍の熟練と各個の力量とを顯はさしめ水兵をして戰闘の規律と運用の巧妙とを示さしむるの好機會を與へたる者なりと謂ふべし

海軍の實地練習を爲すには臨時大演習も必要なれども常時遠洋航海を爲すは最も必要なり或は軍艦を海外に派遣して水路地理等を探究し或は其の地の氣候風土を觀察して殖民地を撰定するには遠洋航海を爲さゞる可らず本國に歸航して其詳細なる結果を公衆に報告せば平時に在つて人民が海軍の利益を享くる事少からず我國には未だ海

外に殖民地を有せざれバ人民が平時海軍の保護を受くるの必要少く從て海軍の必要を感せざれども我國の海軍が遠洋航海を爲し水路地理を探究し殖民地を撰定するが如き事を勉めバ人民は其實効に感じて其必要を知るに至るべし海外の事は扨て置き內地沿海の取締に於て獨逸船が撿疫取締規則を破りたる時さへも能く之を取り押ゆるの役務を果したる歟又た北海道の沿海にハ毎年外國より密獵船の來て膃虎を捕獲し我國の大利を奪ひ去る者あり我國の海軍は此時平時の役務に就て常に能く其任を全ふしたる歟室蘭に鎭守府を置くの曉迄にハ尙ほ夜深し責めては近洋航海でも爲すべし密獵船の二三艘を擊ち攘ふハ一隻の老艦を以て其力餘りあるべし我國の海軍は遠洋航海を爲したる事あれども比叡艦が布哇國に往きて譽められたる位の事のみ夫れ各國相互に隣交を修むべきは勿論なれども其國を建て境を

接する以上ハ時として戰の起るを期せざる可らず我國の陸軍ハ淸國內地の地理探究にハ隨分力を盡し之を明かにし居れりと聞く然れども我國の海軍ハ淸國沿海の測量にハ極めて暗く先年の朝鮮事變に我國は淸國と葛藤を生じ動もすれば兵端を啓くの勢に際し試みに出師の計を爲したるみ陸軍の戰ふべき地理ハ歷々指点するを得たるも海軍の着すべき沿岸を茫乎として指定するを得ず當時我國の海軍は倉卒の間に士官を派したりとの風說を耳にせり戰時の用意は姑く之を置くも平時の心得として頻に遠洋航海を爲し海軍の實地練習を爲すは我國海軍の急務たるべし軍艦の數ハ熟練の力と平行せざる可らず

## 第二十一章　海軍の兵制

海軍の兵制は各國相同しうらず就中英國は海軍の舊國たれば其兵制の則るべき者あり英國は海陸共に志願兵を用ゆるの制を主とし昔時

英國の海軍ハ全く民兵の組織にして一朝事あれは俄かに沿海地方の航海に習へる壯丁を雇ひ入るゝの慣例ありしか船中規律なく屢々一揆騷動の起る事ありり之を防禦する爲めに船中に陸兵を賴むに至れり是れ英國海兵の始まりなりと云ふ佛國の海軍にハ徵募兵の制を用ゐるも英國ハ尙は志願兵の制を用ひ要港に海軍兵の在るは恰も市街に火消組の在るが如く其中較々技能あり入望ある者を擇んて海兵長と爲し要港には老艦を給與して練習の用ふ供し時々海軍士官を派遣して之に海軍の術を授け訓練せしめ水雷の布設砲臺の警備等を敎へ臨時小艦を貸與して調練を爲さしめ海軍士官は各港を巡歷して撿閱を爲し以て之を奬勵するの制を設けり近頃米國に於ても亦此制を用ひ紐育府にハ先つ之を試み用んとの議ありと聞く又た英國に於ては老朽の軍艦にして海軍の練習艦にも用ひ難き者は要港に給與して學校

と爲し少年子弟をして艦内に起臥飲食せしむるに由り自然海軍の事に習ふの便あり特に父兄の手に合はさる暴行の少年子弟を艦内に寄宿せしめ感化院の如くするも最も便なるに由り教育上にも効益ありと云ふ凡そ海軍國に在ては軍艦と商船との關係最も密着にして政府と會社との間に特約を結び戰時は海軍の運送船として使用するが爲めに政府より搆造の注文を爲し其代りに平時若干の保護金を附與するの制を設け又た民間に在る汽船會社の人員をして平時に海軍を演習せしめ其労に報ゆるが爲めに若干金を給與し戰時に臨み海軍に加はりて働を爲すの制を立てり或は非職の海軍士官は民間の汽船會社に雇はれ平生航海に從事するの例も行はれり海軍士官にして富ある者は非職の間大學校に入て新規の學術を研修し其業の進む者は忽ち本官に復するを以て全額の俸給を受くるに至る然れども海軍士官に

して貧なる者は滊船會社に雇はるれば非職給の外に俸給を受け且つ熟練を失はざるを以て此業に從事する者あり斯る便法は宜しく我國にも之を採用すべし英國の人民は斯く海軍の慣習ある上にも海兵を務むるの年期長く其年期は七年なれども二期三期迄も務むる者あればは最も能く熟練す而して機關學校兵學校の如き學制も亦た最も能く整頓するを以て熟練の士官を養成するを得るなり我國海軍の學制は大抵英國に倣ふたる者なるへしと雖も其實際に至ては未だ完全せざる所多からん海軍大學校は海軍將校及ひ機關士を學生と為し其卒業生をして實地に從事修業せしむるか為めに設けり海軍省の報告に據れは明治廿三年の卒業生は廿三人にて就學生は僅かに十七人なり海軍兵學校は二十三年度の卒業生百十七人にて廿四年三月末の就學生は百九十七人なり其卒業生は直ちに實地に利用すべき者に非らず船

艦に分乘せしめて尙ほ實地練習を要する者あり海軍の兵制を完全するには學制を完全すること緊要なり服制の如きは瑣末なるに似たれとも兵制の一分なれば宜しく注意すべし日本は英國に倣ふて海軍の制を立てたれば其服制に至る迄英國海軍の服制を用ひたり日本の海軍士官にして外國に在留し饗宴に招かる時などには外國人は日本帝國の海軍士官たるを知らず其服制の相同しきを以て英國屬地の海軍士官たるべしと評し合へる者あり日本の士官は實に慚愧憤懣に堪へざる事往々之れ有りと聞く日本帝國の海軍兵制も宜しく服制に至る迄も一種の國風を持重すべし英國は海軍の舊國なれば其兵制に於て則るべき者は宜しく之を取るべしと雖も其外形を取らずして其精神を取るべし英國は古來海軍を奬勵するが爲めに種々なる制度を設けたり英國に於て皇太子は陸軍士官と爲るの制なれども第二皇子は必

らず海軍士官と爲すの制なり其他皇族にても海軍士官と爲る者あり又陸海軍の士官を昇級せしむるには皇帝誕生の佳節に於てす即ち我國に在てハ天長節に於てそるか如き者なり斯の如くする時ハ軍人を獎勵するの法と爲るへし我國に於てハ　皇太子殿下ハ陸軍士官の職に在らせらるゝの制既に行ハれたるも第二皇子を海軍士官の職に就かせ賜ふの制ハ未た定らさるなり且つ皇族方に於ても武官の職に任せらるゝハ陸軍部内に在り皇族を以て海軍將校の職に任せらるか如きも亦た是れ海軍獎勵法の一端なるん

。。。。海軍の兵制に就てハ尙ほ論すへき者多し海軍ハ陸軍と相待て其働を爲す者なれハ海軍の兵制を論するに至てハ陸軍の兵制と併せ論せさるを得さる者あり海岸砲臺の如きハ其一例なり海岸砲臺は獨逸にてハ海兵を以て之に充つるの制なれとも英國にてハ陸兵を以て之に充

て江灣の防禦水雷の布設も陸軍の役務に屬せりと云ふ是れ英國は海國なるを以て海軍の役務多く之を陸軍に分任し獨逸は陸國なるを以て陸軍の役務多く之を海軍に分任せるか爲めなりと謂ふ者あれとも必らすしも然るに非らす其慣例の然らしむる所も亦た之れあらん我國の海岸砲臺は陸軍を以て之に宛てり陸海軍孰れを以てするも唯た國防の方針一致して相悖らさるを要す各國には國防會議あり陸海の兩軍相合して能く其方針を一定す我日本國防の方針は果して能く一致し一定しある乎

## 第二十二章　我國の軍備に就て外人の意見

佛人ドヴイラアレ氏曾て一書を著し題して大日本と名け我國の軍備政治、地理、歷史、宗教、習慣、風俗、形勢等を詳論せり特に軍備意見の如きは

大に鑑むべき者あり氏は佛國の陸軍大尉たり往きに我國の聘に應じ戸山學校の教官たると茲に數閲年其間能く我國の形勢を視察し終に期滿ちて本國に歸り幾も無くして此著あり今之を抄譯して茲に載せ以て我國の軍備を論ずるの資に供す此論或は當らざる所あるも之を熟讀せば我國人をして猛省せしむるに足る者あらん

輿地圖ノ上幾多ノ嶋嶼相連テ延長シ東洋ノ面ニ在ル者之ヲ日本國ト爲ス願フニ此ノ如キ國ニシテ一朝有事ノ日ニ當リ敵兵ノ上陸ヲ防カンカ爲ニ内地到ル處ニ豫メ之カ備ヲ爲サントスルハ識見ナキモノト謂フ可シ

余ハ熟々日本政府ノ爲ス所ヲ察スルニ偏ニ日本ノ本地ニ就テ守ヲ嚴ニスルニ汲々タルモ沿海要衝ノ諸島ニ關シ實ニ効力アル手段ヲ以テ之ヲ防衛スルカ如キハ絶テ其意中ニタモ有セサルモノヽ如シ日本ハ

國旗ハ諸島各地ニ翩翻タリ無事ノ日ニ在リテハ外患ヲ防クニ足ルノ觀アリト雖トモ若シ一朝戰ヲ交ユルアラハ沿海要衝ノ諸島ハ强大ナル海軍ヲ有スル敵國ノ占領ニ歸スヘシ乃チ敵軍ハ其欲スル所ヲ擇ンテ之ニ據リ且ツ其必要ノアラン限リハ永ク茲ニ留マルヿ疑ナシ而シテ方ニ養成ヲ期スル所ノ日本地方民兵ノ如キハ之ニ抵抗ヲ試ミルモ斷シテ效力アルヲ見サルナリ日本ノ本土ニ關シテハ政府ノ之ヲ憂慮スル諸島ノ比ニ非ス因リテ其計畫スル所ノ防禦策ニ至リテモ亦タ稍々完全セリト謂フ可シ

今茲に余をして日本本地防禦の案を立てしむれは如何ん試みに之を論すへし

夫れ日本れ三大島嶼を以て成れり曰く本土曰く九州曰く四國而して此三大島嶼を離隔するものは内海即ち是なり此三大嶋嶼中外洋に面

する海岸に於て敵兵の上陸を防遏せんとするは到底爲し得可からさる事たり顧ふに海岸到る處に堡壘を築くは徒らに經費多くして其効益あるを知らさるなり實に敵兵の內地に據るを防禦するの方策は舊來の道路を改良し及ひ新道を開鑿し且つ四時通行し得べくして便益なる道路並に鐵道を以て山嶽層疊の內地を繞圍するに在るなり
國防上最も重大の關係を有する者は鐵道即ち是なりとす故に全國中殆んど縱橫に鐵道を敷設せんとせば先づ日本海に面する部分と太平洋に面する部分を南北に貫通して軍隊に迅速なる運動を得せしめ更に又た此兩部分の鐵道を縱橫連結して以て東西の交通を迅速ならしむる方案を採る可きなり日本の國土れ此の方案を執行するに甚だ適當なる地勢なりとす故に此の法にして既に實行せらるゝを得ば敵軍上陸の報に接するに當り之に勝る所の兵員を迅速に敵軍襲來の地に

發するを得へきなり斯の如くせば敵を防ぐと難きに非らず何となれば來撃者れ如何なる强國たりと雖とも其の送くる所の兵員は凡ろ三萬に過ぎざれはなり

國防の問題たる特に本土のみとせば極めて單簡なる解釋にして足るべしと雖とも之に加ふるに九州及四國の防禦策を以てするときは其問題稍々綜錯するを免かれず本土九州並に四國を包括して之れ防禦の策を講せんと欲せは本土及九州四國の交通をして常に容易ならしめ且つ其力の及ふ限りは敵軍をして內海に侵入せしめざるの方案を定めざる可らず

從來日本に於て招聘したる歐洲の武官れ國防に關し屢々攻究する所有り因て以て其考案を確定せしと雖とも政府は未た曾つて斷然として之を採用するに至らざりき日本內海は地勢自から畵然として幾多

の江灣の爲めに區分せられ又四個の海峽に由りて日本周圍の外洋に通そ乃ち四個の海峽とは

第一　本土及淡路間……和泉海峽
第二　淡路及四國間……鳴門海峽
第三　本土及九州間……下之關海峽
第四　四國及九州間……豊後海峽

以上の諸海峽にして各々之を閉鎖するに能く其功を奏するを得は顧ふに日本本地に關する國防問題は解釋を得たるものと謂ふ可きなり和泉海峽は稍々廣濶なりと雖とも其間た二個の嶋嶼有りて之を三分するを以て單箇なる堡壘を建築し水雷を布設せは甚た能く防禦するを得へきなり

鳴門海峽は甚た狹隘なるのみならそ盤渦海面に横り激湍其間に存す

る有り巨大の敵艦は能く之を通過するも若し海峡の岸に二三の堡壘を築かは全く之か通過を防遏し能はざるも亦た之をして危險に瀕せしむるを得べきなり

下之關海峽も亦た狹隘にして防禦の方法容易なりとす然れとも九州本土間の交通をして安全ならしめんには本土の北方、九州の南方並に下之關海峽を殆んと硬塞する幾嶋(彥嶋)?の西方に設堡營の如き要塞を置て海峽を包括するの方案を執るへきなり顧ふに九州及四國に介在せる豐後海峽は防禦上地勢甚た惡しきを以て特に下の關海峽は守備を嚴密にするの必要あるなり

豐後海峽は幅員頗る廣濶にして實際防禦の道有るなとなし此門口よりすれは艦船の內海に侵入するは蓋し難きに非るなり昔し長州藩が下之關に於て外國艦船を襲擊せしに因り一千八百六十四年同盟艦隊

相ひ率ひて報復せんが爲め內海に進入せしは正に此海峽に由りしなり夫れ此海峽の防禦し難き此の如くなるを以て一面は下之關海峽に於ける守備の方法を嚴にせさる可らす又一面は周防灘、及伊豫灘、の海上に敵艦の進航を遮斷するか爲めに東方に於て本土及四國間に防禦線を撰定せさる可からす四國の四方地勢膨張して內海の幅員著しく今治の北方に於て狹縮し且つ是近海の嶋嶼は點々碁布するを以て余れ此地方の防禦に關し當局者の注意を促したり嘗つて瀨戸內を航行するに當り二個の嶋嶼の要害に當るを發見したり即ち小嶋、博多嶋及大嶋是なり此等小嶋と其他の嶋嶼の間は幅員極めて狹隘なるに因り此三嶋に砲臺及要塞を築かは內海を防禦する頗る便宜なるに至らん以上述ふる所に據れは內海防禦の問題は稍々幸なる解釋を得たりと謂ふ可し但た施行上に於ける瑣末の困難及作戰上に關する種々なる

機變の如きは本論の關する所に非るなり

抑も本土四國間の交通は和泉海峡、鳴門海峡及ひ今治の北方に海嶋の天險あるか爲に容易にして且つ安固なりと謂ふ可し而して本土九州間の交通は下之關の設堡營あるに因り亦た以て安固なり然れとも四國九州間に當る幾多の航路は之を恃む能はさるなり故に今日に當り西方本土の線路を擴くるは避く可らさるの急務たり是れ此線路は九州四國に延長す可きを以てなり

余は以爲く以上論する所の如きは概説にして今日遍ねく衆人の慮る所なり又當さに衆人の慮るへき所なり是に因りて之を觀れは蓋し日本を防禦するは固より移動防禦を執るならん然れとも帝國中限り有る要害の地に砲臺を築き以て敵の來襲に備ふるも亦た緊要の事たるなり而して其要害の地は左の如し

○本土中に在りては

東京　全國の首府にして軍需、武器、砲廠及ひ政府國財等皆な玆よ輻湊す而して其防禦の方案は警戒なき者の如し

○大坂及其砲廠神戸及其船渠

○九州に在りては

長崎の如く樞要繁榮なる幾個の都邑

現時東京灣口は觀音崎砲臺と之を去る七幾米(キロメエトル)(一幾米は我九丁十間に當る)の富津砲臺ありて以て之を防禦せり若し一朝戰の起るに當り此二砲臺に據り交叉して發砲すれは防禦を成し得へしと云はゝ或ハ然らん然れとも余は案するに此二砲臺の効用は剛勇なる敵に遇はゝ恐くは其効なきに至らん

一千八百五十四年東京灣內の淺灘に於て幾個の砲臺を築きたれとも

今日は其効用なく既に之か兵備を撤せり
東京灣口の砲臺は現時日本隨一の構造にして近世の學理に基ひて之を築けり然れども敵艦を防禦するの効力あるは余の窃かに惑ふ所なり願ふに大阪、神戸、及内海に砲臺を築くは當今の急務たりと雖ども日本政府は幾多の設計に遲疑し海岸防禦の爲めに國民の獻金れ許多ありと雖ども優柔不斷尙ほ國中防禦なきの慘情に沈淪せり
余が日本の國防を論ずるに於て砲臺を論ずるは略ぼ前の如し茲に軍艦に就て聊か之を論ずべし
日本の海岸に軍艦の錨地を設くる事是なり錨地とは日本の軍艦が時宜に因り錨を投じて玆に寄泊して避難所となし又は機に乘じて敵艦を襲ふの備を爲すべき港灣を謂ふなり
北方本土の東方海岸に在りて鳥羽港は自然の地勢に於て最良の錨地

たるとを知るべし錨地を撰定するは本土の中央に於て殊に重大の事なりとす日本の海軍は三艦隊に區別せらるゝも其軍資の許す限りは四艦隊に區別せらるゝならん第一艦隊は横須賀に鎮守して東京の近海を巡航し第二艦隊は呉港に據りて內海を巡航し第三艦隊は佐世保港に在りて對嶋海峽及ひ其南部を防禦するならん而して第四艦隊れ室蘭に據て北海を扼すへし此の如なれれ艦隊の運動をして堅固ならしむるの大利あるなり

余は頗ふる實着の研究を爲し一千八百八十六年に當り幾個形勝の地に就て其價値あるとを世に知らしめたり之を例せは伊豆半島の據點たる江之村灣(江之浦)及ひ伊豆灣若くは尾張灣是れなり顧ふに此灣口は能く防禦を爲し得るなり其他大和半嶋の海岸に在りては濱嶋、尾鷲及其正南に面する大嶋是なり而して大嶋は第一位の錨地なり九州に

在てハ鹿兒嶋及長崎是れなり中央本土の西方海岸に在りては宮津又は敦賀とす就中宮津は最好の錨地なり其他能登半嶋に於ける七尾是れなり箱館灣も亦た多少防禦の備を爲さゞる可らす若し一朝戰の起るあらは其近傍の嶋嶼は之を措きて偏に此府を戒嚴すへし是れ盖し難きに非らざるべし箱館は現今砲臺ありて側面より之を防衛せるも既に頽廢して用を成さず室蘭はボルカン灣の北方灣口に在りて實に好位置なり

以上論し來りたる海防の方策は陸地縱橫の鉄道線路に據るに非れは決して其効あらざるなり故に余は茲に鉄道問題に論及すへし特に軍事上より觀察を下し將來敷設せんとする鉄道線路一帶の方向は當さに如何すへき乎請ふ試に之を論せん

### 北方本土の線路

○第一等線路

東京より宇都宮、白河、福嶋、仙台、盛岡、野邊地を經て青森に至る(奥州街道)

○第二等線路

(第一)陸中の山田宮古より[タイト](田老？臺村？)を經て盛岡に至る

(第二)盛岡より秋田に至るに直ちに角館を經は頗る大工事を要す因て寧ろ黒澤尻に至り仙台線路を利用し是より其の新に開通せる道路に沿ひ御物川よりして秋田に至るに若かす

(第三)白河より勢至堂峠、若松、及津川を經て新潟に至る

中央本土の線路

第一等線路

(第一)東京より京都及大坂に至るに中山道よりすれは浦和、高崎、碓氷峠を過き次て南方に赴き諏訪、及岐阜の木曾川、長濱を經て京都に達

す

(第二) 東京より京都に至るに東海道に由れは神奈川、小田原靜岡、名古屋を經て京都に達す

○第二等線路

(第一) 碓氷峠より新潟に至るは中山道小諸に折れ而して長野、直江津を過く

(第二) 半田港より名古屋、岐阜、敦賀に至るは東海道線路より中山道線路に合し太平海より日本海に合するなり

(第三) 敦賀より北方に赴き福井、金澤富山に達す

西方本土の線路

○第一等大線路

大坂より下之關に至るには本土の南方海岸に由る而して其線路は兩

條に分派せざる可らす乃ち一れ大坂より備後の三原に至り此より海岸に沿ふて別に險隘を過くるとなくして下之關に達す又た一は三原より下之關に至るには敵艦の內海に侵入し此の沿岸を砲擊するの危難を避けんか爲に沿岸と離隔し內地に線路を敷設すへし此の線路は三原、廣嶋、山口を經て下之關に達すへし

○第二等線路

(第一) 京都より丹波の園部を過き宮津に至る

(第二) 京都より敦賀に至る

四國線路

(第一) 第一等線路は縱直に東方德嶋より西方に走き松山に至る

(第二) 第二等線路は此據點よりして北方は高松に南方は高知に赴く

九州線路

（第一）第一等線路は九州の北方より南方に赴く即ち小倉より鹿兒嶋に赴く此の間たゐまき未詳熊本、八代、人吉を過ぐ

（第二）第二等線路は前線路より曲折して北方は福岡に西方は佐賀、佐世保、及長崎に東方は大分宮崎に赴くべし

右に記す所の外にも鐵道線路は全國に布設すへし之を除き軍備必要の鐵道線路のみにても其大業たると知る可きなり顧ふに此の線路は多く險阻の地に敷設せざる可らす果して然らは幾多の時日と金員を要するや必せり殊に缺乏を告くる所のものは金員なり民間會社は政府の保護を享くるも單に營利の目途なるを以て二三線路の敷設を企圖するに甚た遲緩なる可し日本が一千八百八十七年以來鐵道工事に鋭意熱心なるは事實なれども未だ完全なる線路は有らざるなり本土の北方及中央線路は驗按充分ならず又た全體計畫の整頓せざるも之

を確定せずして其工事に着手し尚ほ之を繼續するの傾きあり一千八百八十七年に於ては終に中山道線路の工事を不意に中止せり

現時日本に於ける既設及び未設の鐵道線路は左の如し

（第一）東京青森間にして仙台、宇都宮白河を經過し水戸に支線を布設す

（第二）東京碓氷峠麓間（中仙道線路）にして此の間だ高崎より分れて前橋に至る

（第三）東京橫濱間にして日本全國中に於て初めて敷設せし線路あり蓋し爾後、小田原（東海道線路）に延長し一千八百九十年に先ちて京都に達するならん（此著書は東海鐵道敷設の前に係る故に斯言あり

（第四）岐阜長濱間（中山道線路）

（第五）長濱、敦賀間

（第六）　岐阜、名古屋、半田間

（第七）　京都、津の間にして中山道線路に合する者

（第八）　京都、大阪、神戶、姬路間

（第九）　大阪、堺間

（第十）　長崎、佐世保間

右の諸線路ハ橫濱東京間の支線を除き貫通して一道とならん而して尙は軍事上未だ何の効用をも爲し能はざるならん何を以て然るか晉に線路の幅員狹隘なるのみならず且つ軍事運輸に適當せる資料を欠之すればなり

是より日本國防の準備に關し其現狀を左に說くべし

日本國內に於ては一朝有事の際、敵に對して攻擊又は防禦するに足るの鐵道も無く道路も無し其海岸に接近せる帝國要害の諸嶋は容易く

敵の爲めに砲撃せられ又は占領せらるゝを得るなり
日本は横須賀を除きて軍港たる者なし
日本は尙ほ錨地なし
帝國の各地相互に安全の交通無きなり
加之海軍の組織も亦た未た完全ならず鞏固ならざるなり
其國の內情此の如くなるを以て他年日本は四通八達の地となり而して强力なる海軍を有する邦國ありて日本帝國二三要衝の地又は其領屬たる何れの嶋嶼を占領せんと欲するも容易すく其意の如くなるを得へし若し日本は外國と戰を交へ敵軍四方に迫り啻に要衝の諸嶋を占領するのみならす尙ほ又た內地に侵入せれ日本の困難は非常にして其殊に甚しきものは海上交通線路の完全ならざると運漕手段の欠乏する卽ち是なり是の時に當り日本國民は困難の極に迫りて外人を

追擾するの念を生し決死報國の志を起すに至るならん歟帝國中要衝の地にして最も破り易きの地或は事宜に因り嚴に第一擊を試む可きの地を點撿せは先つ首府東京に在るべし東京は中央集權に因りて全國中首善の要區なり故に其の攻擊す可きは茲に在るなり夫れ此府れ帝國の首都にして防禦の軍備なきも一旦之を陥れは全國を破りたるに均き功あり

東京は海上及陸上よりして容易に攻擊を加ふるを得るなり今ま其所以を講說せん

海上　吾人既に言へり觀音崎砲臺と富津砲臺との間た其距離は七幾米あり而して觀音崎の海岸は暗礁多しと雖とも其砲臺の位地頗る高きに過くるを以て敵艦の海岸を去る百米突以下の所を過くるに當りては之を砲擊する能はざるべし水雷の布設は敵艦に幾多の困難を感

せしむるも之を排除するは蓋し難きにあらざるなら ん

陸上　全く海に面せる横須賀及觀音崎の防禦線を迂廻し若くは之を陷れんとするに當ては横須賀半島三浦郡の南方に當れる鎌倉に上陸するの方策を執らは多少其目的を達するを得るなら ん

顧ふに吾人か指示せし此兩策を湊合せは首府は殆んと正に敵軍の掌中に在る者なり大坂も亦た敵の爲に容易すく略取せられ其砲廠も破壞せらるゝなり而して敵は難なく京都を占領して之に據らは帝國は蓋し兩斷せらるゝに至らん因りて帝國の各地は海上に由るに非れは互に交通するを得さらんとす

形勢此の如くなるを以て日本政府は其海軍をして强大ならしめんか爲めに人民の頻りに反對を試み窮困を訴ふる有るも之を顧みす斷乎として新税を徵し新債を起すの議を固守せるは毫も怪むに足らざる

なり而して政府の此の考案に於て尚ほ一考を費す可きものあり乃ち啻に強大なる軍艦を有するのみならず尚ほ之を指揮するの軍人を養ふべし又た外交上に於て獨り外國に對して好意のみ求む可きに非ず時に機變の行爲に出づ可き事是なり尚ほ終りに臨んて一言せん夫れ外人が日本の內地に進入して戰を作すは其効を奏せさる可と雖とも一時又は永遠に帝國の領屬たる樞要の嶋地を占領せんとするの企圖は或は容易に成就するを得るならん日本人は強國の攻擊を蒙るに當り痛く之に抵抗するを得ざるなり且つ其の一旦失ひたるの地を回復するは亦た難事なるべし假令ひ日本は決して外交上に著大なる勢力を有せざるも此國の歡心を失ふは甚た得策に非さること明瞭なり然れとも時宜に因り視て以て利益ありと爲せは其防禦の備なきに乘して此の幸福なる邦土を一時にもせよ占領せざるは愚と謂ふ可し

夫れ斯の如く外人の我國を觀るや實に切齒扼腕に堪へさる者あり苟くも愛國の志氣ある日本男兒は甘んして此評を受くる者なしと雖も到底我國の軍備完全せざれは未た外人の侮を防くに足らざるなり

## 第二十三章　英國の陸海軍

英國陸軍の起原は往古未開の時代より海岸を防禦せんか爲めに六萬人餘の武士あり每年四十日間王室に勤務し若し其任に堪る能はさる者は相當の償金を納めしめ一朝事あるの際には此六萬人を徵集し別に王室の費を要せす防禦の任に當らしむるの制たり當時の軍制は未た整頓せず內亂の起るあるも多くは四十日間を經すして鎮定せり若し戰爭絕へさる時は民兵を徵集し王室より其費を給しフランタヂネット朝の時代に及ひ初めて外戰を開き尋て兵隊を訓練するの必要を見るに至れり一千百五十九年顯查第二世王はテウローズ伯爵と戰を開

き軍費として二百七十萬磅の税を課し爾來練習の兵を備へ置くの制を立てたれども第二世查理王の世に及て之を廢止せり常備兵は倫敦塔ドヲヴアー城及び蘇格蘭境界に於て守衛を勤め練習を事とせり火藥の發明ありて以來全く兵制一變し英國常備兵は一千六百六十年查理第二世の世に當り騎兵一大隊步兵一大隊を以て之を編制し其他外國より五千人の兵卒を雇へり又た一千六百八十五年第二世惹莫斯王は國會の協賛を經ず專斷を以て更に三萬人の兵卒を增加し其費に供するに他の名義を濫用せり一千六百九十年國會は權利法典を制定し英國政府は國會の協賛を經ずして平和の時に於て常備兵を置くを許るさず爾來今日に至る迄軍隊の數及其經費の額は各款項に就て每年國會の協賛を經ることと爲れり陸軍大臣は陸軍の豫算を衆議院に提出し協賛を經る者とす國會は陸軍の經理を監督せんか爲めに每年開院

の始めに於て陸軍議案を議決し陸軍經理條例を制定し陸軍令を定むるの大權を王室に歸す陸軍の統御は帝王の大權なれとも其經理は陸軍大臣に於て之を任す

英國の陸軍は實地の戰爭に依て兵數を增減する者なりと雖とも當時の定數は左の如し

大聯隊七　大砲隊一　騎兵大隊一　野戰大隊三

土工兵隊一　砲兵隊一

一千八百七十年に於て陸軍は六萬人以下と定めり

新兵は金凡五圓及衣服一具を給す

歩兵へ日給凡貳拾五錢を給す

歩兵は各自の出費の外に每日凡十錢を餘し之を貯蓄せしむ一千八百七十六年四月一日新法を制定し

兵卒一人に付毎日十錢宛を給金より引去り退役の節其全額を給與する者とす新兵は七個年を以て一期とし其内五個年を豫備兵役とせしが後ち之を改革して八個年と爲し其内四年を豫備役と爲せり英國の豫備兵の數は五萬五千二百人にして民兵豫備兵の數は三萬人たり當時英國の兵數は十萬に足らずと雖とも現今英國の兵數は常備軍のみにても此倍數に達せり

一千八百九十一年英國の陸軍は左の如し

内地及殖民地兵數　一四三、五三三人

第一豫備兵　六二、五〇〇人

第二豫備兵　一、四八〇人

民兵　一四一、三九三人

義勇兵　二六〇、六二七人

百七十

| | |
|---|---|
| 騎兵 | 一四、〇八六人 |
| 合計 内地及殖民地 | 六二三、六一九人 |
| 印土常備兵 | 七二、四二九人 |
| 合計 | 六九六、〇四八人 |

一千八百九十年の國會に於て衆議院に提出したる常備兵數は

| | |
|---|---|
| 上士官 | 七、四七五人 |
| 中士官 | 九九九人 |
| 下士官 | 一五、九五八人 |
| 鼓手及喇叭手 | 三、六七〇人 |
| 兵卒 | 一二五、三八一人 |
| 合計 | 一五三、四八三人 |

前年より増加せし數　一、二〇一人

陸軍編制の員數は左の如し

| 陸軍士官兵員 | 士官 | 下士官及鼓手 | 兵士 |
|---|---|---|---|
| 將官及屬官 | 三二二人 | 二七四人 | 三人 |
| 陸軍會計官 | 二〇九人 | 四四一人 | |
| 軍僧 | 八六人 | | |
| 藥局員 | 六二一人 | | |
| 獸醫 | 六七人 | 六 | 一 |
| 合計 | 一三〇五人 | 七三四 | 四 |

| 軍隊 | 士官 | 下士官 | 兵士 |
|---|---|---|---|
| 騎兵 | 五五五人 | 一、三七八人 | 一一、四八一人 |
| 近衛馬砲兵 | 七一人 | 一四六人 | 一、六九五人 |
| 近衛砲兵 | 七七四人 | 一、六六二人 | 一八、六三七人 |
| 近衛機關士 | 五七六人 | 一、一二八人 | 五、二九九人 |
| 近衛步兵 | 二、七八九人 | 六、七三九人 | 七八、三〇六人 |
| 殖民兵 | 一七六人 | 三五五人 | 四、六九九人 |
| 分遣隊 | 一四六人 | 八三〇人 | 二、五八九人 |
| 陸軍役兵 | 二三五人 | 八二七人 | 二、五四〇人 |
| 合計 | 五、三二二 | 一二、九六五 | 一二五、二四六人 |

| 騎兵民兵及義勇兵 | 士官 | 下士官 | 兵士 |
| --- | --- | --- | --- |
| | 六二七人 | 六、四四三人 | 一〇 |

| 各種學校 | 士官 | 下士官 | 兵士 |
| --- | --- | --- | --- |
| 砲兵學校 | 二六人 | 八四人 | 八一〇人 |
| 陸軍大學校 | 一八人 | 二二人 | 五人 |
| 陸軍兵學校 | 二八人 | 二四人 | 一八人 |
| 附屬兵學校 | 六人 | 三人 | 一人 |
| 士官學校 | 一四人 | 一八七人 | |
| 其他の學校 | 一一九人 | 一六五人 | 一六人 |
| 合計 | 二三一人 | 四八五人 | 一二一人 |

| 前記統計 | 士官 | 下士官 | 兵士 |
|---|---|---|---|
| 士官及屬官 | 一、三〇五人 | 七三人 | 四人 |
| 軍隊 | 五、三二二人 | 一二、九六五人 | 一二五、二四六人 |
| 民兵及義勇兵 | 六二七人 | 六、四四三人 | 一〇人 |
| 各種學校 | 二三一人 | 四八五人 | 一二人 |
| 常備軍大合計 | 七、四七五 | 二〇、六二七人 | 一二五、三八一人 |
| | 三口合 | 一五三、四八三人 | |

一千八百九十年調軍馬數　一四四三二匹

野砲ノ數　二八二

内陸軍費内譯（以下千八百八十九年調査）

| 費目 | 金額 |
| --- | --- |
| 第一常備軍費 | |
| 將官士官軍隊經費 | 四、九七七、〇〇〇圓 |
| 軍備局費 | 五八、三〇〇 |
| 陸軍獄舍費 | 三二、四〇〇 |
| 藥局費 | 三〇四、九〇〇 |
| 第二豫備軍費 | |
| 民兵費 | 五五五、〇〇〇圓 |
| 騎兵費 | 七六、〇〇〇 |
| 義勇兵費 | 七二〇、七〇〇 |
| 年金及豫備兵費 | 四四二、二〇〇 |
| 第三輜重兵費 | |
| 運送費 | 六五二、〇〇〇圓 |

| | |
|---|---|
| 糧食飼草薪等 | 二、五〇九、〇〇〇 |
| 被服費 | 八四五、六〇〇 |
| 軍需費 | 一、四一〇、〇〇〇 |
| 第四土木建築費 | 六四三、三〇〇磅 |
| 第五諸務費 | |
| 陸軍敎育費 | 一一九、八〇〇磅 |
| 庶務 | 六八、六〇〇 |
| 軍務局 | 二五七、九〇〇 |
| 實効費合計 | 一三、六七二、七〇〇 |
| 第六無効費 | |
| 恩給 | 一七五、二〇〇磅 |
| 半給 | 七四、四〇〇 |

| | |
|---|---|
| 非職給 | 一、一九六、二〇〇 |
| 寡婦救助金 | 一二六、七〇〇 |
| 負傷年金 | 一四、七〇〇 |
| 在內者年金 | 三一、〇〇〇 |
| 在外者年金 | 一、三四三、九〇〇 |
| 養老衰金 | 一七八、三〇〇 |
| 民兵及義勇隊 | 四四、九〇〇 |
| 無効費合計 | 三、〇二七、六〇〇 |

前記統計

| | |
|---|---|
| 實効軍費 | 一三、六七二、七〇〇 |
| 無効軍費 | 三、〇二七、六〇〇 |

合計　一六、七〇〇、三〇〇　百七十八

茲に英國海軍の起源及沿革を案ずるに古代英國が羅馬の屬國たりし時は羅馬の軍艦を海岸に備へ置きたるも英國が羅馬の覊絆を脱するに至り撤遜人れ自ら海軍を指揮し第一世維廉王は一千三十五年初めて海軍を擴張せり一千四百八十五年迄は英國の海軍れ有事の時に臨み徵集するの例ありしも同年第七世顯查王れ常備海軍の制を興し當時巨大の軍艦グレート、ハリー號を造れり第八世顯理王も亦た其遺業を繼き海軍擴張に力を盡し初めて海軍省を設け「ウールウイチ」「ポーツマウス」及「デットホールド」の三處に造船所を置きイリザベス女帝も亦同しく海軍に意を注き次て第一世查理王其他閣龍空等皆海軍に力を用ひ第二世查理王の世に至て海軍を衰微せしむるの傾向ありしと雖とも第一世惹莫斯王れ海軍の衰微を挽回するに至れり一千五百四十八

年維廉王は七千の大砲を備へ四萬二千人の海兵を養ひ更に造船所を設けたり

安揑女帝も亦た益々海軍を擴張し軍艦百九十八隻と之に備ふる大砲一萬六百門を鑄造せり一千七百七年英國の議院は國權を維持し國力を伸張せんか爲めに安揑女帝陛下に上奏して曰く「英國の光榮を放ち安全を保ち富强を致さんと欲せは通商を奬勵し海軍を擴張し以て其全備を成すに在り願くは陛下常に海軍に叡慮を盡し賜はらんことを云々」

一千七百六十年第三世慈爾日王は大に海軍を擴張し一千八百十年に至り海軍兵員は一萬四千人の多きを致し一千八百五十二年には海軍費三千二百五十萬弗の多きに達し以て漸く今日の盛大を致せり

## 第二十四章　英國陸海軍費沿革摘要

英國陸海軍の起原及ひ沿革は畧ほ前に記したるが如し茲に英國陸海軍費の沿革に就き其要を摘載す古代の軍費は國庫出納の法定らさるを以て確實なる調査を爲す能はされは一千七百年來今日に至る迄殆んと二百年間の沿革を畧叙すべし之を一覧せは以て英國が海外との交渉愈よ繁なるに從て軍費の増加愈よ多きを致したるの勢を審かにするに足らん

千七百年英國に於て平和の時なり千六百八十八年の革命以後最も軍費の少かりし年に於ては陸軍兵員一萬二千七百八にして經費四十三萬三千磅海軍兵員七千七百五十八人にして經費八十一萬九千磅合計百二十五萬二千磅なり

千七百八十三年ピット内閣の時代に於ては陸軍兵員十二萬四千人にして經費六百七十五萬磅海軍兵員六百六千八にして經費七百五十萬

磅、合計千四百二十五萬磅なり千七百九十二年にハ減じて陸軍兵員三萬九千人にして經費二百二十四萬六千磅愛蘭陸軍一萬五千五百人にして經費六十一萬四千磅海軍兵員一萬七千人にして經費三百三十三萬磅合計六百二十萬磅なり千七百九十三年に至りては佛國の民權黨が佛王を弑したるよりして英國と佛國との間に戰起り軍費俄かに增加し陸軍兵員十五萬七千人にして海軍兵員五萬九千人合計八百七十五萬磅に增せり爾來(平和の條約をなしたる千八百二年を除きては)奈破翁との戰頻りにして其終に至るまでは海軍兵士の數、十萬に下らず千八百十年、十二年、十二年の如きは十四萬五千人の多きに至れり、陸軍兵員は千八百二年の外は二十萬乃至三十萬にして千八百十四年の如きは殆んど三十八萬人の多きに至れり、最も軍費の多きは千八百十三年にして陸軍經費五千萬磅

にして海軍經費、二千二百五十萬磅なり之に加ふるに東印度會社へ軍用金として與へたるもの二百萬磅あり合計七千四百萬磅の軍費にして一切の國費を合すれば一億一千一百萬の巨額に上れり、千八百十八年には彼の長戰全く終り陸軍兵員十萬人にして經費九百萬磅海軍兵員二萬人にして經費六百七十五萬磅合計千五百七十五萬磅に減じ、爾來平和にして軍費漸くに減じ千八百二十二年には陸軍經費八百七十萬磅にして海軍經費五百二十萬磅合計千四百萬磅に減せり、爾後一兩年の間は陸海軍費合計千六百萬磅以上に達せり

千八百三十年には復た千四百萬磅に下れり、蓋し此年に至つて國會は「陸海軍の兵數は眞に英國の平和と安全とに必須なるの數に超ゆ可らず」と議決したるを以てなり、夫より千八百三十五年には一切の國費(特別の軍費は除て)四千八百卅五萬の內、軍費千百六十萬磅に下れり是れ

千七百九十三年以來の最低額なり而して千八百二十年とクリミヤ戰爭(千八百五十四年)の間には陸軍の兵數八萬人より十二萬人の間を上下し海軍の兵數二萬四千人より四萬三千人の間に出入せり

千八百三十五年即ち十九世紀中英國にて國費の最も少なかりし年に於ては

陸軍經費七百五十萬磅にして海軍經費四百萬磅合計千百五十萬磅なり

千八百四十二年には一切の國費五千三百七十五萬磅の中陸軍經費八百二十萬磅にして海軍經費六百六十四萬磅合計千五百萬磅に上れり夫より二年間は此儘なり

千八百四十六年に至り一切の國費五千五百四十五萬磅の中陸軍經費九百萬磅にして海軍經費七百八十萬磅合計千六百八十六萬磅に達せ

り、蓋し千八百四十五年及び千八百四十六年には蒸滊軍艦を創造するが爲に大に海軍に於る費用を增さゞるを得ざるに至りしなり千八百四十七年には佛王路易非立遁走し佛國復た亂れて共和政治となりたるより、一切の國費五千七百十三萬磅の中陸軍經費千五百十萬磅にして海軍經費八百萬磅合計二千八百五十萬磅なり夫より每年減少し千八百五十一年には一切の國費五千三百七十五萬磅の中陸海軍費は千四百五十八萬磅に下りしが同年の中に再び增加し來り翌千八百五十二年には尙ほ一層增加し而して千八百五十三年には一切の國費五千五百五十三萬磅の中軍費千六百万磅に上れり蓋し其增加額の中五十萬磅餘は新民兵費にして他は外交上の爲めに備へたる者なり以上の軍費中、非常臨時費は之を除く千八百五十四年にはクリミヤ戰爭の起りたるを以て陸海軍費の豫算前年度よりも殆んど四百萬圓增加

せり即ち陸軍は經費前年には九百三十万磅の處本年には千百九十万磅に增加し海軍經費は前年七百万磅の處本年には八百三十万磅に增加し且つ二萬五千の兵を東方に送るが爲めに一百二十五万磅の公債を起すの議ありしも出納大臣は之れが爲めに公債を起すに足らすとし所得稅其他の租稅の增加を以て之を塡充せんとせり然るに同年又更に戰爭の爲めに增費を要し八十八万磅の公債を起すの外陸軍費(民兵を包含す)百四十四万磅、海軍費百五十五万磅合計六百八十七万磅を要し是れも亦課稅に由りて支給せらるゝことゝなりぬ

千八百五十六年には戰爭止み平和に復したりと雖ども瘡痍尚ほ癒へす海陸軍費合して三千七百二十五萬圓を要せり而してクリミヤ戰爭の止むや幾くもなく波斯の戰爭、印度の謀叛、支那の遠征等相繼で起りし爲め翌年も亦之を減するの餘地なかりき而して海軍に關しては外

交政略の問題を不問に措くも近頃造船及び大砲に變化ありて之を改造するの費用巨額を要することゝなれり帆船より滊船に遷り小砲より大砲に遷り木造艦に代ふるに甲鐵艦を以てするに(千八百五十九年には甲鐵艦二艘を造る爲め特に二十五萬磅を支出せり)至りたるよりは英國は一時其費に堪へす海權を失ふに及べり、從來の如く木造艦風帆船の多數にては英國復た其地位を保つ能はす海軍は茲に再び他の諸大國と平等なるの地に下りたれは大に力を盡し財を投して以て其海權を恢復せざるを得す加之千八百五十八年に於て特命せられたる海軍取調委員等は英國の海軍は時勢の必要に適せす其の實際役に立つへき軍艦の數は佛國よりも少なしと報告せり是に於てか遂に海軍費を増すの已む可らざるに及べり、且つ歐洲政治上の關係を外にして英國の負擔は益々重く殖民領地の増加は兵營と軍艦の必要を生し、通

商賀易の發達は海上の警察と保護の必要を生し陸軍に於ては兵士を増し海軍に於ては船艦を增すとを必要とするに至れり

甲鉄艦の製造は千八百五十八年に於て佛國が四艘を作りたるに始まりしが英國は漸く翌五十九年に至て之を始めたり同年保守黨政府に於て其二艘を造り尋て又た自由黨政府にて二艘を作り更に千八百六十年に於て二艘を作れり千八百六十一年に於て佛國が頻りに甲鉄艦の製造に鋭意せるより英國の官民は大に驚きて一層奮發の心を生し其結果同年中に五艘の大木造船を甲鉄艦に改造し猶ほ他に六艘の甲鉄艦を製せりクリミヤ戰爭前には海軍の人數平均三萬人程なりしがクリミヤ戰爭の時には其數七萬に達し千八百五十八年には再び六萬に下り翌五十九年には又七萬一千八人に上れり而して其翌年には尙ほ進んで八萬四千八人に增せり此れより數年間漸次減少せしがクリミヤ

戰爭以前よりは陸軍人と同じく多きを加へたり且つ千八百五十九年國防委員の建議に基き海軍豫備兵の良法を採用したり千八百六十一年には英國は强大なる甲鉄艦の製造に付て其進歩は千八百五十九年に於ける佛國の度に及ばざりしと雖とも千八百六十二年には長足の進歩をなし未だ千八百六十五年に至らずして既に三十艘の甲鉄艦を有し忽ち海權を恢復するに及べり‖クリミヤ‖戰爭の前に常備陸軍は十一二萬の間に在りしが其戰の間には一躍して直ちに廿五萬に上り爾后殆んど其半ばに減ず千八百六十年には復た十四萬三千に增せり是れ重もに‖クリミヤ‖戰爭の間に編制したる民兵を解くが爲めなり千八百六十三年には其數十四萬八千人に及び是より千八百七十年迄は漸次減少せり

斯の如く人員は減少したるも海陸軍共に益々其費の多きを加へり是

れ一方に於ては海陸兵士衣食住の費用に增加を來したるが爲め又た一方に於ては兵學發達して攻守の術改りたるが爲めなり千八百五十九年より六十二年に至る四年間は殊に費用多端なる變遷の時期なりしなり千八百六十年の陸海軍費豫算は驚くべき增加を表はしたり是れ一は佛國攻侵の患あるに因り一は支那遠征と武器改良の爲に一般に費用の嵩みたるに因る支那遠征は千八百五十九年に於て八十六萬磅を要し此年又之が爲めに更に陸海軍費に百六十余萬磅の支出を要せり即ち其中經常陸軍費は六十八萬磅經常海軍費は四十六萬四千磅の豫算なりしなり千八百六十年の夏、總理大臣パルマーストン卿は其の海防案を提出し、三十九票に對する二百六十八票にて可決せられたり此決議は當年には輕少の負擔を及ぼし其額は凡五萬磅に過ぎざるも極めて巨大なる資金の入用を國家に生せしめたるものなり是より

先き前年特命せられたる國防委員ハ千百八十五萬磅を海防に費すべき事を建議して曰く百八十八萬五千磅は以て土地買上に用ゆべく七百萬磅は以て砲臺建築に用ゆべく五千萬磅は以て船具武器に用ゆべく百萬磅は以て浮砲臺に用ゆべしとパルマーストン卿の立案は、土地を買上げてプライマウス、ポーツマウス其他の諸要港に防禦砲臺を築くが爲めに總て九百萬磅を費やすに在り而して經費は年々の要求額を有限年金として之を借り入れ砲臺竣工し之を防衛する經費ハ當年の歳入より支辨じ先づ一時に二百萬磅を調へ餘は入用あるに隨つて之を給する者とし千八百八十六年に至りてハ其金額七百五十萬磅に達せり而して砲臺を竣工せしむるが爲めに其豫算の如く尙ほ百五十萬磅を要するなり

千、七、百、八、十、六、年、陸海軍委員の建議に由り當時の宰相ピット氏はポーツ

マウス及びプライマウスに砲臺を築くが爲めに七十五萬磅の支出を國會に要求せしが反對黨は砲臺を築くは君主が人民の自由を抑壓するの利器となるも測る可からざれば最も危險なりと論じ遂に議長の表決權に由て此議案は廢棄せられたり爾後戰爭の起りたる時に臨み急に砲臺の建築を始め之れが爲めに畧ぼ九百万磅を費せり然れとも此等の建築は極めて不完全なれは千八百十七年に於て委員は此等砲臺の無用なるを説き最早之を維持するが爲めに費用を支出す可からずと勸告するに至れり蓋し委員は以爲らく砲臺城砦よりも强大なる者あり武勇なる兵士ある國家の干城なるべしと是に於てか砲臺は壞敗するが儘に放棄せられたり然れとも之れと同時に軍艦も漸く老朽し兵士も操練を怠りたり既にして干戈再び歐洲に動くや英國の地位は安全ならず時々外患の恐慌を起せり爾來政府は相繼で國防に意を

注かざるに非ざりしも千八百五十二年民兵を再置するの外一も實効を奏せすパルマーストン卿は常に國防論の主張者なりしが方さに其機會は到來せり卿は政權を握り而して輿論は大に熟したり卿は以爲らく如何なる砲臺の設けありと雖とも敵兵の上陸を防ぐと能はす乃ち砲臺は全國の沿岸を繞らして盡く築く能はざるも要衝の地には之を築かさるを得すと故にパルマーストン卿の提出したる議案は船渠と武庫とを固むるに在り乃ち卿の演說に曰く

今や船艦は舳艫相含み英佛兩國間の海峽に橋梁を架するか如し佛國の艦隊は頃刻にして此海峽を渡り一擊の下に英國の沿岸に在る船渠武庫を陷るゝを得べし若し船渠武庫にして一たび陷らば英國の海軍は其根を斷たれ復た軍艦を搆造修繕するに由なかるべし而して若し我が英國人にして海上の主權を失はば國家の前途は果し

て如何各國皆な其海軍武庫を防禦せり而かも固く之を防禦せり英國は獨り之を防禦せずして恬然たるべき乎、………夫れ砲臺の設置は必ずしも陸軍の増加を要せず却つて多く陸軍の勢を省ぶくに足るべし何となれバ砲臺は補助隊を以を守衛し防禦するを得べければなり而して船渠を防禦するに砲臺の設けあれば艦隊は自由自在に攻擊に進み出づるを得べし殊とに砲臺の設あれば以て幾多戰爭の恐慌を免かるゝを得べきなり云々

此演説は正さに時勢の必要に適し機會に投したるを以て當時決して抵抗す可らざるの勢力あり其要求の金額は忽ち可決せられたり獨りブライト氏は痛く此議案に反對し出納大臣グラッドストン氏も亦たこれに反對の意見を懐きたりと云ふパルマーストン卿は終に臨み一言して曰く

砲臺果して必要なりとせバ其必要は最も急なり砲臺の必要ハ眼前に迫まれり其眼前に迫りたる敵國外患に對して十八年も二十年も國防を猶豫するは愚の至りならすやと是に於てか滿場の議員ハ殆んど今にも佛國の爲めに襲擊せられて英國の海軍根據地を陷れらるゝが如く想像し忽ち九百万磅の要求に應じたり惟ふにパルマーストン卿は當時三四年の內に英國の砲臺は竣工すべしと自ら信じて疑はさりしならん而して卿は每年國會の議決を要せす有限年金の制に據り經費の入用あるに隨つて之を支出するの案を立てたるは其砲臺の竣工を速かにせんが爲めなり然るに其の結果は果して如何ん今日に至る迄其成功の著き者あるを聞かす其報告は何ぞ曰く「砲臺は竣工したり然れども未だ砲門の備へあらす」と、是れ其設計の不完全なる者あるを以てなり爾來英國に於て佛國侵攻の患もな

く千八百六十二年第二回經費として百二十万磅の要求ある時に當ては世人の感情も既に甚だ冷淡となり軍費の非常に過大なるを思ふに至れり加之ならす近頃甲鐵艦が砲臺よりも有力なりとの議論起りしより世人は謂へらく「彈丸も貫く能はず城壁も當る能はずして而して船渠武庫を陷いるゝに足るの甲鐵艦あらば砲臺將た何の用をか爲さん軍艦に相對するには軍艦を以てせざる可らず」と、然るに千八百六十三年には又た世論一變し甲鐵艦の砲臺に及ばざるを發見してより其議案は難なく通過し爾來年毎にと其經費を可決し砲臺の建築を經營せり然れとも其の充分に武器を備へて敵を受くるに足るは果して何れの日にあるや未だ知る可からすと云ふ千八百六十一年の歲出は追加豫算の爲めに大に增加したり即ち此年の末一萬四千八人の兵を加奈陀に出したるを以て陸海軍費の豫算に八

十四萬四千磅(陸軍費六十萬九千四百磅、海軍費二十三萬四千磅)を加へ且つ二百五十萬磅を費して六艘の甲鐵艦を製造するを議決したるを以て其の第一回の支出額として二百五十萬磅を加へ、又支那戰爭の爲めに海軍豫算に十三萬磅を追加し更に千八百五十九年の陸軍費の實際不足額を補ふ爲めに二十萬六千六百磅を要したり千八百六十二年の通常國費の增加は殆んど全く年費の爲めに增加したるものなり千八百五十三年には陸軍費九百三十六萬磅海軍費六百六十四萬磅合計千六百萬磅なりしが千八百五十八年には陸軍費千二百萬磅海軍費八百十五萬磅合計二千〇十五萬磅に上り此年には陸軍費千五百十四萬磅海軍費千百三十萬磅合計二千六百四十四萬磅とはなりぬ又啻に然るのみなら此費額に加ふるに最近五年間戰爭の爲めに費す所八百萬磅(支那戰爭に六百五十萬磅ニウジーランド土人

戰爭に四十萬磅、加奈陀戰爭の準備に九十萬磅)砲臺建築の爲めに費す所二百二十萬磅なりとす

千八百六十三年には國費大に減せり是れ實際軍費に於て減じたり此の減額を見るに至りたるは數年來經濟其の宜きを得たるに由るなり

千八百六十四年には二艘の甲鉄鑑を買上げたるが爲め海軍省の豫算に廿二萬磅の追加を要せり

千八百六十五年には陸海軍費二千三百二十萬磅(千八百六十二年には二千六百四十萬磅)に減せり即ち陸軍費に於て千三百萬磅海軍費に於て千〇二十萬磅なりとす

千八百六十七年にはナアビシニヤ遠征に二百萬磅を要したるが爲め陸海軍費全額二千五百八十萬磅に達せり是れ最近五年間の最高額にして實に千八百六十五年に越ゆると二百五十萬磅以上なり

千八百六十八年には陸軍兵士の給料一日に二ペンスを增したる爲め年々四十萬乃至五十萬磅の增加を致せり又此年、彼のパルマーストンの企てたる砲臺に武器を備ふることを始じめたり且つ此年クラッドストンの內閣は陸軍の買職法(軍隊に入り武官たらんとする者は金錢を出して其地位を買ふ法)を廢し軍役の年限を短縮(廿一年なりしを十二年とす)し豫備軍の法をも設け其他多く陸海軍の改革を創めたり而して此改革の爲に海軍費は大に減少し千八百六十九年より七十二年まで平均九百五十萬磅と九百七十五萬磅の間に出入するに至りしかども船具の價格騰貴等の爲め各軍艦に於ける雜費は增加したり陸軍も之か爲めに大に人員を減少したるに由りて千八百六十九年には大に軍費を減じたれとも幾ばくも無く歐洲列國の形勢に於て兵數を增さゞるを得さるに至れり

千八百七十年には嚴正中立を布告し戰鬪の備を成したる事等の爲めに非常の經費を要したるも陸海軍兩大臣の盡力に因り陸軍費千二百五十萬磅海軍費九百五十萬磅合計二千二百萬磅に減少せり是れ千八百五十八年來の最低額にして此の低額より軍事費は殆んど絶へす增加し來たり千八百八十六年には遂に三千二百五十萬磅の巨額に達せり

千八百七十一年の豫算に於て海軍費は三十萬磅の增加を致し陸軍費は三百二十萬磅の增加を致せり蓋し普佛戰爭のありしか爲め即時に英國陸軍に二萬人を增加したるのみならす永久に軍事費の增加を致せり且つ砲臺に武器を備ふるの特別費あり砲銃の變更あり豫備軍の新制度、師團の新編制、買職法の廢止等皆な費額の增加を促がしたる者なり

千八百七十二年の陸軍費は前年の實費千四百九十八萬磅に對して千三百四十七萬磅なりとす即ち千八百七十年に比すれば百萬圓越えたりと雖も七十一年よりは百五十萬圓少なきなり而して海軍費は大差なし即ち千八百七十年には九百四十六萬磅千八百七十一年には九百九十萬磅に上り此年には復た九百五十四萬磅に下れり千八百七十三年の豫算に就ては陸軍費は前年より四十三萬磅海軍費は三十三萬磅合計七十六萬磅を増せり是れ陸海軍費の重なる物即ち糧食、鉄、石炭、被服の代價近年大に且つ速かに騰貴したるに由るなり而して其の騰貴の甚しきや千八百七十三年には陸軍の兵粮、及び被服の代價のみにても前年の代價より四五十萬磅の增加なり之と均しく海軍費の豫算も石炭と鉄との騰貴のため軍艦製造幷に修繕に於て大に其費を增せり加之ならす勞役社會繁昌にして賃銀高きが爲め陸軍に

於ても兵士の給料を増さゞるを得ざるに至り海軍に於ても亦た造船所の賃銀を増さざるを得ざるに至れり而して同年の決算實額は斯く物價の騰貴にも拘はらず千八百六十七年よりは百七十五万磅減少を致せり即ち其陸軍費は六十七年の千四百四十万磅に對して千三百八十万磅海軍費は同く千百四十万磅に對して千〇四十万磅なりとす

千八百七十四年は北極探檢の爲め遠征艦を派遣したるが爲め及び船艦の製造修繕等の爲め前年よりも海軍費を増加し即ち千八百七十四年には千〇六十八万磅に達し七十五年には千〇九十万磅に、七十六年には千百三十九万磅に達せり

千八百七十六年の陸海軍費豫算は前年よりも七十万磅を増加したり其海軍費の増したるは船艦に銃砲を備へたるに由り其の陸軍費の増したるは重もに豫算に於て四千人の増員を見積りたるに由れども亦

た或は糧食被服代價の騰貴或は施條銃を增加し或は非役士官の給料を增加し或は本年陸軍整頓條例の發布ありしに由るなり
千八百七十七年には陸海軍費合して二千五百五十万磅餘なり是れ物價の下落したるに由るなり但し南亞非利加に於てカッファー蠻族との戰ひ起りし爲め及び露西亞と土耳古との戰ひに付て地中海のマルタ島に印度の兵を送り出すが爲めに公債を以て支出したる臨時費は此中に算入せず
千八百七十八年には露土の戰も止みて講和成りたるを以て軍費豫算も平常の豫算なりしに尙ほ前年の通常實費よりも陸軍豫算に於ては六十四萬磅、海軍豫算に於ては十萬磅を增加せり
千八百七十九年及び八十年はズールー戰爭及び南亞非利加に於ける幾回の小戰幷にアフガン戰爭等の爲め多く臨時費を要し大藏證劵の

發行を促がしたり

千八百八十四年に至ては國家多事の爲め陸海軍通常費も大に增加し加之ならす埃及事件等外交困難の時に當り英國海軍の力は充分ならすとの輿論盛んに起り海軍省も最初は之に抗抵せしが遂に輿論に從はざるを得す仝年十一月議會の協賛を得て軍艦を增製し及び石炭貯藏場を防護するが爲に五年間を限り特別費五百五十萬磅を支出する事と爲り是れ千八百七十九年に於て英國殖民地及び海外貿易保護の實況を調査することを命せられたる委員等千八百八十二年に至て其報告を爲し石炭貯藏場を防禦するの極めて緊急なるを建議し又た千八百八十五年には內閣大臣も商港及ひ軍港等の海岸防禦を改良するが爲めに凡四百萬磅を費さゞる可からざる旨を公示したるに由るなり

英國と各國との海軍經費比較

英國の海陸軍費は共に近年に至て增加せり蓋し陸軍費の增したるは重もに軍隊編成の改革に由り海軍費の增したるは多く船艦を製造せしに由るなり然れども此の軍費の增加に就ては充分に說明し難き者あり要するに陸軍の經費は議院の監督緩慢に過ぐるの責を免かれずと云へり、而して海軍は元來英國の地位に於て經費の多は當然なりと雖も動もすれば浪費の弊に陷るを免かれざるが如し、今日英國の海軍に於ては未だ軍事上造船の改良、砲術の變更、戰術の發明なるを聞かず而して千八百八十一年に於ては其の海軍經費總計一千〇七十萬三千磅にして佛國の海軍經費に比すれば多きと二百万磅なり各國の海軍費中英國に比し得へきものは佛國の外なし而して其の差此の如し他の之れに及ばざると知るべし千八百七十七年に於て獨逸の海軍經費は百八十年に於ける伊太利の海軍經費は百二百五十萬磅を要し、千八百八十年に於ける伊太利の海軍經費は百

八十萬磅にして露西亞の海軍經費は二百六十萬磅に過ぎず合衆國は外國に保護を要すべき屬地なく共に競爭するに足る者なしと雖とも其海軍經費は歐洲各國に比すれば割合に多く一時は五百萬乃至六百萬磅の間にありしか當今は減じて三百萬磅と爲れり

英國と各國との陸軍經費の比較

歐洲各國が海軍に於て欠く所は陸軍に於て之を補へり然れとも陸軍に於ては英國は他の各國と比較し難きものあり即ち英國の陸軍は志願兵の制を用ひ各國は徴兵の制を用ふ故に英國に於ける陸軍の費用は其の兵員に比すれば割合に多し且つ印度に負擔せしめたる經費を計算すれば其の割合益々多しとす蓋し印度が毎年陸軍費として英國の出納院に納むる所の金額は一百萬磅に超へ又六萬の兵は常に印度に駐在し其經費は印度の出納局に於て之を支辨せり若し此等兵隊の

費用を盡く英國の出納院に於て支辨するときは其陸軍費は更に多きを加へん要するに志願兵の制を用ふるときは兵卒の食物、被服、給料等徴兵の制を用ゆる者よりも厚からざるを得す加るに其陸軍に於ては士官の數多きに過ぎ從て上等の恩給を得る者極めて多し近時稍や其弊を矯むるに至りしと雖とも尙は其の跡を絶たす蓋其兵制は他國と相異なるを以て精密に比較するを得されとも茲ま歐洲大陸諸國の陸軍費を揭けて英國との比較を試むれは左の如し

千八百七十七年に於て獨逸の陸軍費は千八百八十萬磅にして佛蘭の陸軍費は二千二百八十萬磅なり千八百七十九年に於て伊太利の陸軍費は七百三十萬磅にして墺地利匈牙利は千四百萬磅露西亞は千九百萬磅なり合衆國は陸軍に於ても兵員を要すること寡く僅かに八百萬磅に過ぎず是れ其四政畧の相異なるを以てなり

# 第二十五章　英國衆議院に於て海軍擴張費議事要錄

海軍は専門の學術に屬するを以て軍艦製造の設計上に就き議會に於て其經費の當否を議定するには専門の智識あるを要す英國の如きは海軍専門の人物にして衆議院の議員たる者少なからず故に其海軍費を議するに於て政府の豫算設計等に就き欠典を摘發し冗費を省き有益に用ゆることを得るなり軍艦の構造設計等に就ても其詳細を質議して遺す所なし我國の衆議院議員中海軍擴張論を抱持する者あり余も亦た其一人なり然れども漫に國財を費し其實効の擧らざるが如きあらば國家を誤るの虞あり玆に英國の衆議院に於ける海軍擴張費議事の實況を畧記するは補益なきに非らずと信ずるなり

一千八百八十九年三月五日英國衆議院に於て海軍委員長、海軍擴張

特別費請求の說明抄錄

海軍大臣ハミルトン卿說明して曰く我國は歐洲中何れの國を問はず二國を合併したる海軍に相當すべき勢力を張るに至らずんは滿足するを得ざるなりと

今爰に兩樣の法あり即ち比較上經費の少額を取るべき耶將た增額を要すべき耶兩者何れか其一を擇はざる可らず卿は斷言すらく我政府は此後者を取るに於て毫も躊躇せざる所なりと又顧ふに曩に大砲の供給に遲緩を生ずるの患ありと雖とも今後再び斯の如き事なく其準備完全して海軍に要する大砲は遲滯なく直ちに其需に應ずることを證するに足ると次に政府の原案を說明して曰く二千百五十萬磅の費用を以て七十隻の新艦を製造艤裝すべき事を設計したり其內三十八隻分に當る一千五十萬磅の支出は每年議會の協賛を要するも三十二隻

分に當る一千萬磅ハ特別の經續費に屬し毎年議會の協賛を經るを要せざる者と爲れり新造設計の軍艦は排水噸數各々一万四千噸の一等戰鬪艦八隻、九千噸の二等戰鬪艦二隻、七千三百噸の一等巡航艦九隻、三千四百噸の小巡航艦廿九隻、二千六百噸のパンドラ形小巡航艦四隻、及七百卅五噸の水雷砲艦十八隻、總噸數三十一万八千噸なり此經費總計中一千百五十万磅分に當る三十八隻は官立造船所に於て起工し一千万磅分に當る三十二隻は私立會社に請負と爲さしめ即ち大戰鬪艦四隻、一等巡航艦五隻、二等巡航艦十七隻、水雷砲艇六隻を製造し之に裝砲し且つ艤裝するを得るに足るべき計算なり總て是等ハ其請負仲間に於て同盟して以て價格を騰貴する等の事なきを豫約せしめ其中先づ二十隻即ち一等戰鬪艦四隻、二等戰鬪隻一隻、一等巡航艦三隻、二等巡航艦六隻、水雷砲艦六隻の起工に着手し四年半を出てずして總數を竣工

するなるべし海軍大臣ハ説明の終に臨み一言すらく我國土を充分に防禦し且つ我商業を堅固に保護するの攻畧は海軍を擴張するに在るなりと

○一等戰艦を新製する採擇設計（採擇設計とは數多の設計を成し其中に就き最良なる設計を採擇するを謂ふなり）

一千八百八十八年八月十七日海軍高等委員は千八百八十九年乃至九十年に着手すへき一等戰艦の設計に付要領を議する爲め海軍特別委員會を開けり本會は英國及び外國海軍に於て最近製造の戰艦及び製造中の戰艦に就て其設計の要領及び各種の艦船に裝備したる兵器及び防禦の方法を說明し參考に供したる者は左の如し

(第二)　自由甲板、速力、石炭維持、主次砲門、裝甲防禦等其他の要点を各個に論議し海軍造船長の海軍委員へ呈出する造船採擇設計に一定の方針を立てしむる豫備議定を爲し各種戰艦に指定したる兵器配置

法の相異なるを比較對照し而して後全會一致をするの新造戰艦の兵器分配れ左の趣意に基くべき事を議定せり

(一) 四個の重砲(主砲)を遠隔したる二個の防禦定位に備へ而して各一對の重砲は等しく龍骨線上の兩側へ据へ二百六十度の射角を與へ名砲共に兩舷發射の自由を得るを要すへき事

(二) 二個の重砲定位の間に長砲臺を設置し補助兵器(從砲)の多數を備へ而して實地上各砲相互に支障せざるを目的として配置すへき事

(三) 激烈爆發藥の進歩改良するを考察し以て補助砲の位置を可成的離隔せしむるを要す而して其砲は重に中甲板に備ふるより寧ろ二甲板に搭載するを要すへき事

(第二) 補助砲及び其砲身を保護するの最良方法を審議せしも其議決

は目下着手の實驗終結まて之を猶豫する事

（第三）兵器の配置ハ數多の方法を講究し其利害得失に就て精密なる比較をなすに非らされは容易に決定す可らさる事

（第四）重砲の孤立は（即ち一砲台に一個の重砲を備ふるを云ふ）幾分の利益を有すへしと雖とも一二戰艦の實驗に據れば實戰上に於て補助砲の獨立運用に過大の支障を生すべし又一砲台に一砲門を容るゝ四個の砲台を構造するは一砲台二砲門を容るゝに二個の砲台を構造するより其裝甲の重量及び之に對する多くの費用を要する事

（第五）防禦裝甲の面積を減縮する爲め重砲の位置を可成的中央に近接せしむるの法も亦た再考を要する爲め猶豫する事

重砲を中央に集合するの利害に就て評議決定の條件左の如し

中央砲堡、露砲台、又は砲塔にして重砲を備へ或ハ中央砲台の如き其

位置は兩舷眞横或ハ梯形舷側砲を備ふる者或は砲塁(したてる)の如き水面上高く位置し船体裝甲を以て隔離せし者を採用するは頗る危險なりと議定せり而して其危害は左の二項に類別すへし

(一) 單一の重砲榴彈裝甲部內(又は下部)に於て破烈し以て主砲を不用に屬せしむるの大危害たる事

(二) 主砲を此の如く配置する時は強力なる多數の補助砲をして勇猛なる運用を爲さしむるに過大の困難を與ふる事

右二件議定の前に臨んでは外國に於ける兵器配置法の中に就き離隔法又は集合法を實施せしことをも參酌せり又た最近の設計なる者は英國海軍に於て曩に將來戰艦の最良法として決定せし配置と殆んど相同しき者なり熟議の末委員會は各一等戰艦の主砲は十三吋半六十七噸砲四門たるべく尚ほ補助砲は六吋急射砲十門及び數多の六斤乃

至三斤の速射砲幷に機關砲たるべきことを決定せり

○戰。鬪。艦。の。設。計。に。係。る。議。事。錄。

一千八百八十八年十一月十六日委員長の室に於て開きたる會議に於て一等戰鬪艦の設計に對する兩樣の意見中其一を採擇するの目的を以て討議せんが爲め海軍大臣海軍將校十名及砲器部長、造船部長出席せり其設計の大体ハ曾て之を委員會の商議に附し其細目は海軍將校に負擔せしめたる者なり

會議を開くに當り委員長ハ近世戰艦の實況を詳悉せんか爲め先つ一等戰鬪艦の設計上重要の事件を演說し近來諸海鎭及び演習司令長官の任に在りて閱歷經驗ある將校各自の意見を聽くことを得るは大に希望する所たる旨を告げ議事を捗らしめんが爲め排水量一萬四千噸を以て本位と爲し一等戰艦採擇設計の標準と定めたり序を追て數樣の

設計に成りたる者を取り左の數件に就て海軍將校の説明を促したり

(第一) 速力

(問)駛航の時に際し其通常速力十五海里其非常速力十七海里なるを以て一等戰鬪艦に充分なりとする乎(答)或は是等の速力より尚ほ速かならんと欲する者あれども然する時は艦積及費用に頗る增加を要するか故に是等の速力を以て充分なりとす又大速力ある一二艘の戰鬪艦を有するよりも寧ろ同額の經費を以て是等の速力ある戰艦の多數を有するに若かさるべし

(第二) 艦用軍器の配置

(問)他國の海軍に使用する軍器の配置に關して兩樣の方法中孰れを採擇するの利ある乎(答)設計新艦の「アドミラル」號「ナイル」號及び「トラファルガー」號の重砲及び補助砲配置の大体に就てハ無上の良法たる事ハ

全會一致の意見なり多數の裝甲部内に於ける重砲の配置法は英國海軍の「インペリユース」號及び佛蘭西海軍の過半の戰闘艦に於けるか如く最も利ありとするも大砲保護の爲めに要する裝甲の重量甚た大なるか爲め從て不便を生し且つ補助砲と重砲の發射上相支障する等の弊ありて畢竟利害相償ふに足らさるなり又た裝鉄の面積を減して其厚さを增さんか爲め重砲を艦体の中央に集むるの採用すへからすと斷言す蓋し其大砲の同時に廢替に歸するゝ間々此配置法に因て惹き起す所の危害にして且つ補助法の効績ある戰闘に際し重砲の發射とし支障するの弊あり

（第三）　裝甲配置法

（問）艦首艦尾をして無裝甲たらしめず其首尾共に帶甲せしむるは果して良法なる乎（答）今考案中の設計に於けるか如く艦体の長き大部を帶

甲するは其帶甲の前後に於ける保護甲板上の餘地を縮むるを以て敵彈穿通の爲めに海水浸入するの時に當り艦の沈むことも甚しからず然れども艦体の兩端に至るまで帶甲するを要せず帶甲上更に厚さを加へ以て水線部を保護し得べき重量の分配を爲すは全會一致の意見中なり

(問)艦首に於て保護甲板部の上邊を薄く裝甲するも輕砲の射擊に遭ひ艦首の穿通を防くに充分なるべき乎若し穿通する場合にては多量の海水艦首に浸入し海上危難に陷るを免るへき乎

(答)若し斯の如き裝甲を爲すことせハ豫定の水線上より著しるき高所に至るまて之を裝甲せさる可らす而して其重量も亦非常なるに至る不便あるへしとは全會一致の意見なり

(問)採擇計畫の中に就て裝甲配置法の利害ハ果して如何ろ乎

(答)重砲四門の爲め單に一個の砲堡を設くるよりも寧ろ堅固に保護したる二個所の砲堡を設くるの利あるに若かす又た帶甲部甲板より中甲板に至るまての中央部は數多の區畫に分ち內部の石炭艙と附着するの裝置にして槪して四吋の裝鉄を以て充分なりとすべし但し裝鉄の重量過當ならさる限りは帶甲の中央部の上邊に附着せし四吋鋼鐵の厚さを增加するの利用を爲すべし(其厚さを启ちに修正して五吋と爲せり)補助砲及び其砲手に相當の保護を加ふるの構造は全會一致の贊成なり

(第四) 海上速力の維持

(問)海上に於て速力を維持するの法は如何なる乎(答)海上に於て速力を維持せんには露砲台艦の爲めに設計せる高處に備ふる大砲よりは寧ろ同一の排水量を有する砲塔艦の爲めに設計せる低處に備ふる大砲

を可とするなり

（第五）　砲塔と露砲台

（問）砲塔と露砲との利害ハ如何なる乎（答）露砲台は一般に巡航を目的とせず戰砲に採用するに最も適すへき者なり

（第六）　大砲

（問）重大の砲は其効あり乎（答）近來重量凡ろ五十噸の十二吋砲を鑄造す可しとの說は頗る勢力を有したれども斯の如き大砲は今一も英國に現存するなし外國の軍艦には重量七十五噸砲を備へたるあれども現に其効ありしは六十七噸十三吋半砲にして且つ其彈藥及び砲架の細條に至るまで總て全備したれとも今着手すべき戰艦三隻に備ふる重大の砲は六十七噸砲を以て適當と爲すべし其他桅檣、信號法、端艇等の如き砲船の軍裝に關係を有する細目に就ての問答ありたれども之を畧す

一千八百八十九年に於ける英國海軍の設計ハ前述の如し爾後二年の間其工事ハ漸く歩を進め政府報告書中海軍大臣の豫算説明に據れば其年期及び費額に於ても豫定に違はず竣工の見込あり其總艦數は前述の如く七十隻にして總噸數は三十一萬六千噸あり總大砲ハ五百四十門にして機關砲及び小口徑砲は此數の外に在り一千八百九十四年即ち今より四年の後に至れば兵器軍裝共に盡く竣工の目算なり私立會社に注文したる一隻は工程甚だ遲緩なれども之を除くの外六十九隻は其兵器準備砲をも加へて定期の前に竣工すべし官立造船所の製造に係る軍艦兵器の裝置に於てハ豫算定額より三十一万三千磅の減少を致したれども艦体、滊鑵、及機關の經費に於て九十二萬磅の増加を致し差引超過額は六十萬七千磅と爲れり其原因は物價の騰貴したる事及び其面積を増す必要ありて巡航艦に重大なる滊鑵を据へ替へ

たる事と無烟火薬射彈反動の力に敵する爲め砲臺と砲基とを堅固にしたる事實地演習と遠洋航海とに由て得たる經驗を利用して變体を用ひ改良を施したる事即ち是なり

一千八百五十年前十年間大軍艦製造の實費を平均するに議會に提出したる豫算案に超過すると百分の二十乃至三十の甚しき相違ありたれども今回の豫算に於ては其超過額は僅かに百分の三以下なり準備の兵器代價を加ふるも百分の五以上たらず其經驗を重ぬるに從て豫算の精確なるを致せり

ハミルトン卿の設計が議會に於て可決せらるゝ以前に設計したる軍艦を製造するが爲めに造船所は工事を怠らず前三年間に竣工し第一豫備艦隊に編入せられたる軍艦は左の如し

第一等戰鬪艦　トラフアルガア號ヴィクトリヤ號カムペルダウン號

各一萬四千百五十噸
第二等帶甲巡航　隻
スループ形軍艦　二隻　バシリスク號ビーグル號各一千百七十噸
第一等砲艦　五隻　各八百五噸
水雷砲艦　三隻　此內シャープシユーターース號　七百三十五噸
曳船　一隻
右は千八百八十九年より九十年の間に竣工
第一等戰鬪艦　サンスパレイル號
帶甲軍艦　バルバラ形二隻　各千八百三十噸
　　　　　ブランヘ形四隻　各千五百八十噸
非帶甲第一等砲艦　四隻　各八百五噸
水雷砲艦　六隻　各七百三十五噸

右ハ千八百九十年より九十一年の間に竣工

第一等艦　一隻　ナイル號

帶甲水雷本艦　一隻　ヴルカン號

帶甲第一等巡航艦　二隻　ブレーキ號ブレンヘイム號各九千噸

ベレロナ號　千八百三十噸

右は千八百九十一年より九十二年の間に竣工

以上は舊設計に成りたる者にして其他新設計に成り來年度に於て豫備艦隊に編入せらるへき軍艦は左の如し

第二等巡航艦　十八隻　アポロ形　各三千四百噸

第三等巡航艦　四隻　パラス形　各二千五百七十五噸

以上軍艦の中に就き新形の第一等戰鬪艦は攻勢及守勢に於て最上の實力を具備する者なれども其形の大なると其費の多きは一大欠典な

り第二等戰鬪艦の新設計は近頃海軍省の是認する所にして其排水及經費は舊設計に比ふれは著しく減少せりと云ふ
佛國に於ても亦た海軍擴張に力を用ひ其竣工の期近きに在る十隻の甲鉄軍艦れ左の如し

子プチユン號（二〇六百噸）千八百八十二年に起工し本年竣工の豫定なり
トレナール號（ヒユリエー形）近時設計せられたる者あり
ブレニユウス號（一萬一千噸）千八百八十七年に起工し千八百九十三年に竣工の豫定
マヂエンタ號（子プチユン同形）千八百八十三年ツロン港に於て起工し
　工程八分に及べり
甲鐵艦
　フウヴイン號ゼムマップ號カルミー號

（各六千七百噸）私立會社に注文したる者にして工程は本年
殆んど四分に及べり
帶甲巡航艦デユピー、ド、ロム號（六千三百噸）千八百八十六年七月ブレス
トニ於テ設計し明年竣工の豫定なり
シャルチル號ブリコス號（四千七百四十五噸）ロセフチールに於て工事
中なり、
右同形ラトウシエトウイユ號はハーヴルに於て製造し
シャンヂイ號はボルドウに於て製造し兩ら私立會社に注文したる者
なり
巡航艦アルセル號（四千百二十噸）千八百八十七年に起工し本年竣工の
豫定なり同形のイスリー號は同年に起工し工程は本年七分に及べり
第三等巡航艦シユーシエ號（三千三十噸）右同年に起工しツロン港に於

て工事中なり工程は本年六分餘に達すべしブゼラウ號シャセロウ號ラムパア號フリアン號の三隻ハシユーシエー形を改良したる者にして(各三千六百噸)シエルボルフ、ブレスト、ツーロンの三港に於て着手せらるべし

水雷巡航艦ワツチニー號は(千三百十噸)千八百八十九年に起工しロシエフヲルに於て工事中なり明年に至て竣工すべし

同形のフレリユー號はシエルボルフに於て起工する筈なり

スループ形水雷艦シヴリエル號クジエル號(各四百五十噸)はロリエンに於て工事中たり本年に竣工すべし同形のカチナヤ號イベルヴイユ號ラボイシエイ號は私立會社の請負工事となれり

第一等帶甲砲艦二隻各千六百四十噸)は竣工の期近きに在り其内フレゼトン號は千八百八十五年に起工し明年竣工すへくスチイ號は千八

百八十九年に起工し本年工程は殆んと七分に至るべし、運送艦マンシエー號ハ本年シエルボルフニ於テ竣工すへし其他の運送船二隻及び帆走船一隻ハ未た工事に着手せず

航海水雷艇十七隻第一等艇二十隻、第二等艇五十三隻は本年竣工すべし

獨逸に於ても亦た海軍擴張費として昨年及今年の海軍省豫算額は四千四十四萬磅の多きに達せり設計工事中の軍艦は左の如し

一等甲鐵艦四隻(各一萬噸)其裝砲ハ最も重大にして四十四噸砲を以て成り三十吋の鐵板を貫くの力あり製造費ハ一隻に付四十八萬磅なり千八百九十四年に至れば四隻同時に竣工すべし

海岸防禦甲鐵艦　二隻　(各三千六百噸)

巡航艦五隻其内一隻ハ五千噸、一隻は五千五百噸、一隻ハ三千六百噸一

隻は千八百噸乃至千九百噸、一隻は千五百八十噸
スループ形水雷艦　一隻　七十噸乃至八十噸
巡航艦二隻(各千八百噸アドレル、エベル、二隻の老朽艦を補充する爲めなり)其他快走船一隻
此等の軍艦竣工の時には獨逸海軍の勢力は俄然增加するに至るべし
伊國は近時大に海軍を擴張したるか尙は其備を怠らず政府か海軍擴張費として提出したる增加額は三百萬磅の多きに及べり新艦製造の設計は左の如し
第一等、戰鬪艦各一萬四千噸
第二等戰鬪艦各八千噸、巡航艦　各四千噸
各艦に於ける速力及砲力は成し得べき限り之を充分にするの設計なり

甲鐵艦レ、アムベルト號（一萬三千九十噸）はカステラマルに於て工事中なりしか本年竣工すべし同形の甲鐵艦五隻も亦た竣工の期近きに在り其内シシリー號は千八百八十四年ヴエニスに於て起工し千八百九十三年に至れは竣工すべしサルテグナ號ハ千八百八十六年以來スヘシアに於て起工し千八百九十四年に竣工すべし其他同形の甲鐵艦三隻の經費は海軍省の豫算額中に決定せり

巡航艦八隻は工事中なりアムブリア號ロムバルジア號の二艦は各二千三百噸にして千八百八十八年に起工し本年竣工の豫定なりエトリユリア號リグリア號の二艦は明年竣工すべしマルコポーロ號は四千四百六十六噸にして千八百八十九年カステラマルに於て起工し明後年に至て竣工すへし

エトナ形の三艦も竣工の期近きに在り排水量各三千五百三十噸スル

ミチーブ形水雷艇十三隻は工事中なり其中の三隻は其名未だ定らずミチルヴア號アルシユサア號ウラニア號は各八百四十六噸にして本年及び明年の中に竣工すへし同形の水雷艇八隻も將に着手せんとす航海水雷艇の工事は今や大に捗りたるを見るあり

露國に於ても海軍擴張に力を盡し其設計工事中の軍艦は左の如し

大甲鉄艦三隻チエスマア號シノプ號エカテリナ第二世號は黒海に於て起工し各一萬百五十噸なり此三隻は實戰に臨み最も完全堅固なる者なり

帶甲鉄艦一隻亞歷山第二世號ニマラス第一世號は千百八十四年黄海に於て起工し千八百五十噸なり二隻共に既に竣工し前者は千八百七年に進水し後者は昨年に至て進水せり其構造ハ兩ら帶甲巡航艦形にして十四吋の厚さあり其他二隻の甲鉄艦も今や黄海と黒海に於て工

事中なり露國か近時走船の術に於て長足の進歩を爲したるは各國の奇怪に想ふ程なり千八百八十年ジンボル公號の廢艦を補充するか爲めにウラヂメル、モノマーク號を新造し翌年に至て同形のヂミトリ、トンスコイ號を起工し其後アドミラルナチモッフ號の工事に着手したり此艦は八千噸なり此三隻は支那海に備へたり從來露國か牙旗艦として太平洋及支那海に派遣したる軍艦に比すれば大に優る者なり其他堅牢の巡航艦一隻パムヤ、アジヨヴア號は六千噸にして帶甲の厚さ六吋速力十八海里なり近年來露國は帶甲巡航艦を採用し地平線甲を採用せす此艦の如きも亦た帶甲三百四十呎の長さに互れり巡洋の遠きと航海の久しきに堪ゆるに適當せりと云ふ

○英國の海軍は何れの國を問はす二國聯合の艦隊に匹敵すへき力を備ふるに在りとは一定の標準と爲れり英國は果して此力ありや否曾て

佛國の海軍豫算に於て其委員の一人たるジェルヴィユ、レーミユ氏が作りたる比較表に據て之を知るを得べし今茲に其表を纂録するに佛國、英國、獨、墺、伊の三國同盟に於て千八百九十五年に至り備はるべき軍艦は左の如し

各國海軍比較表

| 國名 | 一萬噸以上ノ甲銕艦 | 一萬噸以下ノ甲銕艦 | 海岸防衛艦及銕張砲艦 | 四千噸以上鉄張巡航艦 | 二千乃至四千噸鉄張巡航艦 |
|---|---|---|---|---|---|
| 佛國 | 一三、 | 二〇、 | 二二、 | 一一、 | 五、 |
| 獨墺伊三國同盟 | 一七、 | 三〇、 | 二九、 | 一三、 | 一七、 |
| 英國 | 二二、 | 三二、 | 一五、 | 三一、 | 五一、 |

| 國名 | 通報艦及快走艦 | 反擊水雷艦 | 水雷艦 | 舊式巡航艦 | 戰鬪ニ堪ユヘキ軍艦合計 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 佛國 | 一三、 | 一三、 | 一八七、 | 一六、 | 二九九、 |
| 三國同盟 | 一八、 | 三九、 | 三七二、 | 二四、 | 五五六、 |
| 英國 | 三六、 | 四四、 | 一五八、 | 一五、 | 四〇二、 |

右表の外に三國同盟には水雷運搬艇七隻英國には同じく三隻あり

右の表に據て見れば近時五十年の間に英國の位地は他の各國に比較して大に上進したるの勢を察すべし千八百四十年メルボルン卿内閣の時代には佛國土耳其兩國の聯合艦隊に當るには英國海軍の力或は及ばざるの虞ありしも今日サリスボリ卿内閣の時代に於ては毫も此虞なきに至れり英國は實に是れ世界海軍の王なりと謂ふ可し

明治二十五年二月四日印刷
明治二十五年二月十日出版

（定價金五拾錢）

著作者　栗原亮一
東京本郷區駒込千駄木林町百五十六番地

發行人　愛敬利世
東京神田區淡路町二丁目四番地

印刷人　中村留吉
東京麹町區一番町十八番地

印刷所　自由活版所

賣捌書林

日本橋通三丁目　丸善書店
仝　二丁目　小林新兵衛
仝　一丁目　大倉書店
京橋區南傳馬町　有隣堂
神田雉子町　團々社
神田表神保町　中西屋
仝　仝　開新堂
京橋尾張町二丁目　東海堂
北海道札幌南一條西二丁目　前野長發